

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和7(2025)年6月

松蔭大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	11
基準 3. 教育課程	33
基準 4. 教員・職員	62
基準 5. 経営・管理と財務	67
基準 6. 内部質保証	74
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	81
基準 A. 社会連携	81
基準 B. 社会貢献	82
基準 C. 教員の研究業績等	85
V. 特記事項	87

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

松蔭学園は、昭和 16（1941）年に松浦昇平により創立され、「松蔭女学校」の開設を皮切りに、幼稚園・中学校・高等学校・短期大学・女子大学、さらには大学・大学院へと発展を遂げてきた。そのすべてに「松蔭」の名称を冠してきたことは、創立者が吉田松蔭の教育理念および教育成果に深く感銘を受け、人材育成に対して強い信念と情熱を注いでいたこと、またその志が後継者により一貫して継承されてきたことを示している。本学が現在、校是として掲げる「知行合一」は、まさにこの建学の精神を具現化するものであり、寄附行為第 3 条にも「本法人は、教育基本法および学校教育法に則り、学校教育を行い、知行合一を校是として、社会に有能な人材を育成することを目的とする」と明記されている。

2. 大学の基本理念

「知行合一」とは、学習により得た知識を行動に反映させ、実践を通じて知識を深化させていくことを意味する。本学における建学の精神は、「知る」と「行う」ことを一体のものと捉え、生きた学問を追究・実践する姿勢に他ならない。

3. 大学の使命・目的

本学は学則第 1 条において、「広く教養と専門性を養うと共に、社会で活躍するために重要なホスピタリティ（他者を思いやる心）を基盤とした人間形成を図り、良き社会人として心身共に健全な人材を育成する」ことを教育の目的として掲げている。この目的は、単なる知識伝授にとどまらず、学びを通じて「志」（人生目標）を形成し、その志を現実化する強い実践力と、実践の場におけるホスピタリティ精神を兼ね備えた人間の育成を意図している。以上の精神と目的に基づき、本学の教育目標は、「学びを通して人間性を磨き、他者への思いやりを育み、知識を実践に生かすことのできる人材を養成する」ことである。本学が目指す人間像は、以下の三点に集約される。

(1) 吉田松蔭が説いた「志」を有する人間の育成

「志」とは、社会の一員としての自覚および社会的責任感・使命感に裏打ちされ、人生の目標を実現しようとする熱意と意欲に満ちた姿勢である。

(2) 志を実現するための実践力を有する人間の育成

知識に裏打ちされた判断力・実践力は、良き社会人に不可欠な資質である。志の具現化に向け、教養と専門性を融合した行動力を備えた人材を育成する。

(3) ホスピタリティを体現する人間の育成

人類の平和的かつ持続的な発展に貢献するため、自立のみならず、他者と共生する力とホスピタリティの精神を併せ持つ人材の育成を目指す。本学では、その理念に基づき、ホスピタリティに秀でた社会人の育成を推進している。

なお、平成 27（2015）年 4 月には、「ホスピタリティのある人間」の育成を教育基盤とする理念のもと、人間に対する総合的理解を踏まえ、健康の回復および維持増進に資する看護に関する専門学術を探究し、幅広い専門的知識と高度な技術、倫理観および豊かな人間性を兼ね備え、創造的に社会へ貢献できる看護職者を育成することを目的として、看護学部看護学科を設置した。さらに、平成 29（2017）年 4 月には、「知行合一」の建学の精神に基づき、少子高齢化が進展する現代社会において地域が求める次世代育成支援人材（幼稚園教諭、保育士等）の養成に資する教育研究を推進する学科として、子ども学科を開設した。

4.大学の個性・特色等

本学は、「知行合一」および「ホスピタリティ」を基盤とし、経営文化・コミュニケーション文化・観光文化・看護に関する理解と実践を担える人材の育成を目指している。この理念のもと、建学の精神および大学の使命・目的を具体化し、実学を重視した教育を推進している。本学の特色は、主に以下の二点に表れている。

- (1) 実学重視の教育 建学の精神および大学の使命・目的に則り、優れた社会人に必要な基礎知識や技能を基礎ゼミ等で修得させるとともに、「専門科目」では実業界での実務経験を有する教員から、実践に根ざした判断力を学ぶ教育体制を整えている。
- (2) 「志」を育む個別指導と少人数教育 入学時より学生一人ひとりに目標設定とその達成に向けた実践指導を行い、その過程を継続的にフォローする体制を整備している。少人数教育の特性を活かし、学修成果の可視化と効果的な授業展開に努めている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 16(1941)年 4 月	松蔭学園・松蔭女学校創立
昭和 23(1948)年 4 月	松蔭中学・高等学校と改称
昭和 23(1948)年 4 月	松蔭幼稚園開園
昭和 24(1949)年 4 月	松蔭女子専門学院開校
昭和 60(1985)年 4 月	松蔭女子短期大学開学 英語科・経営科設置
平成 12(2000)年 4 月	松蔭女子大学開学経営文化学部・ビジネスマネジメント学科・異文化コミュニケーション学科設置
平成 13(2001)年 3 月	松蔭女子短期大学廃止
平成 16(2004)年 4 月	松蔭大学に名称変更 更男女共学 経営文化学部・ビジネスマネジメント学科 異文化コミュニケーション学部・異文化コミュニケーション学科設置
平成 18(2006)年 4 月	松蔭大学大学院開設 経営管理研究科・経営管理専攻（修士課程）設置
平成 21(2009)年 4 月	松蔭大学観光文化学部・観光文化学科設置 厚木ステーションキャンパス開設
平成 24(2012)年 4 月	異文化コミュニケーション学部をコミュニケーション文化学部 に名称変更経営文化学部・経営法学科設置コミュニケーション 文化学部・生活心理学科設置
平成 25(2013)年 4 月	経営文化学部・金融経済学科設置 コミュニケーション文化学部・日本文化コミュニケーション学科 設置 観光文化学部を観光メディア文化学部 に名称変更観光メディア文化学部・メディア情報文化学科設置
平成 27(2015)年 4 月	看護学部・看護学科設置
平成 29(2017)年 4 月	コミュニケーション文化学部・子ども学科設置
令和 5 (2023)年 4 月	大学院看護研究科看護マネジメント専攻(修士課程)設置

2. 本学の現況

・大学名

大学院名：松蔭大学大学院経営管理研究科経営管理専攻（修士課程）
松蔭大学大学院看護学研究科看護マネジメント専攻（修士課程）

大学名：松蔭大学（4 年制男女共学）

・所在地

神奈川県厚木市森の里若宮 9 番 1 号 森の里学園研究施設内

・学部構成

次の 4 学部 9 学科からなる。

・経営文化学部

ビジネスマネジメント学科

経営法学科

・コミュニケーション文化学部

異文化コミュニケーション学科

生活心理学科

日本文化コミュニケーション学科

子ども学科

・観光メディア文化学部

観光文化学科

メディア情報文化学科

・看護学部

看護学科

・学生数、教員数、職員数

学部・学科の学生定員及び在籍学生数は以下のとおりである。

【表 1 令和 6(2024)年度 入学定員、編入学定員並びに収容定員】

学部名・学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
経営文化学部ビジネスマネジメント学科	72	2	288
経営文化学部経営法学科	72	2	288
小 計	144	4	576
コミュニケーション文化学部異文化コミュニケーション学科	48	2	192
コミュニケーション文化学部生活心理学科	48	2	192
コミュニケーション文化学部日本文化コミュニケーション学科	48	2	192
コミュニケーション文化学部こども学科	48	2	192
小 計	192	8	768
観光メディア文化学部観光文化学科	48	2	192
観光メディア文化学部メディア情報文化学科	48	2	192
小 計	96	4	384
看護学部看護学科	80	—	320
学部合計	432	16	2048
大学院 経営管理研究科修士課程	10		20
大学院 看護学研究科修士課程	6		12
合 計	442		2080

【表 2 令和 6(2024)年 4 月 1 日現在の在籍者数】

学年	経営文化学部	コミュニケーション文化学部	観光メディア文化学部	看護学部	小計
1 年次	64	57	13	21	155
2 年次	63	50	20	38	171

松蔭大学

3 年次	87	72	28	25	212
4 年次	127	111	42	37	317
留年	14	4	3	24	45
合計	355	294	106	145	900

(2) 教職員数

専任の教員数は、学部合計 89 名（うち教授 47 名、准教授 20 名、講師 12 名、助教 10 名）であり、大学全体の科目担当を担っている。大学院は、23 名の兼任教員（教授 16 名、准教授 6 名、講師 1 名）である。各学部所属教員等の内訳は以下のとおり。

【表 3 令和 6(2024)年 5 月 1 日現在の教員・職員（事務職員及び用務職員）内訳】

学部名	教 授	准教授	講 師	助 教	兼任教員	助 手	職 員 (兼務)	計
経営文化	12	4	2	0	6	0	8(4)	32
コミュニケーション文化	16	7	1	1	16	0	11(5)	52
観光メディア文化	9	4	2	1	6	0	7(3)	29
看護	10	5	7	8	8	2	3(1)	43
合 計	47	20	12	10	36	2	29(13)	156

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、創設以来「松蔭」の名称を法人名のみならず、すべての設置学校の名称に用いてきた。吉田松蔭の教育理念は、「志」の形成・確立とその実践・実現に積極的な意欲をもつ人材の育成であり、創設者およびその後継者はこの理念を「知行合一」と表現してきた。吉田松蔭が「知と行とは合一であるべき」と主張したことに基づき、本学はこれを校是として掲げている。本学の教育は、単なる知識の供与にとどまらず、知識とともに人生設計の方法および技術を教授することを目指すものである。さらに本学では、この校是に基づく教育の基盤を「ホスピタリティ」に置き、学生が得た知識を社会の中で実践する際、常に他者を配慮した意思決定ができるよう、社会人としての徳の涵養を教育目的としている。かかる姿勢により、本学の使命・目的は抽象的理念にとどまることなく、実践という文脈の中で具体的意義を持っているといえる。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27（2015）年度に学長主導により中期ビジョンを策定し、入試施策・教育内容・カリキュラムの充実・就職支援等を推進すべく、教育開発センターおよび総合学術センターを設置し、使命・目的の実現に資する体制整備を行っている。

1-1-② 簡潔な文章化

大学の使命および教育目的は、大学案内・パンフレット・大学ポर्टレート・ホームページ等において、理解しやすく明確に表現されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、昭和 16（1941）年の松蔭学園開学以来、「知行合一」の理念に基づく教育機関である。創設以来、実社会で活躍する人材を教員として多く招聘し、「実学教育」に重点を置いている。実学教育を掲げる大学は他にも存在するが、本学の理念は、知識と実践を独立に捉えるのではなく、また理論と応用の主従関係として捉えるのでもなく、「知」と「行」が真に「合一」とするという一体性の追求にある。知識を行動に内在させて捉える点において、本学の教育理念は独自の個性を有している。また、本学はこの理念を明示するだけでなく、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを明確に定めることで、理念の具体的表現を確保している。

1-1-④ 変化への対応

本学は、大学としての社会的使命を果たすべく、社会の要請の変化に即応し、使命・目的の再検証および改善に努めている。具体的には、女子大学から共学大学への転換や、学部目的の変更・学科の増設を行い、現在では3学部8学科体制を構築している。さらに、平成27（2015）年度には看護学部を設置し、平成29（2017）年度にはコミュニケーション文化学部内に子ども学科を新設した。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学園においては、理事会・評議員会で、学園開学の精神、建学の理想を理事長より説明し、支持を得ている。大学においては、大学の使命・目的に従い、学長が年頭所感を作成し、これに基づき4学部、研究科の年度事業計画が策定されている。また、大学案内、募集要項、シラバス、キャンパスライフ（学生手引き）等の印刷物、松蔭大学ホームページ、大学ポートレートをはじめ、大学の外壁の垂れ幕、入学式、卒業式（学位記授与式）、オープンキャンパス、入試説明会、大学祭、FD活動等のあらゆる機会を通して、教職員に対し本学の使命及び教育目的を周知し、支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

(1) 学内に対する周知については、以下のとおりである。

- ①印刷物として全学生に配布する「学生生活ハンドブック」「履修要項」に建学の精神及び基本理念を掲載し、本学の目的を謳った学則を学内に周知している。
- ②本学のホームページに建学の理念である「知行合一」を掲載し、学生並びに教職員はじめ関係者に告知している。
- ③新任教職員に対するガイダンス時に、学部長より建学の精神・大学の基本理念についても説明を行っている。その際、手引き等にも建学の精神・基本理念を掲載している。
- ④毎年の学長による入学式式辞で本学の校是である「知行合一」の説明を行っている。

同日に開催される新入生の父母懇談会の場でも副学長より、大学の基本理念を説明している。

(2) 学外に対する公表については、以下のとおりである。

- ①本学のホームページ・大学ポートレートに、建学の精神、大学の使命・目的を掲載している。
- ②大学及び大学院の入学案内、募集要項に、建学の精神・大学の基本理念を掲載している。

③本学の広報誌に、建学の精神・大学の基本理念を毎年掲載し周知を図っている。

④学長のメッセージを各公報で用い、本学入学への募集活動に用いている。

大学院ホームページ、大学院入試案内、広報誌に建学の精神、大学の使命・目的を公表している。大学院生には、入学式後のオリエンテーションにおいても、詳細な説明を行っている。

学則・アドミッション・ポリシーは、松蔭大学ウェブページ：www.shoin-u.ac.jp → 大学生生活で確認できる。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

経営文化学部、コミュニケーション文化学部、観光メディア文化学部（以下「文系3学部」という）に関しては、本学の使命・目的等を具体化した各学部の教育理念及び教育目標に基づいてアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー（以下「3つの方針という」）を定めた。

平成27(2015)年度に設置された看護学部に関しても、本学の使命・目的等を具体化した看護学部の教育理念及び教育目標に基づいて、「3つの方針」を定めた。これを踏まえ、「松蔭大学看護学部の中・長期的な計画」が本学の使命・目的及び教育目的を反映させるべく策定され、平成30(2018)年度（完成年度）から2年後の令和2(2020)年度に、カリキュラム改正を行い、本学の使命・目的等を具体化した看護学部の教育理念及び教育目標に基づく「3つの方針」を新たに定めている。

大学院では、本学の建学の精神・創設者の建学精神に則り（大学院学則第1条）、大学院の教育目的を、次のとおり明記している（学則第1条の1（経営管理研究科の目的））。

「経営管理研究科修士課程は、本研究科の目的である経営学の理論と実践及び企業を巡る法制・法務と企業会計の理論と実践に関し、広い視野にたった清新な学識を授け、専門分野に対する研究能力の涵養を図り、高度な専門的研究への基礎を確立すると共に、専門性の高い職業を担い得る卓逸した能力の育成を目的とするものである。」

策定においては、学則の定める教育目的に基づき、これを実現するための具体的な計画を大学院研究科委員会で提案し、個々の計画案件を委員会で審議している。そして、その過程で大学院の教育目的に適合した計画であるかどうか吟味されている。

さらに、これら計画の採否は、大学院の使命・目的及び教育目的との関連性及びその必要性、有効性を基準として決定されている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

大学院はその教育理念及び教育目標について、大学院学則第1条（目的）に基づき、大学院学則第1条の1（経営管理研究科の目的）において明確化する。そして、より具体化するため、「3つの方針」を定める。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

使命・目的に基づき、また社会の要請に応じて平成29(2017)年に3学部各1学科(*)が新設され、平成27(2015)年度に看護学部看護学科が設置、平成28(2016)年度に子ども学科が設置され、以下に示すとおりの学部・学科構成となった。

経営文化学部

ビジネスマネジメント学科

経営法学科

コミュニケーション文化学部

異文化コミュニケーション学科

生活心理学科

日本文化コミュニケーション学科

子ども学科

観光メディア文化学部

観光文化学科

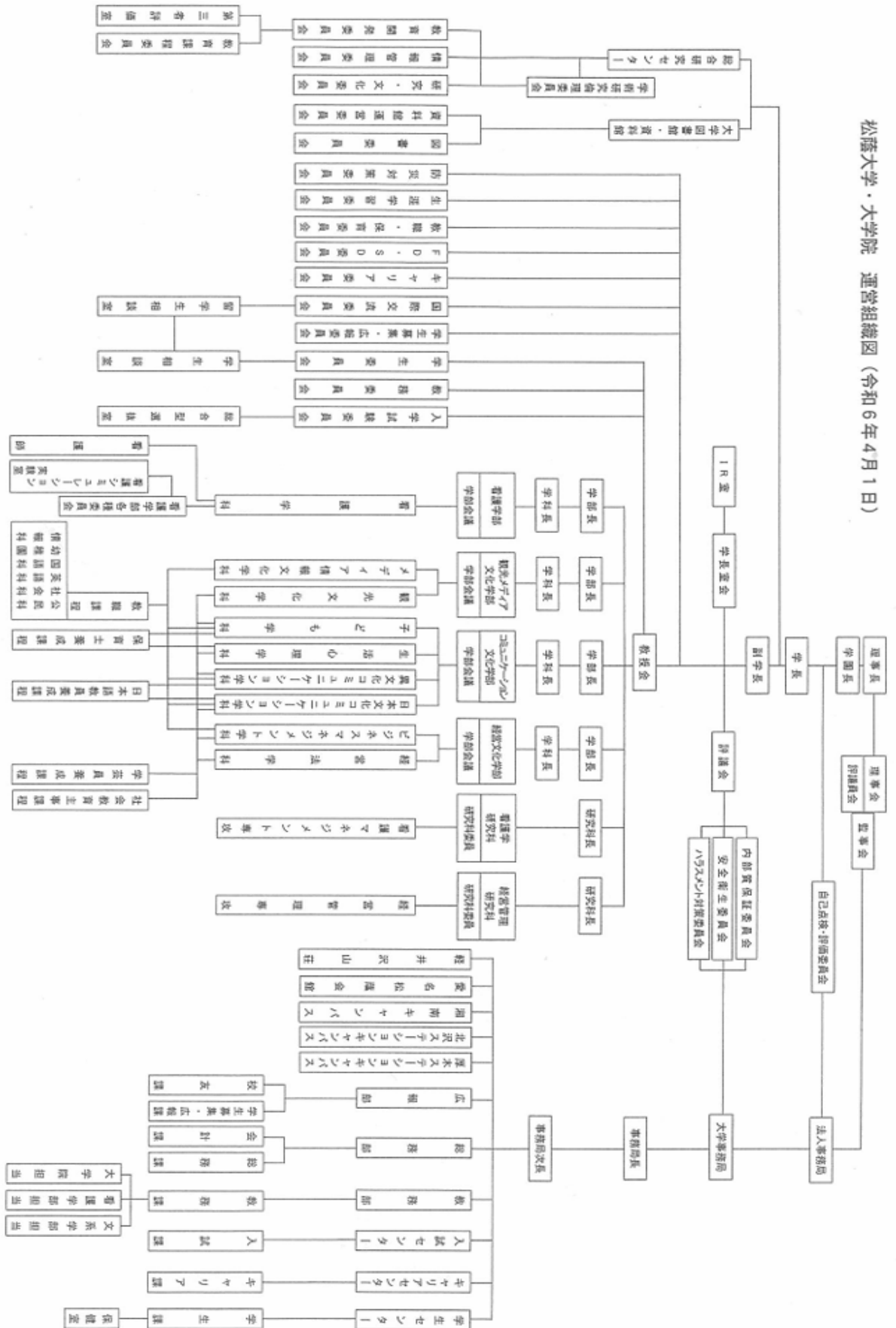
メディア情報文化学科

看護学部

看護学科

管理体制、教育体制、学生指導体制は、教育開発センター、総合学術センター、大学事務局、教務部、学生総合センター、キャリアセンター、広報部、文化教育研究所などが、それぞれ連携を保ちながら進展し、機能している。こうして、各学部・学科が大学の使命・目的に基づき設定されたカリキュラム・ポリシーに沿った教育を実施し、事務組織がそれを支える役割を果たしている。

松蔭大学・大学院 運営組織図 (令和6年4月1日)



(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、常に教育研究の質の改善・向上を図ることを目的とし、平成 25（2013）年度より教育開発センターを設置し、大学改革を推進している。理事長および学長の方針のもと、大学の活性化および教育の質の向上に努めている。教員に対しては、FD（Faculty Development）研修活動および各種委員会活動を通じて、事務職員に対しては、SD（Staff Development）研修や日常業務・委員会活動を通じて、教育理念や教育目標等を提示し、理解と支持の深化に努めている。学生に対しては、入学式や各種ガイダンスに加え、日常の教育活動（講義・演習・実習等）や学生生活を通じて、本学の使命・目的および教育目的の周知を図っている。学内外への周知については、松蔭大学ホームページ、募集要項、大学案内等の印刷物に加え、オープンキャンパス、入試説明会等のイベントを通じて、大学に関する情報を広く発信し、適切かつ正確で有効な情報提供に努めている。中長期的な計画および「三つの方針」に基づく使命・目的および教育目的の反映については、必要に応じて適宜見直しを行い、教育の質向上に一層努めるとともに、教員の年齢構成の偏在是正にも取り組んでいる。教員採用においては公募を原則とし、本学の使命・目的および教育目的を实践・発展させ得る、高い研究業績を有し、教育の本質を理解した意識の高い若手教員の確保に尽力している。

【基準 1 の自己評価】

本学の建学の精神、大学の基本理念、使命および目的の具体性、明確性、適切性および有効性は、各種エビデンスにより裏付けられており、これを学内外に周知し、教育・研究組織の編成および運営に反映させる取り組みが継続的に実施されている。大学の目的は、学校教育法においても規定されるとおり普遍的であるが、各大学が果たすべき使命および役割は時代の変化に応じて変容し得るものであり、また変化すべきものである。本学は、社会構造の変化や学生・社会の多様なニーズに応えるべく、使命の達成と目的の適切性・有効性を不断に確認し、教育・研究組織の編成に反映させる体制を構築している。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

経営文化学部、コミュニケーション文化学部、観光メディア文化学部では、校是「知行合一」と教育目的の基盤となる「ホスピタリティ」に基づくアドミSSIONポリシーを、大学案内・募集要項・入試要項・ホームページなどを通じて公表している。また平成 27(2015)年に開学した看護学部でも、「知行合一」と「ホスピタリティ」に則り、人間に

対する総合的な理解に基づき、健康の回復とその維持増進に係る看護に関する専門の学術を教授・研究し、看護職者として必要な幅広い専門的知識と優れた技術、人々の健康な生活に貢献できる創造性と高い倫理観と豊かな人間性を兼ね備えた人材を養成するという目的に基づき、アドミッション・ポリシーを策定している。この旨を、大学案内、募集要項、入試要項、ホームページなどの広報活動用のさまざまな媒体を通じて公表している。

大学院経営管理研究科では、幅広い知識とその知識を基に専門分野における実践能力を身につけたいと考えている人材を求め、アドミッション・ポリシーを作成している。そして、大学院案内、募集要項、入試要項、ホームページなどの広報媒体等を通じて周知を図っている。

【松蔭大学アドミッション・ポリシー】

1. 教育の理念と目的

本学では「知行合一」を校是とし、「ホスピタリティ（他者を思いやる心）」の精神を重んじ、専門的な知識を持ち、実社会で行動できる有為な人材を育成します。あわせて社会人としてふさわしい倫理観に基づき、知的及び応用能力の展開がはかれるよう育成します。

2. 求める学生像

- 1) 課題について論理的に思考・判断し、表現力や実践力を身につけたい人。
- 2) 他者を思いやる心を持ち、積極的に勉学に取り組みたい人。
- 3) 知識を深めコミュニケーション力を身につけたい人。

3. 入学者選抜の方針

高等学校までに学んで来た基本的知識や技能を習得していることが必要です。基礎学力および意欲や主体性を持っているかについて、多様な選抜方法により多面的・総合的に評価します。

4 学部と大学院のアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。

① 経営文化学部のアドミッション・ポリシー

本学部では、経営文化を理解し、経営に関する知識とスキルの修得を目標とする、次のような意欲のある人を求めています。

1. 社会と企業経営についての高い関心を持っている人。
2. 企業経営・経営法学・経済に関する知識とスキルを学修し、それを実践に結びつける方法に関心を持っている人。

② コミュニケーション文化学部のアドミッション・ポリシー

本学部では、コミュニケーション文化を理解し、将来、社会人としてふさわしい倫理観を持ち、積極的に行動できる次のような意欲のある人を求めています。

1. 勉学・研究に取り組みに、知識・技能を身につけたい人。
2. コミュニケーション能力の向上を目指す人。
3. 広い視野と豊かな人間性を身につけたい人。

③ 観光メディア文化学部のアドミッション・ポリシー

本学部では、学生が実社会において実践する、観光と情報の業界において能力を発揮できる知識とスキルの修得を目指します。

高い意識をもって取り組む、次のような意欲のある人を求めています。

1. 観光とデータサイエンスを学ぶことに関心を持ち、積極的に学びたいと思う人。
2. 問題を発見し、その解決に向けて真摯に学修や研究に取り組む意欲ある人。
3. 他者と協働し、観光産業や地域の発展に貢献したい人。

④ 看護学部のアドミッション・ポリシー

本学部では、看護専門職として多様な職種との連携と協働する現場において、看護実践の根拠となる知識・技術及び看護専門職として社会の求める役割を果たし、人々の健康・福祉に貢献できる看護専門職の教育を目指して、次のような意欲のある人を求めています。

1. 看護専門職を目指す明確な意志と確かな学力
看護専門職になる意志があり、読解力・文章力・計算力・判断力・思考力など論理的な思考の基盤となる学力を有している人。
2. 人としての豊かな感性と協調性
他者を思いやることができ、家族・友人などと話しあい協力し主体的に行動できる人。
3. 看護専門職としての努力と忍耐
常に新しい問題について挑戦・努力する意識をもち、看護の実践や研究に取り組む意志をもつ人。

⑤ 大学院経営管理研究科のアドミッションポリシー

本研究科では、幅広い知識とその知識を基に専門分野における実践能力を身につけ、社会を取り巻く諸問題を見つけ出し、その内容を理解し、解決することに関心を持ち、幅広い知識を活用して貢献する人を育成します。

この大学院が掲げる教育理念や教育目標を達成するために必要な以下の素養を備えている、次のような意欲のある人を求めています。

1. マネジメントの知識と実践力を高め、新たなビジネスプランを創造したい人。
2. 自らの可能性を広げるために、高い意欲を持って経営管理学を学びたい人。
3. 経営・経済、会計、企業法務について、高い意志を持って学びたい人。

⑥ 大学院看護学研究科看護マネジメント専攻のアドミッションポリシー

看護学研究科は、松蔭大学の教育理念及び教育研究上の目的に則り、人間の存在や生命の尊厳への深い理解を基盤とし、広い視野に立ち精深な学識を修め、看護ケアの課題を解決できる指導力、教育力、研究力を融資、それらの能力を生かして、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。この教育目標を達成するために、次のような能力や態度を備えた人

を求めています。

1. 保健・医療の各領域の基礎的な知識・技術を有する人
2. 人々の看護ケアにおいて教育・研究・実践の発展に貢献することを志す人
3. 倫理的な感受性と判断力をもって行動でき、協調性があり、積極的に意見を表明できる人

アドミッション・ポリシーは、本大学院の教育目的を踏まえて上記作成している。その周知は大学院ホームページ、大学院案内、入学者選抜要項及び民間広告等において掲示・掲載し、その徹底を図っている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

4 学部においては、学生募集委員会と広報部職員による広報活動を通じて高校や専門学校などへの募集活動とオープンキャンパスを開催して、高校生への大学情報の提供を進めてきている。各教員においても、学生募集活動での実施時期と訪問校を毎年検討して、全教員と事務職員との協働による高校訪問を実施し、積極的に学生募集に取り組んでいる。また、最新の学内情報の外部への提供に関しても、ホームページ上に公開してきた。さらに、本学の厚木ステーションキャンパスにおいても、厚木市との共同で行われる市民講座（あつぎ協働大学）で、本学の教育の特色を周知するための積極的な広報活動を行い、シニア学生の募集につながる活動を行ってきた。

入学者選抜方法及び合格者の決定は、専任教授を主な構成員とする入学試験委員会で作成し、教授会に発議、審議を経て決定している。入学試験委員会は、入試の実施後にその評価を行い、その後の選抜方法の改善を図っている。

アドミッション・ポリシーに従い、多様な入学者選抜を実施している。①推薦入学試験は、指定校推薦と公募推薦を実施し、指定校推薦は高等学校長にアドミッション・ポリシーにそった適任者の推薦を依頼し、公募制推薦入学試験は専願制で実施している。②一般入学試験は、Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期の3回行っている。筆記試験、及びⅡ期・Ⅲ期では、面接試験による総合得点により合否判定を行った。③特別入学試験は、社会人・学士を対象にしたシニア学生入試を実施した。平成28(2016)年度から一般入試のⅡ期・Ⅲ期は、基礎学力試験と個人面接試験を行い、総合判定し、本学のアドミッション・ポリシーで求める資質との合致を確認することとした。

各入試形態とも、入学試験要項に募集人員、選考方法、出願資格等を明示している。入学試験問題は、当該年度の当初に学長が委嘱した作問担当者が作成し、担当の入試委員がこの点検にあたる。入学試験問題の適切性と機密性を保持し事故防止に努めている。

看護学部では先に示した入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、次のような組織、入学者選抜方法、実施体制によりその運用を行っている。

A. 組織

看護学部は、入学者選抜方法および合格者の決定などの原案は、専任教授を主な構成員とする入試委員会で作成し、教授会に発議、審議を経て決定している。具体的な実施方法は、入試選抜委員会で作成し、入試委員会を経て、教授会に発議、審議を経て決定している。同委員会は、入試の実施後はその評価を行い、その後の選抜方法の改善を図

っている。

B. 入学者選抜方法

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に従い、多様な入学者選抜を実施している。

1) 推薦入学試験

看護学部では推薦入学試験は、指定校推薦と公募推薦を実施し、指定校推薦は高等学校長に入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）にそった適任者の推薦を依頼している。公募制推薦入学試験は専願制で実施している。双方の試験とも、受験生に対し面接及び調査書等の書類審査を行い、求める学生像にそった判定基準を設定し合否判定を行っている。

2) 一般入学試験

看護学部独自の学力考査による一般入学試験を実施している。一般入学試験は1期・2期・3期の3回行っている。筆記試験、および面接試験による総合得点により合否判定を行った。27(2015)年度は、センター入試募集人員も、一般入試で行った。

3) 特別入学試験

特別入学試験は、社会人・学士を対象にして実施し、令和2(2020)年度、令和3(2021)年度、学生での応募者は無い。令和2(2020)年度、令和3(2021)年度ともに、一般受験に社会人が受験し、基礎学力試験と個人面接試験を行い、総合判定し、本学の求める人物像との合致を確認することとした。

C. 実施体制

看護学部の各入試形態とも、入学試験要項に募集人員、選考方法、出願資格等を明示している。入学試験問題は当該年度の当初に学長が委嘱した作問担当者（本大学および付属高等学校教員）が作成し、担当の入試委員がこの点検にあたる。入学試験問題の適切性と機密性を保持し事故防止に努めている。

看護学部は、全ての入学試験は学長を入試責任者とし、学部長である看護学部入試委員長のもとに、組織を形成し運営している。それぞれの入学試験区分ごとに詳細な「入学試験実施要項」を作成し、これに沿って実施している。面接試験においては、2名の面接試験員により実施し、面接評価判定の妥当性と公平性を担保するために、「入学試験評価基準」を作成し、受験生個別の評定結果記入書式とともに試験員別、試験室別の書式を準備して実施している。また、禁忌質問とその理由を提示して、入学者選抜における倫理性の確保に努めている。

入学者の選抜方法については、高等学校学習指導要領に対応して、今後も入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生選抜方法を柔軟に検討する必要がある。初年度入学試験より、看護学部独自の入学試験実施要項を作成し、実施後の評価をもとに毎年改訂を重ねて、入学試験選抜の質を保証していく体制を整備している。

一般入学試験問題では、必修科目および選択科目の平均点を比較し、受験生に選択科目の違いによる不利益を与えていないことが確認できた。作問のチェック体制は、機密体制を保ちながら、作問の適切性と妥当性の点検が行えている。

大学院では、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れのため、以下、入学選抜

試験を行う。

入学者選抜は、「入学者選抜要項」に基づき、実施している。入学者選抜試験は春学期選抜が一般選抜第Ⅰ期、外国人・留学生選抜Ⅰ期、一般選抜第Ⅱ期、外国人・留学生選抜Ⅱ期、一般選抜第Ⅲ期、外国人・留学生選抜Ⅲ期の3回、秋学期選抜が一般選抜、外国人・留学生選抜の1回、合計4回を実施している。選抜の方法としては、筆記試験と面接試験を原則とする。出題は、経営・経済系、会計系、企業法務系からそれぞれ出題される。筆記試験は、論文式にある。外国人・留学生については、筆記試験と面接試験とで日本語能力も判定する。社会人については一定の手続の下、筆記試験の免除を行う。社会人筆記試験の免除は、「社会人筆記試験免除のための予備面接等に関する要項」に基づき予備面接を行う。予備面接合格者に対し、筆記試験の免除を行う。

入学試験問題の作成等は入試問題作成委員会の下で「入学試験問題の作成等に関する取扱要領」に基づき実施し、その公明性の確保と内容の充実を図る。

受験希望者に対する相談等は、事務局職員、研究科長、学務担当者会議入試関係担当者をもって当たる。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れに関する検証は、その都度、研究科委員会において行う。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

経営文化学部、コミュニケーション文化学部、観光メディア文化学部では、残念ながら収容定員を大きく割り込む学生数となっている。看護学部では、令和2(2020)年度よりカリキュラム改正し、入学定員は80名に変更され、看護学部の収容定員は4学年で320名である。令和5(2023)年度の受験者数83名、合格者78名であり、入学生は45名であった。このように、総体的に見て学生受け入れという視点から十分な数の学生数とはいえないが、結果的に少数の学生に対し手厚い教育体制を整えることが可能になり、本学の教育理念に基づく教育を実施する妨げには決してなっていない。

定員の学生を受け入れることができない背景には、入学者受け入れの方針の周知から、受験者の選抜にいたるまでの一連の過程が連動しつつ適切な機能を果たしていないのではないかと評価している。特に、県内の市立大学看護学部の新設（納付金が安い）や医療施設を有する私立大学の奨学金制度の完備などを受け、松蔭大学は受験者への魅力ある条件を十分提示することができなくなった。松蔭大学として、現状の受験者数を増加させるための工夫・努力につて審議・検討し、入学者数を確保する方策を今後とも全学的に継続して精勤する必要がある。

大学院経営管理研究科では、令和6年度における入学者は春入学6名である。令和6年度の在籍者は14名である。収容定員は20名で、収容定員割れの状況にある（収容定員充足率：令和6年度0.70（5月1日現在））。

大学院看護学研究科では、令和5年度より開設になり、令和6年度における入学者は春入学2名で在籍者は入学定員6名対して2名である。（5月1日現在）。

研究科委員会は、この間、「入学試験応募者の確保について」及び「本研究科における教育」に関しその検討を行う。具体的な検討結果等については学長室会議へ報告し、そのアドバイスを受けながら作業を進めてきた。各年度4月における在籍者の確認も怠ることなく実施し、さらに、入試問題作成委員会を入試委員会に改編し、入試改革等に取り組む。また、教育内容の充実を図る趣旨から学位論文等質保証等委員会を設置し、そのスタートを

切った。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

学生募集活動の創意工夫とその実施については、鋭意努力してきているが、異文化コミュニケーション学科では入学者数が増加し、改善の兆しがみられる。今後は、まずは学外への広報・情報提供活動をより活発に行っていく。たとえば指定校並びに入学実績重点校の訪問、日本語学校・編入学のための短期大学への訪問を強化する。また、カリキュラム編成に沿った学部・学科の特長点をさらに際立たせるように、必修科目などの見直しや絞り込みを強化する。それを、高校生を中心とした学外への広報活動の中心課題として計画実施する。さらに、留学生受入れのため、秋入学を実施し、また海外の高校、大学との提携を深め国外からも広く募集する。

看護学部では、令和 3(2019)年度入学者受け入れの評価をもとに、令和 4(2022)年度は、入学希望者がより理解しやすく、入学前の準備が容易にできるよう、オープンキャンパス、高校訪問時、に、授業の実際や大学行事および在校生の言葉などを動画で作成したCDを配布し、実際に理解しやすいように視覚化を図った。あわせて、推薦指定校などの見直しを行うなど具体的に改善した。

また看護学部は、令和 3(2021)年度末に 4 期生の卒業生を社会に送り出し、卒業生全員が医療施設に就職（就職率 100%）した。看護師国家試験広告率も全国平均合格率を上回り、卒業生の質は上がっている。このような教育結果の質と県外学生受け入れの一貫として学生寮の設置などを学生確保の中心に置き、今後も県内外の入学生確保をする計画である。本学部の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）にそった学生の確保対策の検討をより多角的に推進する必要がある。したがって、今まで以上に受験生に対して本学の特徴がよりわかりやすく理解されるよう CD（動画）などの活用により積極的に教育内容の良さを入試広報で力を注ぎ、他校との差別化を明確にして本学の特徴をピールしている。さらに学生受け入れシステムを機能させて、全学的に教職員一丸になり松蔭大学の知名度アップに努め、高等学校 1 年・2 年生を含めて年間をとおして高校訪問や入試説明会、公開講座、出前模擬講義など実施する。

大学院では、本文中において適示の通り、研究科委員会において改善・向上方策の検討をし、実施可能なものからその実現を図っていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教員および職員は、教務委員会を通じて緊密に連携し、学生の学修支援策について計画的に検討・実施している。この結果、学生は入学当初から大学教育への理解を深めるため

に、学年始めに学部単位でガイダンスを受け、シラバスを閲覧・検討した上で、インターネットによる履修登録を行い、基礎ゼミ担当教員から随時オリエンテーションを受けながら学修を進めている。また、学生の主体的学修を支援するため、ウェブサイト対応の授業支援体制や図書館での蔵書検索機能等、学修支援環境が整備されている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

看護学部においては、建学の精神である「知行合一」に則り、人間に対する総合的理解に基づいた看護学の専門学術を修得する教育を展開しており、専門的知識および技能に加え、倫理観と人間性を兼ね備えた看護職者の育成を目的としている。この教育目標を実現するため、以下のように教育課程を構築している。

(1) 基礎分野の編成と特色

人間・社会科学領域を基盤とし、生涯にわたる人間形成の礎となるとともに、「ヒューマンケアリング」「情報技術」「国際性」「社会の理解」の4分野を設け、学士力の基礎を築く。

(2) 専門基礎分野の編成と特色

保健医療福祉分野における看護の実践展開に必要な基礎的知識を修得するため、「健康科学と病態学」「予防・救急医療と先進医療と看護」等の科目群を設置。「予防・救急医療と先進医療と看護」では実技試験・筆記試験を課し、合格者に日本救急学会承認の「第一次救命救急法BLS」資格が授与される。

(3) 専門分野の編成と特色

包括ケアシステムの時代背景を踏まえ、看護学の理論・実践・倫理を系統的に修得し、臨床現場における看護を意味づけ、応用・展開できる能力の育成を目指している。科目群は、「看護の基礎」「リプロダクティブ・ヘルス看護」「小児期の看護」「成人期の看護」「老年期の看護」「精神の看護」「地域・在宅の看護」「看護の統合」の8群から構成される。この教育課程は、令和4（2022）年度に実施された厚生労働省「看護学校養成指定規則」第5次改正にも対応している。

大学院においても教員と職員の協働体制が確立されており、研究科委員会において毎月 の定例会を実施し、学修支援に関する計画が策定されている。これらの方針・計画は前期開始時のオリエンテーションにて学生へ周知され、論文指導教員・講義担当教員等による個別の指導体制の下、連携した修学支援が行われている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教員と職員の間には良好な協働体制が確立されており、学修支援および授業支援が的確に行われていると評価している。看護学部においては、大学の教育目的および同学部の教育目的に基づく教育課程が履修要項に明示されており、学則・学部案内・ホームページ等を通じて理念・目的・教育目標の周知を図っている。オープンキャンパスや高校訪問を通じた情報提供により、適性を備えた学生の進学にも結びついている。また、学生に対しては、前期・後期の授業ガイダンスやオリエンテーションにより理解促進を図っている。全学生に対してはチューター制度を導入し、担当教員が3～5名の学生を受け持ち、学修・人間関係・履修相談・学費に関する支援を行っている。月1回の「クラスの時間」では、学年ごとのチューター長・チューターと学生がテーマに応じた学習会や意見交換を

実施している。また、授業に対する質問すら自覚できない学生については、チューターおよび授業担当教員が早期に察知し、授業外の時間を活用して個別指導を行うプログラムを毎年展開している。この指導は継続されているが、学生の意識や自覚の欠如により参加が困難な場合もあるため、その都度、チューターや教員が連絡を取りながら支援に努めている。今後もこのチューター制度を一層充実させ、学生の学修環境の改善・向上を図るとともに、中途退学・休学・留年の防止・対応策として継続的に取り組んでいく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

＜事実の説明＞

本学は、学生の社会的・職業的自立を支援することを最重要課題の一つと位置付けており、インターンシップを含むキャリア教育の支援体制を整備し、適切に運営している。文系 3 学部（経営文化学部、コミュニケーション文化学部、観光メディア文化学部）では、平成 27（2015）年度以降、令和 6（2024）年度においても、「キャリアセンター」「キャリア課」「キャリア委員会」の三機関と教員とが密接に連携し、教育課程内外にわたる学生のキャリア支援を実施している。

看護学部においても、その学部特性に鑑み、「キャリアセンター」「キャリア課」「学生委員会キャリア担当」の三機関と教員とが連携し、教育課程の内外を通じてキャリア支援体制を整備している。

支援体制としては、「キャリアセンター」がキャリア教育の企画を担い、「キャリア課」が実務的運営を担当し、「キャリア委員会」および「看護学部の学生委員会キャリア担当」が、企画の立案と運営体制の評価・改善に取り組んでいる。さらに、各教員との連携を密にしながら、体系的な支援体制を構築している。

1) 「キャリアセンター」の支援体制の概要

令和 6（2024）年度におけるキャリアセンターは、教員から選出されたキャリアセンター長 1 名、次長 2 名、キャリア課職員 5 名により構成されており、全学的キャリア支援活動を行っている。キャリアセンターでは、学部学生および卒業生を対象に、継続的なキャリア支援を実施している。支援内容には、個別の就職・進学相談に加え、エントリーシートや履歴書の添削、模擬面接の実施等が含まれており、学生の多様なニーズに応じた体制が整備されている。

2) 該当授業科目担当教員との連携

キャリアセンターおよびキャリア課は、学生の社会的・職業的自立を支援する観点から、該当する授業担当教員と密接な連携を図っている。キャリアガイダンスや進路状況調査等の実施に際しては、学内掲示板や学生ポータルサイトでの告知に加え、1 年次「基礎ゼ

ミⅠ」、2年次「基礎ゼミⅡ」、3年次「演習Ⅰ」「総合ゼミⅠ」、4年次「演習Ⅱ」「総合ゼミⅡ」の担当教員と連携し、年次に応じた効果的な周知と情報提供を行っている。さらに、これらの授業時間を活用し、社会的・職業的自立に向けた意識と態度を養うための支援を計画的に実施している。また、「キャリアデザイン」の授業においては、社会人基礎力の涵養を図り、「インターンシップ」科目では学内での学修と現場体験とを接続した実践的なキャリア教育が展開されている。

＜自己評価＞

1) 研究科・学部別のキャリア支援体制の整備と運営

① 文系3学部における年次別の支援体制の整備と運営

文系3学部においては、平成26(2014)年度以降、キャリアガイダンスを年次別にタイムリーな内容で企画・実施しており、すべての学生に対し将来の進路支援を提供している。令和2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、学生サイト「Active Academy」および各学年に対応したGoogle Classroomを活用して、キャリア情報の発信とキャリアガイダンスを継続している。

＜1年次＞

基礎ゼミⅠを通じ、キャリアガイダンスをオンデマンド形式で実施し、大学生活を社会人への移行期間と位置づけ、就業意識の醸成に努めている（使用教材：「1年生のためのキャリア講座～今意識すべきことは～」）。

＜2年次＞

基礎ゼミⅡを活用し、キャリアガイダンスをGoogle Classroom上で配信。進路選択への意識向上を図っている。

＜3年次＞

対面・オンライン両形式によりキャリアガイダンスを実施。キャリアセンター利用方法、就活準備、企業情報発信など多面的支援を行っている。

＜4年次＞

対面でのガイダンスに加え、Google Classroomを活用して求人情報を提供し、厚木ハローワークや就職支援会社との連携による個別対応を進めている。

⑦ 看護学部の支援体制の整備と運営

看護学部は設置当初より、国家試験対策とキャリア支援を重視しており、国家試験委員会を設置して教育活動を展開している。令和4(2022)年度より、1年次より看護師の多様な職種に関する理解を深める講義を実施し、キャリアガイドブックの配布による支援を行った。また、就職活動に向けてのマナー講座や応募書類作成指導、小論文対策等を実施し、感染症拡大の影響下にあっても柔軟に対応している。

③ 大学院経営管理研究科（修士課程）の支援体制の整備と運営

大学院では、主に社会人学生が在籍しており、就業継続や税理士資格取得を目指す者が多い。専用掲示板等を通じた就職情報の提供に加え、指導教員を中心とした教員・修了生・学生間の情報交換が活発に行われている。また、留学生については、将来的な国内就職を見据え、指導教員とキャリアセンターが連携した支援体制を構築している。

2) 求人開拓に関する支援体制の整備と運営

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、対面での企業訪問や地元企業との情報交換会等の機会が制限されたため、インターネットを活用した情報交換を進めた。キャリアセンター職員およびキャリア委員会委員が協力し、以下の方法により求人開拓を行っている。

① 本学学生を積極的に採用している企業担当者との情報交換 ② 過去に本学学生を採用した実績のある企業との連絡・求人依頼文書の送付 ③ 新規求人依頼文書の発信 ④ インターンシップ受け入れ企業との情報交換

これらの取り組みにより、令和 4 (2022) 年度には求人企業数が 2,600 社を超えた（エビデンス集【表 2-5】参照）。本学への求人に加え、学生はウェブ求人情報や合同企業説明会等を通じて、円滑に就職活動を行うことができている。

3) 外部協力機関との連携による就職支援体制の整備と運営

学内支援の実効性を高めるため、「ハローワーク厚木 学卒ジョブサポーター」、就職情報提供会社、就職支援会社等との連携を適宜図り、学生が主体的に進路選択できるよう支援体制を整備している。

4) 就職・進路状況

令和 6 (2024) 年度卒業生の進路状況は以下の通りである。

キャリア支援体制と相談・助言体制を整備・運営したことで、一定の成果を挙げている。

文系 3 学部の就職希望者の就職率：90.1%

就職先業種：卸売・小売業、サービス業、医療・福祉、運輸・郵便、宿泊・飲食業、情報通信業など（合計 79.3%）

子ども学科およびメディア情報文化学科の就職率：100%、進学者数：8 名

看護学部の就職希望者の就職率：97.4% 神奈川県や契約病院への就職に加え、公的・民間医療機関へ幅広く就職。その他に他大学進学者が 1 名。

大学院経営管理研究科の就職希望者の就職率：100%

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

① 文系 3 学部においては、1・2 年次の学生に対するキャリアガイダンスの普及・実施を目的として、「基礎ゼミ I・II」の授業時間を活用している。全学的なキャリア教育を正規科目として位置づけるため、平成 28 (2016) 年度に制度的基盤を整備し、平成 29 (2017) 年度より運用を開始・継続しており、引き続き改善と定着化を図っていく。

② 学生へのキャリアガイダンスに関する情報提供は継続的に行われており、対象学生に確実に情報が届くよう、過去の参加状況に基づく分析を進めている。さらに、開催日程・回数・方法の適正化に向けて柔軟な運営体制を整備している。令和 4 (2022) 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により対面実施が困難な場面もあったが、Active Academy や Google Classroom 等のオンラインプラットフォームを活用し、必要な情報提供を継続し

た。また、感染症の影響による就職活動様式の変化を踏まえ、キャリアセンターとキャリア委員会において支援体制の見直しを進めている。

令和 5（2023）年度からは、「採用と大学の未来に関する産学協議会」による方針に基づき、「新たなインターンシップ（タイプ 3）」の運用が開始され、インターンシップを含むキャリア形成支援体制の再構築が喫緊の課題となっており、キャリアセンターとキャリア委員会にて検討を進めている。

③ インターンシップに関しては、「採用と大学の未来に関する産学協議会」により発表された新指針に基づき、2023 年度以降の「タイプ 3」インターンシップ導入に備えた支援体制をキャリアセンターおよびキャリア委員会にて検討している。

④ 就職活動において、卒業生と在学生の接点を強化するため、OB・OG 訪問の機会を支援し、併せて卒業生の就業先情報の把握・活用に努めている。

⑤ 学生の進路指導および就職活動支援に資する環境整備のため、関連書籍・資料の整備に関する予算を確保しており、内容の更新を毎年実施可能とするよう予算措置を講じている。

⑥ キャリアセンターでは、エントリーシート添削、履歴書指導、模擬面接等、学生への個別対応を随時行っているが、就職活動ピーク時における支援体制の強化を目的として、平成 28（2016）年度以降、専従職員の配置を含めた人員体制と機能分化の再編を検討している。とりわけ、看護学部においては、病院奨学金に関する書類作成支援や小論文指導等、特有の業務が存在するため、既存の 5 名体制（パート職員含む）では負担が大きく、改善方をキャリア課およびキャリアセンターで検討中である。

⑦ 看護学部では、開設当初より国家試験対策委員会を設置し、計画的・段階的な支援体制を整えている。具体的には、年度計画の立案、模擬試験・予備校講習の企画・支援、保護者への模擬試験成績の通知を通じて学生のモチベーション維持と学習支援を実施している。また、チューター制度のもとで、4 年次生に対しては教員が 2～3 名ずつ担当し、国家試験合格に向けて情報共有と個別対応を図っている。加えて、図書館委員会との連携により、Web 検索機能を活用した国家試験対策用学習環境の整備にも取り組んでいる。

⑧ 大学院においては、従来は修了後に会計事務所等に継続勤務する者が多く、一般企業への就職支援は限定的であったが、近年は留学生の割合増加を受け、学部生と同様のキャリア支援ニーズが生じている。今後は、キャリアセンターにおいて大学院生への情報提供や支援体制の構築に取り組む予定である。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 事務組織

学生センターは、学生課と連携しながら、奨学金、課外活動、留学生支援、保健室の運営等、学生が安定した大学生活を送ることができるよう、学生生活全般にわたる支援を

実施している。

2)基礎ゼミⅠ・Ⅱ、演習Ⅰ・Ⅱ、総合ゼミ

文系3学部においては、少人数による基礎ゼミⅠ・Ⅱ（1・2年次）、演習Ⅰ・Ⅱ（3・4年次）、および経営文化学部の3・4年次における総合ゼミを設置し、教育上のきめ細やかな支援体制を整えている。各ゼミにおいては、担当教員が定期的な個人面談を行い、卒業要件に関する履修状況確認に加え、学生生活上の相談（人間関係等）にも応じ、心身ともに充実した学生生活が送れるよう支援を実施している。また、基礎ゼミ担当教員（クラスアドバイザー）には、担当学生の基本情報を記載した面談記録帳が配布され、教員交代時にはこれを引き継ぐことにより、継続的な学生状況の把握を可能としている。個人面談においては、年度初めに学生が提出した「ポートフォリオ（目標カード）」を参照しながら、一人ひとりの成長段階に応じた助言・指導を行っている。また、欠席が多い学生については、教務課から配布されるリストをもとに担当教員が速やかに面談を実施し、必要に応じて保護者への連絡を行うなど、問題の早期発見と対応を徹底している。

3)保護者会

2年次および3年次の保護者を対象として年に1回保護者会を開催している。保護者会では、教務課、学生センター、キャリアセンターの各担当者が現況を説明し、その後、希望者との個人面談を実施している。令和4（2022）年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、Zoomを用いたオンライン形式で開催した。

4)チューター制度

文系学部においては、基礎ゼミ担当教員がクラスアドバイザーとして学生の相談窓口を担っている。一方、看護学部では、基礎ゼミが設置されていないため、入学時よりチューター制度による小グループ指導体制を導入している。各専任教員は数名の学生を担当し、学業、学生生活に関する相談・指導を行っている。加えて、学年ごとにチューター長（責任者）を置き、他教員からの相談対応や学年全体の状況把握を担っており、必要に応じて学部長への報告・相談を行っている。また、教務委員会を通じて出席状況の共有と早期対応を図り、指導面談や保護者連絡を行うことで学生支援に努めている。さらに、新入生の保護者には、入学式後に保護者会を実施し、チューターとの顔合わせを通じて連携体制を構築している。松蔭祭の際には保護者面談を実施し、学生の状況報告と質疑応答を行っていたが、令和4（2022）年度は感染拡大のため中止とし、代わりにチューターからの書面による挨拶と説明文を送付して対応した。令和2（2020）年度より「ポートフォリオ」の導入により、各学生が目指す看護師像に基づいて具体的な学習目標を明確化し、各学年において段階的な到達支援を実施している。

5)保健室および学生相談室

本学では、すべての学生を対象に毎年4月、定期健康診断を実施している。保健室の利用案内については、入学時のガイダンスにおいて学生センターより周知している。学内には男女別の保健室を設置し、応急処置体制を整備するとともに、指定病院制度により負傷や急病に備えている。また、新型コロナウイルス感染症およびインフルエンザに関しては、ワクチン接種の推奨および集団接種を実施するなど、流行時には迅速な対応を行っている。健康情報は個人情報保護法に留意し、学生センターにて適切に管理している。喫煙に関しては、指定の喫煙場所以外での喫煙を禁止している。

学生の心理的支援および生活相談については、常設の学生相談室において対応している。専任教員 14 名（うち 3 名が臨床心理関連資格保有者）が配置され、心身の不調、人間関係、学修に関する悩み等、幅広い相談に応じている。予約制を基本とし、相談しやすい環境を整えている。加えて、平成 24（2012）年度より匿名によるメール相談を導入し、令和 25（2013）年度からは保護者宛てに年 2 回「学生相談室だより」を送付しており、家庭との連携による学生支援の充実を図っている。また、学生が孤立しないよう配慮し、平成 26（2014）年度には「集食ウィーク」と名付けた交流促進イベントを開始し、翌年度以降は「クリスマスツリーイベント」として 1 か月にわたる行事へと発展させた。令和 2（2020）年度からは学友会主催イベントへと移行し、学生の主体的な参加を促している。学生相談室は学生委員会と連携し、相談傾向や内容の分析を行い、教授会に報告することで教職員間の共通理解を図っている。「精神的に過度な不安を抱える学生」への対応としては、支援手順を整備し、基礎ゼミ担当教員やチューターに対して適切な助言を行う体制を確立している。さらに、平成 28（2016）年施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、合理的配慮が必要な学生への支援情報を、該当科目の担当教員に提供している。令和 4（2022）年度には、全学生向けに合理的配慮の理解促進を目的とした文章を配布し、教員に対しても資料および関連動画の紹介等を通じ、全学的理解の深化に努めた。

6) 障がい学生支援

平成 28（2016）年施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、合理的配慮が必要な学生への支援情報を、該当科目の担当教員に提供してきた。令和 4（2022）年度には、全学生向けに合理的配慮の理解促進を目的とした文章を配布し、教員に対しても資料および関連動画の紹介等を通じ、全学的理解の深化に努めた。加えて令和 3 年の障害者差別解消法の改正に伴い令和 6 年 4 月 1 日より合理的配慮の提供が義務化されたことを受け、令和 6（2024）年度に障がい学生支援委員会および障がい学生支援室を設置し、合理的配慮を適切かつ迅速に提供する仕組みを作るとともに当該制度の周知に努めている。

7) オフィスアワー制度

平成 25（2013）年度よりオフィスアワー制度を導入している。これは、教員があらかじめ時間割に定めた時間に研究室で待機し、学生からの学修に関する質問を受け付ける制度である。学業面に限らず、学生生活全般についての意見や要望の把握にも寄与している。

8) ハラスメント相談員制度

本学では、「セクシュアル・ハラスメント」を含む広範なハラスメントに対処するため、「ハラスメントの防止等に関する規則」を整備し、教員から選任されたハラスメント相談員を常置している。ハラスメント対策委員会において検討のうえ、教職員および学生向けの「ハラスメント防止ガイドライン」を作成し、基礎ゼミや演習等を通じて全学生に配布している。また、申告は対面に限らず、ホットラインの設置により匿名での申告も可能としている。例年は全教職員を対象としたハラスメント防止研修会を実施している。

9) 奨学金制度

(1) 日本学生支援機構奨学金：本制度を中心に、経済的支援が必要な学生への対応を行っている。募集案内・説明会および事務手続きは学生課が実施し、奨学生の選考は学生委員会

により行われている。令和 4（2022）年度は、面接を受けた希望者のほとんどが貸与を受けた。民間の奨学財団に関する情報提供も行っている。大学院においても、ほぼすべての希望者が貸与を受けている。

（2）**松韻会奨学金**：本学同窓会である松韻会が、経済的理由により修学継続が困難な学生に対し、年間授業料の半額を上限として貸与する奨学金を設けている。選考は常任幹事会で審議のうえ、会長が決定している。

（3）**スカラシップ特待生制度**：一般入試（第Ⅰ期）および大学入試センター試験（第Ⅰ期）における成績優秀者に対し、スカラシップ特待生（A：入学金・授業料全額免除、B：入学金免除）の制度を設けている。

（4）**その他の奨学金**：看護学部の学生には、神奈川県看護師等修学資金貸付金のほか、学生が病院等と個別契約する奨学金制度があり、看護学部学生委員会が支援・推薦にあたっている。

10) 学生寮（愛名松蔭会館）

平成 28（2016）年 4 月より、森の里キャンパス近郊に定員 140 名の学生寮「愛名松蔭会館」を設置している。現在、58 名が入寮しており、留学生を含む入居者同士の親睦の場としても機能している。

11) 課外活動への支援

課外活動は、全学生を会員とする「学友会」により運営されている。学友会は、運営委員会で選出された学生執行部が中心となり、体育系・文化系の各クラブ・サークル活動を支援している。顧問教員の設置を義務づけ、専任教職員が学生の自主活動を支援・指導している。学友会支援組織としては、「学生委員会」に加え、学生センター長を総括責任者とする「学友会担当者会」が存在し、新入生歓迎会、スポーツ大会、松蔭祭等の行事に対する助言・補佐を行っている。キャンパス内には、体育館、グラウンド、テニスコート、フットサルコート、ゴルフ練習場を備え、クラブに対しては部室も割り当てている。学外施設としては、湘南・平塚にサッカーグラウンドを有し、専用バスの運行支援も行っている。女子バスケットボール部、女子バレーボール部等の強化指定クラブ 5 団体には監督・指導者を配置し、技術指導を行っている。

12) 留学生への支援

学生委員会の下に設置された留学生支援室において、専任教職員が留学生支援に従事している。中国語専任教員の補助の下、4 月に実施する留学生ガイダンスでは、在留資格、アルバイト、文化慣習、奨学金、学生寮等に関する説明を行っている。親睦行事としての留学生歓迎会は、感染症拡大の影響により昨年度は中止されたが、日常的には個別相談体制を整え、留学生が孤立しないよう常時連絡可能な体制を維持している。必要に応じて、入国管理局への各種申請・報告も対応している。なお、交換留学生の受入れ・派遣は、国際交流委員会が所管している。

13) 看護学部における独自の学生支援

医療機関での臨地実習を前提とする看護学部においては、感染症予防支援が重要である。B 型肝炎や小児感染症に関しては、入学前および 1 年次の健康診断にて抗体価検査を実施し、看護学部学生委員会を中心として、必要なワクチン接種を学生が実習前に完了できるよう支援している。また、令和 2（2020）年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策と

して健康管理システムを構築し、感染防止に努めている。加えて、1 年次の夏期休暇前には、性教育および HIV 対策についての講義を実施している。

14) 大学院における独自の学生支援

大学院では、教員・学生による大学院交流会を 5 月に実施していたが、令和 4 (2022) 年度は感染症の影響により中止とした。修士論文報告会や共同研究会終了後の懇親会等を通じて、学生の要望を直接把握する取り組みを続けている。学生支援においては、指導教員を中心とし、授業担当教員および職員が生活相談や心理的支援に対応する体制を整備している。ハラスメント相談員も配置し、院生の安心できる環境づくりを図っている。

15) 基礎ゼミによる学生支援

少人数で編成された必修科目「基礎ゼミ I・II」において、担当教員が学生と日常的に面談・対話を重ね、学修および学生生活を支援している。加えて、学生の要望や提案を基礎ゼミ担当者会議にて検討し、組織的対応へとつなげている。

16) 学生生活意識実態調査

本学では、隔年で全学生を対象に「学生生活意識実態調査」を実施している。直近では令和 5 (2023) 年度に実施し、結果を全教職員および学生に公表した。調査項目は学生委員会が検討し、自己点検評価委員会のレビューを経て実施している。48 項目にわたる調査内容は、学修状況、大学生活、アルバイト、健康管理、事務対応等に及び、関連部署に分析・改善を依頼している。看護学部では、臨地実習に関する項目を独自に加え、教育改善に活用している。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

日本学生支援機構の奨学金制度については、希望者のほとんどが受給しており、引き続き安定した支給体制を維持する。経済的理由による中途退学の申出に対しては、クラスアドバイザーや演習担当教員との面談を通じて奨学金・学資ローンの活用を提案しているが、退学回避に至らない事例も見られることから、給付型奨学金の新設を今後の課題として検討する。

健康相談体制については、保健室が設置されているものの、専任の常駐スタッフが不在であり、緊急対応に課題があった。かつては看護学部教員が曜日ごとに担当していたが、現在は教員による兼務が不適切との判断により実施していない。今後は改めて体制の見直しを進める。心的支援については、文系学部では基礎ゼミ・演習担当教員、看護学部ではチューターを中心に対応体制を整備しており、さらに臨床心理関連資格を有する教員を 3 名配置することで専門的支援に結びつけている。

大学院においては、生活支援に加えて、研究活動に関する支援として、学外助成の獲得に向けた支援体制も強化する方針である。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、教育研究の目的を達成するために必要な校地・校舎・運動場・情報処理施設等を整備し、適切に維持・運営しており、厚木森の里キャンパス校舎及び厚木ステーションキャンパス校舎ビルは、施設設備の安全性が概ね確保されている。

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学では、実践的能力の育成を重視し、少人数教育を基本として一授業当たりの学生数が過度にならぬよう留意している。経営文化学部、コミュニケーション文化学部、観光メディア文化学部においては、1・2 年次に基礎ゼミ I・II、3・4 年次に演習 I・II を設けている。基礎ゼミは 1 クラス 10 名程度、演習も希望に基づきつつ上限 10 名でクラス分けを行い、教員と学生の緊密な関係性を維持できるよう配慮している。語学や情報関連など実習的要素の強い科目では、能力に応じたクラス編成や抽選制を導入し、授業あたりの学生数を調整している。基礎・専門科目については、学生の履修希望を優先するために厳密な履修人数制限は設けていないが、受講希望者が集中する講義については複数コマを開講し、適正な受講者数の確保に努めている。

校地・運動施設・情報関連施設は全学部共通で活用されており、学生サービスに支障はない。また、感染症対策としては、教室内の距離確保、消毒体制、換気設備の整備を徹底している。

大学院においては、平成 18（2006）年度に森の里キャンパスに開設され、北沢ステーションキャンパス（同年）、厚木ステーションキャンパス（平成 21 年度）を順次開設してきた。開設以降、学生の要望を反映したカリキュラムの改訂・充実により、学生募集の安定、修士論文審査の高い合格率など、教育・研究・運営において順調に推移している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学は、教育研究活動の目的を達成するために、厚木森の里キャンパスおよび厚木ステーションキャンパスを中心に、校地・校舎・図書館・体育施設・情報サービス施設等を整備し、適切に維持・運営している。

1) 校地

厚木森の里キャンパスは、「森の里学園研究施設群」の中心に位置し、総面積 39,315.00 m²を有する。校舎敷地（17.5%）、運動場（45.7%）、自然林・芝生等（36.8%）から成り、全面天然芝のグラウンドや自然林の保全により、緑豊かな学習環境を提供している。駐車場（147 台分）や駐輪場も整備されており、自動車・バイク・自転車による通学への対応も図られている。また、小田急線愛甲石田駅および本厚木駅と本学を結ぶ公共・専用バスの停留所も敷地内に設けている。

厚木ステーションキャンパスは、小田急線本厚木駅北口前に位置し、地下 1 階～地上 5 階建て、校地面積 792.36 m²の中層ビルである。両キャンパス合計の校地面積は 40,107.36 m²であり、「大学設置基準」に定める基準（24,000 m²）を大きく上回っている。

2) 校舎

厚木森の里キャンパスでは、昭和 60 (1985) 年度の短期大学開設に伴う施設 (1・2・6・7 号館) に加え、平成 12 (2000) 年度の大学開設時に 3・4・5 号館が増設された。主要施設としては、図書館 (2・4 号館)、ティアラホール (3 号館 9 階)、松蔭ホール (4 号館地下、850 席)、吹き抜けアトリウム (4 号館上部)、学生ラウンジ (5 号館 1 階) などがある。看護学部の実習施設は、1 号館地下、3 号館 4 階、5 号館 3 階に計 4 か所整備されている。校舎全体での面積は 21,264.86 m²である。

厚木ステーションキャンパスは平成 19 (2007) 年に本学が取得し、耐震補強・情報化工事を経て平成 21 (2009) 年度から使用開始された。校舎面積は 2,569.81 m²。両キャンパスを合計すると、校舎面積は 23,834.67 m²となり、「大学設置基準」第 37 条の 2 に基づく基準面積 (14,484.26 m²) を大きく充足している。

3) 体育施設

厚木森の里キャンパスには、体育館 (大アリーナ)、フィットネスルーム (5 号館 2 階)、天然芝の多目的グラウンド (17,970 m²)、テニスコート (6 面、7,750 m²)、ゴルフ練習場 (600 m²) があり、学生の基礎体力向上や課外活動、授業利用に供されている。体育館には部室 (総面積 200 m²) が隣接している。

4) 図書館

本学図書館は、厚木森の里キャンパスの 2 号館および 3 号館に設置されており、総面積は 1,232 m²である。閲覧・自習席は地下 1 階に 91 席、1 階に 83 席、計 174 席を備えており、視聴覚資料用 AV ブース、移動式書架の集積書庫も設けられている。令和 7 (2025) 年 3 月 31 日現在、図書館の蔵書数は和洋合わせて 55,935 冊、定期刊行物は計 101 種類、視聴覚資料は 2,918 点である。書架は分野別に分類され、看護学部や吉田松陰関連、教員著書、新書・文庫等のコーナーも設置されている。電子ジャーナルについては、看護学部を中心に一部導入済である。

検索端末として 10 台の PC を設置し、蔵書検索および電子データベースの利用に供している。図書検索システムには紀伊國屋書店の「Mike」を採用している。学生利用促進のため、新入生オリエンテーションやオープンキャンパス時の図書館紹介を実施し、年 1 回の図書館ニュース発行により情報周知に努めている。加えて、グループ学習や対話に対応したスペースも設置しており、図書返却ポスト、個人用ロッカー等も整備している。図書の拡充は前期・後期ごとに各学部の推薦リストに基づいて実施しており、最近 3 年間の購入冊数は令和 4 年度 457 冊、令和 5 年度 708 冊、令和 6 年度 647 冊である。一方、除籍図書については譲渡棚を設置し、資源の有効活用に努めている。図書館は厚木市立図書館との相互利用協定、神奈川県図書館協会等の大学間連携制度に参加しており、国立国会図書館の遠隔複写サービス等も活用している。看護学部においては図書館運営委員会を設け、図書選定や利用促進策の企画・実施を行っている。

コロナ禍の影響による入館者の一時的な減少は見られたが、令和 6 年度は 10,408 名で利用は回復傾向にある。

5) 情報処理サービス施設

本学は、学生に対してノート型パソコンの所持を推奨しており、文系 3 学部の学生は自己所有端末によるインターネット接続が可能な体制を敷いている。3 号館 3 階にはデスク

トップ PC58 台を配備したコンピュータ室を整備し、授業および自主利用の場として開放している。さらに、館内には約 500 カ所の情報コンセント（モジュージャック）を設置し、Wi-Fi も各所に導入することで利便性の高い学修環境を提供している。

情報セキュリティ強化のため、ファイアウォールを高機能なものに更新し、学内 LAN は全学的に整備されている。教務情報や成績確認、補講・休講情報等の通知については、専用ポータルサイト「Active Academy」および電子掲示板を活用している。

（１）施設設備の維持・管理体制

施設管理は総務部総務課が主体となり、教職員および関連部署と連携のうえ、改善要望に基づいて適切に維持管理を行っている。空調設備・消防設備・エレベーター等の安全設備については、専門業者に定期点検を委託しており、清掃・植栽についても外部業者により日常的に対応している。情報システム全般は情報管理研究所が所管しており、図書館運営は司書資格を有する常勤職員 1 名とパート職員 2 名により支えられている。また、平成 16 (2004) 年度の共学化にあたり、男子用トイレ・ロッカールーム・シャワー室の整備、バイク・自転車駐輪場の増設、夜間照明の導入等、施設の多様化にも柔軟に対応している。

（２）アメニティへの配慮と教育研究環境の整備

厚木森の里キャンパスは自然林に囲まれた校地であり、緑豊かな学習環境を提供している。敷地内には学生交流を促す休憩空間が随所に設けられ、3 号館のカフェテリア、4 号館アトリウム（52 席のガーデンテーブル付き多目的広場）、5 号館のピアノ付きラウンジ、2 階フィットネスルーム、6 号館キャリアセンターや作法室など、多面的な施設が整備されている。また、3 号館には各国文化を体感できるデザインが施された女子用トイレ（パウダールーム）も設置されている。1 号館地下 2 階には男女別の保健室、2 号館地階には個人ロッカー付きの更衣室、学生自習室、学友会室なども完備されている。厚木ステーションキャンパスにも学生ホールや自習室、リラックスできる談話空間を配置しており、快適で活気ある学修環境づくりに努めている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

校舎内には 3 号館 4 階および 4 号館地下に車椅子対応の多目的トイレを設けており、学生玄関およびロッカールームを除くすべての施設でバリアフリー対応がなされているエレベーター・手すり等も適切に設置され、身体的配慮が必要な学生に対しても利便性の高い学修環境を提供している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学における講義・演習等の授業運営は、教育効果および感染症対策の観点を踏まえて、適切な学生数で実施されている。

演習科目においては、特に看護学の実技演習において、新型コロナウイルス感染症予防対策（マスク、フェイスガード、手袋、消毒等）を徹底し、4～6 名程度の学生グループを編成のうえ、各専門領域において教授・准教授・講師・助教が分担して個別的な教育指導を行っている。

森の里キャンパスの校舎は、各館とも建築基準法および消防法に準拠しており、定期的な防災審査に合格している。また、施設内では健康に配慮した部材の使用やシックハウス対策にも取り組み、衛生的環境の維持に努めている。厚木ステーションキャンパスにおいても、取得後に耐震補強を実施し、施設の安全性は確保されている。

令和 4（2022）年 1 月以降は、感染症対策として教室内の座席間隔の確保、消毒薬の常備、換気対応および学生の日常的な健康管理（朝の検温、手洗い、うがい、黙食など）について、ネットを通じた報告体制とあわせて周知・徹底している。

図書館利用においては開館時間を延長し、医学・看護学関連書籍の一層の充実を図っている。実習施設については、実習開始の 2 年前より計画的な打ち合わせを実施し、当該年度には複数の医療機関と綿密な教育連携を図っている。学生 4～5 名に対して本学教員 1 名を配置し、実践的な指導にあたっている。実習終了後には、施設側指導者と本学教員全員による評価会議を開催し、成果と課題を次年度の改善へと反映している。

（3）2-5 の改善・向上方策（将来計画）

昭和 60（1985）年度に竣工した 1・2・6・7 号館に関しては、施設の老朽化に対応するため、速やかに改修・整備計画の策定が求められている。また、体育施設については、共学化に伴う学生数の増加や課外活動の活発化に対応し、近隣の代替施設の確保を進めている。

図書館については、情報社会の進展と看護学部を設置を受け、蔵書・視聴覚資料の充実およびサービス機能の強化を行っているが、電子化の急速な進展に活用体制が十分追いついていない面がある。今後は引き続き学部別ニーズに応じた図書の購入を推進するとともに、電子ジャーナルの他学部への導入拡大を検討していく。

情報処理施設については、ネットワーク機器および端末の更新・増設を計画的に進め、学修支援機能の強化を図る必要がある。

看護学部については、実習の柔軟な運用に対応できるよう、実習教材・教具の最新化に努めるとともに、学外実習施設指導者との教育的連携を一層深め、看護教育の質的向上を目指す。加えて、実習教育に対応した図書館資料（医学・看護学関連書籍）についても継続的拡充を行う。

体育館などの施設については、耐震性・安全性を確認のうえ、優先順位を定めた補強・改修計画を検討し、厚木市との防災協定の趣旨を踏まえた整備の推進を図る。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

（1）2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

（2）2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、4 学部すべてにおいて、シラバスに講義目標、授業内容、評価方法等を明記し、FD・SD 委員会において個々の授業と大学全体の教育方針との整合性が図られるよう確認を行っている。各学期末には、シラバスに記載された講義目標の達成状況について、

学生による授業アンケートにより評価を実施している。アンケートの処理にはOCRを導入し、迅速かつ簡素な集計を可能としている。アンケート結果は担当教員が科目別に分析・検討し、学生の意見・要望を講義へフィードバックできる仕組みを構築している。看護学部においては、講義・演習・実習に対し、学年ごとに学生評価を実施し、内容分析と検討を行っている。講義担当教員は学生評価を踏まえて自己評価および学生向けコメントを作成し、冊子としてまとめ、図書館にて学生に公開している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の健康相談や経済的支援をはじめとする生活支援に関する意見・要望については、文系3学部では基礎ゼミ・演習・総合ゼミの担当教員、看護学部ではチューターが中心となって個別に学生の状況を把握している。面談や日常的な指導を通じて得られた情報を分析・検討し、改善のための施策に活用している。経済的支援に関しては、学生課と連携して奨学金申請等の相談に応じている。

大学院では、授業評価およびFD活動を個別科目ごとに教員が実施しており、教育目的達成状況をモニタリングし、授業改善に取り組んでいる。また、教員による研究発表の場を大学院生にも公開し、相互に意見を交わすことで授業の質的向上を図っている。院生個々の修学状況は、指導教員が必要に応じて面談を行い、出席状況や学修上の悩みに対する対応を実施している。

これらの取り組みにより、教育目的達成のための点検・評価体制が構築され、適切に機能していると判断される。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、授業評価アンケートの集計結果を速やかに教員へフィードバックし、授業の質的向上に資する情報として活用している。また、教員間における授業参観と意見交換の機会を設け、教育力の向上を図っている。看護学部では、平成27(2015)年度の開設以降、各科目の授業評価アンケートを実施しているが、現状では科目責任者単位での評価となっており、個別教員への直接のフィードバックが難しいため、科目責任者が中心となって教育内容を振り返り、看護学全体としての教育の質的改善に活用している。

大学院においては、少人数制の特性から、各授業における意見や要望が即時に反映される体制となっている。また、大学院生による研究会の場を設け、授業に対する要望を集約して次年度の授業改善に活かしている。

以上の取り組みを通じて、教育目的達成の状況を評価・反映する仕組みが教員に適切に構築されていると評価できる。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

本学では、授業アンケートの集計および学生からの指摘事項に対する対応は、これまで教員個人の取り組みに依拠する部分が大きかった。今後は、学部・学科単位で学生評価を体系的に収集・分析し、担当教員の講義状況を可視化することで、より実効的な授業改善に資する基礎資料を提供することを目指している。そのために、早急に分析支援ソフトの導入を検討している。また、教員相互による授業参観（評価）を推進し、教員の自己評価

を促すとともに、講義の質的向上を図っている。令和 4（2022）年度後期に試行した相互授業参観については、その成果を検証し、令和 5（2023）年度には、より発展的な形で継続実施している。

これらの取り組みを効果的に循環させるためには、適切なシラバスの作成が前提となる。一連の教育活動のサイクルが PDCA に基づいて自己発展的に機能するよう、現在その定着を進めており、一定の浸透を見ている。

看護学部においては、FD・自己点検評価委員会の活動として、平成 27（2015）年度より、講義・演習・実習にかかる学生による授業評価アンケートを実施し、看護学部 FD/自己点検評価委員会が独自で前期・後期別に「学生からの授業評価及び授業評価に対する教員からのメッセージ」という報告書を作成し、教員・学生に公開し講義の向上に努めている。また、教員間における相互授業評価を実施し、報告書の共有を通じて学部全体の教育力向上に取り組んでいる。

大学院に関しては、学部におけるアンケート方式と同様の形式では対応が困難である。修士課程は定員 10 名、総学生数も十数名と少人数であるうえに、科目ごとの受講者が 2～3 名に限られることから、無記名によるアンケートになじまない。また、大学院科目は高度かつ専門性が高いため、記述形式による自由回答が必要であり、学部と同一の設問構成では評価が十分に行えない。そのため、現在、大学院に適した授業評価手法の在り方について検討を進めている。

〔基準 2 の自己評価〕

本学では、入学定員の充足について、多様な取り組みを行っているものの、現時点では十分な成果には至っておらず、教職員一同がこの状況を深刻に受け止めている。そのため、平成 29（2017）年度には子ども学科を新設し、さらに大学全体の教育体制の根幹的改革に向けて具体的な検討を開始している。

教育課程、キャリア支援、学生サービスに関しては、少人数制の強みを最大限に活かした個別的な支援体制を構築し、学生ニーズに柔軟に対応している。ただし、学生の価値観や志向がますます多様化する中、今後はこれまで以上にその声に耳を傾け、学生中心の運営を徹底する必要がある。

本学は、女子短期大学からの歴史を受け継ぎ、部活動の活性化に全学的に取り組んでおり、学修と課外活動との有機的な関係を維持・向上させている。厚木市などとの包括連携協定のもと、地域連携やボランティア活動にも積極的に関与し、それを教育活動の一環として推進している。

とりわけ、文系 3 学部における入学定員充足率の改善は喫緊の課題である。そのためには教育の質の保証が最重要であるが、本学の教育理念や実践内容が必ずしも広く知られていない現状に鑑み、広報活動の抜本的強化が求められている。

本学は、平成 25（2013）年にはベトナム出身の学生が、平成 26（2014）年にはスウェーデン出身の学生が優秀な成績で卒業するなど、留学生の活躍実績を有している。これまで培ってきた受入れ体制を基盤として、多様な国からの留学生を積極的に受け入れ、国際化の推進に努めている。

教育内容・方法、単位認定から卒業認定に至るまで、少人数制を活かした教職協働によ

るきめ細やかな支援体制が確立されている。ただし、こうした支援が学生に十分に伝わっていない面も否めず、学生の変化するニーズを的確に捉えた更なる改革の必要性を認識している。

学生の学修成果が、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに即したものであるか否かについては、教育職員・事務職員が一体となって点検・評価を行っている。キャリア支援教育は、基礎ゼミとの連携を通じて展開されており、一定の成果を挙げている。ただし、学生のキャリア意識には個人差が見られるため、基礎ゼミの有効性をエビデンスに基づいて検証しながら、今後もさらなる強化を図る。

学生サービスについては、教員1人あたりの担当学生数が少ないことが、学生一人ひとりの状況把握と手厚い支援を可能としており、学生意識調査においても高い満足度を得ている。こうした利点を活かしつつ、教学と学生支援が一体となってキャリア形成の実効性をさらに高める必要がある。

経営文化学部、コミュニケーション文化学部、観光メディア文化学部、看護学部および大学院では、「知行合一」と「ホスピタリティ」を基盤とし、経営文化・異文化・観光文化・看護を理解し実践できる人材の育成を目指している。これらの人材像を支えるために、各学部・大学院のカリキュラムは、ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーに沿って綿密に編成されている。

各学部・大学院においては、こうした教育課程を社会の変化に応じて随時見直し、実学重視および「志」を育む少人数教育を展開することで、就職率の向上にも結びついている。しかし、本学の教育課程の良質さおよび教育方法の有効性が外部に十分に認知されていないという課題があるため、カリキュラムおよび教育法の特色の積極的な情報発信を行い、本学の独自性を広く伝える取り組みを継続・強化していく。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、大学全体および各学部・大学院においてディプロマ・ポリシーを策定しており、その理念に基づいて単位認定、進級、卒業・修了の認定を行っている。ディプロマ・ポリシーは、学生便覧および履修要項に明記し、学生に周知しているほか、大学ホームページでも公開し、社会への説明責任を果たしている。【資料参照：ディプロマ・ポリシー】

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーは、大学全体および学部・学科、大学院で策定されている。

また、これらのディプロマ・ポリシーは、学生に配付する学生便覧、履修要項に記載し、周知させると共に、大学ホームページにて公開している。

【松蔭大学ディプロマ・ポリシー】

本学では、「知行合一」の精神を理解し、人間性を磨き、「ホスピタリティ(他者を思いやる心)」を身につけて、修得した知識・技能を実践で生かすことができる人に学士の学位を授与します。

1. 専門分野に関する知識・技能を深め、コミュニケーション力を身につけている人。
(知識・技能の修得)
2. 専門分野に関する文化的・社会的課題について、論理的に思考・判断し、的確に表現できる人。(思考力・判断力・表現力の育成)
3. 専門分野において、論理的に思考・判断し、主体的に学習に取り組む態度や豊かな人間性を身につけた人。(学びに向かう力・人間性の涵養)

4 学部と大学院のディプロマ・ポリシーは以下のとおりである。

各学部・大学院においても、学位授与の方針として独自のディプロマ・ポリシーを策定しており、専門分野の知識修得、実践力の獲得、倫理観と社会貢献意識の醸成を軸に、明確な評価基準を定めている。

① 経営文化学部のディプロマ・ポリシー

本学部では、学修・研究活動を行うことによって、経営文化の知識・能力・態度を身につけた人に学士（経営文化学）の学位を授与します。

1. 経営文化を理解し、経営・経営法学に関する専門的知識とスキルを身につけた人。
(知識・技能の修得)
2. 経営・経営法学に関する専門的知識とスキルを実践に生かす態度と行動力を持った人。
(思考力・判断力・表現力の育成)
3. ホスピタリティの重要性を知り、それを思考と行動の基礎に置き、社会や企業で実践できる能力を身につけた人。(学びに向かう力・人間性の涵養)

② コミュニケーション文化学部のディプロマ・ポリシー

本学部では、教育課程の学びを通じて、コミュニケーション文化の専門的知識・判断力・技能・意欲・態度・実践力を修得し、以下の領域の評価基準に達成していると認められた人に学士の学位を授与します。

1. コミュニケーション文化に関する知識を深め、高いコミュニケーション力を身につけている人。(知識・技能の修得)
2. コミュニケーション文化に関する社会的課題について、論理的に思考・判断し、それに基づき、豊かなコミュニケーション表現ができる人。
(思考力・判断力・表現力の育成)
3. 修得したコミュニケーション文化の知識や技能、思考力をもとに、課題を発見し、意欲・態度や「ホスピタリティ」の精神を身につけている人。

(学びに向かう力・人間性の涵養)

③ 観光メディア文化学部ディプロマ・ポリシー

本学部では、観光メディア文化について学ぶ中で、その専門的知識・判断力・技能・意欲・態度・実践力を修得し、以下の領域の評価基準に達成していると認められた者に学士の学位を授与します。

1. 専門分野に関する知識を深め、コミュニケーション力とホスピタリティを身につけた人。(知識・技能の修得)
2. 専門分野に関する文化的・社会的課題について論理的に思考・判断し、活躍できる人。(思考力・判断力・表現力の育成)
3. 地域や社会の課題を発見し、問題解決の能力を身につけた人。
(学びに向かう力・人間性の涵養)

④ 看護学部ディプロマ・ポリシー

看護学部においては、令和4(2022)年度の厚生労働省保健師助産師看護師養成所第5次カリキュラム改正に伴い、医療人としての人格形成、専門的知識と連携・協働能力、国際的視野と課題解決力を備えた人材像を明示し、以下に定めた。

松蔭大学看護学部は、本学の「知行合一」の理念のもと、以下を修得した学生に対して学位を授与する。

1. 豊かな人間性・自立の精神、生命と人間とを尊重する精神を身につけ、調和のとれた人格を備え、社会人として成長できる力を有し、自立の精神で物事にあたることができる。
2. 看護専門職としての能力と連携・協働する看護の知識・技術をもって新しい看護活動の場を創造し、看護・福祉で活躍する能力がある。
3. 常に前進する志と普遍的な教養高い志をもち、看護・福祉についての社会の要請に対し、新しい動きに関心を持ち問題を発見し。批判的発展的能力、問題解決能力、革新力を有し、併せて国際的な医療・看護情報にも関心をもち、常に新しいことにチャレンジする基礎的教養を維持することができる。

大学院では、経営管理研究科および看護学研究科において、それぞれ専門領域における高度な実践力・思考力・倫理性を備えた修了者像を定義し、ディプロマ・ポリシーを策定している。ディプロマ・ポリシーは、大学院要覧および公式ウェブサイト、パンフレット、広告媒体等にて周知を図っており、入学希望者・在学生・社会に対して一貫したメッセージを発信している。

⑤ 大学院経営管理研究科経営管理専攻ディプロマ・ポリシー

本研究科では、わが国の多様な文化と技術の創造と伝承を基盤とし、地域に根ざしへ発信する研究機関として、学術、文化の向上と豊かで健全な社会の発展に貢献する人材を高度な専門職業人として社会に送り出すことを理念・目標に掲げ、以下の基盤的能力及びさらに高度な専門的能力総合的に備えている人に学位を授与します。

1. 社会に貢献できる高度な専門的知識・技能を身につけた人（実践力・技能）
2. より深い専門分野に立脚した見方・考え方を身につけた人（専門的知識・意欲）
3. より高い倫理観に基づいた社会的責任感を持った人（思考・判断力・態度）

⑥ 大学院看護学研究科看護マネジメント専攻のディプロマ・ポリシー

修了条件となる単位を修得し、次の資質・能力を身につけるとともに、修士論文の審査および最終試験に合格した人に対し、学位（修士看護学）を授与する。

1. 学際的な豊かな知識と高い倫理観をもって、看護ケアの健康課題を包括的に理解し、かつ既存の枠組みにとどまらず、健康課題に関する判断能力、および看護マネジメントの基盤を身につけている。
2. 看護マネジメントに関する計画、調整、相談、教育・指導などの卓越した能力を身につけている。
3. 自己の経験を通じて得られた課題を基に、理論的枠組みを用いて課題解決を目指して、豊かな学識を基盤に自立した研究活動を進めることができる能力を身につけている。

ディプロマ・ポリシーは本大学院の教育目的を踏まえて上記作成し、その周知は大学院ホームページ、大学院案内および民間広告等において掲示・掲載（公表）し、その徹底を図っている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学では、各学部・大学院のディプロマ・ポリシーを基盤に、単位認定、進級、卒業・修了認定に関する基準を明文化し、厳格かつ公平に適用している。以下のように、学則・履修規程等に定め、学生に対しては履修要項、オリエンテーション、シラバスおよび授業内での説明を通じて周知徹底を図っている。

単位認定に関しては、学則第 11 条に基づき、各授業科目について出席状況および試験や課題等による成績評価をもとに行われており、出席要件は講義・演習で 3 分の 2 以上、実習で 5 分の 4 以上の出席が必要とされている（履修規程第 13 条）。

看護学部においては、より専門的で厳密な運用を行っており、成績評価の方法や S～F の段階評価による合否判定についても履修要項・シラバスに詳細を明記し、ガイダンス等での口頭説明と合わせて、制度の理解と透明性を確保している。また、2 年次から 3 年次への進級要件や卒業要件についても明確に規定し、教育成果の保証に努めている。

大学院においては、令和 3（2021）年度に研究科委員会において「成績評価基準等取扱要領」および「学位論文等の審査および最終試験における評価基準等取扱要領」を策定・明文化し、令和 4（2022）年度より大学院要覧の別冊に収録のうえ学生・教員に配布するとともに、大学院ホームページにも掲載して周知を図っている。

さらに、課程修了要件や学位授与の条件に関する規定は、大学院学則・学位規則に基づき整備されており、学生には入学時のガイダンスや指導教員による説明を通じて認識を促している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学の成績評価は、S、A、B、C、Dをもって表し、C以上を合格として単位認定している。各授業科目の成績評価は、担当教員が試験（筆記、レポート、口述、実習または実技等）の成績、平常の学習状況（授業中の小テスト、特定課題についての提出物、受講態度等）を総合評価して行っている。これらの評価項目の総合評価に対する割合については、授業科目ごとにシラバス上で明記されている。加えて、各授業科目担当教員が、授業開始時のガイダンスにおいてこれらの評価項目、総合評価における割合等について口頭で説明を行い、質疑応答を経て、各受講生に明確に伝えられている。

【表5 文系3学部・成績評価基準】

成績表示	評点	評価の内容	合否
S	100～90点	所期の学習目標を完全に達成するか、または傑出した水準に達している。	合格
A	89～80点	所期の学習目標を十分に達成している。	
B	79～70点	誤りや不十分な点が若干あるが、所期の学習目標を相応に達成している。	
C	69～60点	所期の学習目標に必要な最低限は満たしている。	
D	59～0点	学習目標達成にはほど遠く、単位を与えるためにはさらなる学習が必要である。	不合格

【表6 看護学部・成績評価基準】

成績表示	評点	評価の内容	合否
S	100～90点	要求された程度をはるかに超えた、きわめて優秀な成績である。	合格
A	89～80点	要求した水準を超えた成績である。	
B	79～70点	要求した水準を満たす平均的な成績である。	
C	69～60点	要求した水準をкаろうじて満たす成績である。	
D	59～0点	出席の基準を満たしているが、再履修することが望まれる。	不合格
I	—	出席の基準を満たしていない、正当な理由がなく評価試験を欠席した、課題が未提出である、のいずれかの理由で履修放棄とみなす。	
R	—	保留（実習等）	
N	—	他大学等において履修した科目の単位を本学で認めたもの。	合格

成績評価に対する学生の疑問点については、決められた期間内に教務部において学生からの問い合わせを受け付け、各授業担当教員から回答を得る制度を設け、評価の透明性を担保している。

(文系3学部)

経営文化学部、コミュニケーション文化学部、観光メディア文化学部では、下表のように、各学年に登録単位制限（以降「キャップ制」という。）を設けている。

【子ども学科を除く】

1年次登録（上限）	2・3年次登録（上限）	4年次登録（上限）	卒業単位
40単位	38単位	60単位	124単位

【子ども学科】

1・2年次登録（上限）	3年次登録（上限）	4年次登録（上限）	卒業単位
48単位	42単位	44単位	132単位

(看護学部)

看護学部では毎月開催される教務委員会で、学修上の問題のある学生をいち早く発見し対処するために情報交換と対応策の検討を行っている。さらに、各専門領域の実習に入る前の3年次への進級、及び卒業に必要な要件を定め、学生の成績評価においても、「客観性」「妥当性」「公開性」「説明責任」を担保している。

1・2年次登録（上限）	3年次登録（上限）	4年次登録（上限）	卒業単位
48単位	40単位	30単位	125単位

看護学部では、最終評価は原則として筆記試験であるが、筆記試験の他に、口述試験、実技試験、提出物等により行われる場合もある。授業への参加状況や受講態度等も加味される。

単位の認定及び成績評価、評価方法等は入学時の新入生オリエンテーションにおいて説明し理解を促している。各科目の具体的な評価方法は、シラバスの講義概要の「成績評価の方法及び基準」に明記され、授業担当教員が科目開講時に説明し周知を図っている。

各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性 看護学部では毎月開催される教務委員会で、学修上の問題のある学生をいち早く発見し、対処するために情報交換と対応策の検討を行っている。実際の対応は、教科担当教員が中心となり、チューターとの協力で学生への支援策を実施している。学部全体で検討する必要があるケースの場合は、教授会において対応策を検討している。また、前期・後期の新学期には単位未修得者と履修上問題のある学生については教務委員会とチューターで面談を行い、履修上の注意点を与え、学生への動機付けや個別指導を行っている。年度末には教授会において進級判定会議を開催し、学部全体で、学生の履修状況について確認し合い、対応策等について審議している。看護学部では、各専門領域の実習に入る前の3年生への進級に際して要件を定め、また卒業に必要な要件を定め、学生の質の保証を行っている成績評価においても、「客観性」「妥当性」「公開性」「説明責任」を確立するため、次のような方法で行っ

ている。

- ① 単位制を採用する。
- ② 各授業科目を履修し、試験又は教員の定める単位取得要件を満たすことで単位が与えられる。
- ③ 単位計算は、講義のみは 15 時間で 1 単位、講義プラス演習・実験は 30 時間をもって 1 単位、実習関係科目は 45 時間をもって 1 単位とする。
- ④ シラバスで、出題意図、成績評価基準などについて公表し、受講生に対する説明責任を果たす。また、シラバスを厳格に作成し受講生に何をどのように学ぶかを明らかにする。なお、成績は、S (90 点以上)、A (80 点以上)、B (70 点以上)、C (60 点以上)、D (60 点未満) の 5 段階で評価し、C 以上を合格とする。
- ⑤ 演習・実験・実習科目については、目標の達成度や看護の学び、演習・実験・実習態度、提出物等、総合的に判断し成績を評価する。
- ⑥ 各期の学生の成績に関して、保護者に対する説明責任を果たし、大学、学生、保護者との相互理解に努める。

本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文等の作成によって行われる（大学院規則第 22 条）。その単位認定は、平常の授業科目については授業科目履修のうえ、研究報告又は筆記、口述の試験等により、授業担当教員において行う（大学院学則第 25 条）。評価基準はシラバスにおいて、授業科目ごとに明示される。成績の評価は、素点による評価及びレターグレード（S、A～D）による評価を行う（大学院学則第 26 条）。素点による評価（GPA）は、修了時における首席（総代）選定等において活用する。

課程修了要件は、原則 2 年以上の在学のうえ、修士論文提出者については 32 単位以上の単位取得、研究報告書提出者にあつては 34 単位以上の取得の他、学位論文等（修士論文及び研究報告書）の審査及び最終試験の合格を必要とする（大学院学則第 30 条）。課程修了要件を満たした者は、学長から学位（修士（経営管理））が授与される（大学院学則第 31 条、学位規則第 8 条）。

学位授与に関する諸手続等については、松蔭大学大学院学位規則でこれを定める。学位論文等における修士論文は学術論文とし、研究報告書は特定課題の研究に関するものと位置づける（学位規則第 2 条、第 2 条の 2）。学位論文等の審査委員会は研究科委員会の選任する教員で構成され、その審査及び最終試験が行われる（学位規則第 4 条、第 5 条、第 6 条）。研究科委員会は課程修了の可否を議決し、学長に報告する（学位規則第 7 条）。

2) 単位互換制度利用による単位認定

本学（文系 3 学部のみ）は、首都圏西部単位互換協定会に参加している。在学生は、2 年次以上は前期から、1 年次は後期から、同協定会参加各大学が提供する授業科目及び共同授業に、所定の手続きを経て登録することができる。この場合に取得された単位は、卒業要件の「その他」の単位に認定され、その認定範囲内において卒業要件単位として認められる。

3) 卒業要件

文系 3 学部の卒業要件は、4 年以上在学し、所定の卒業要件単位（124 単位、子ども学

科は132単位)を取得したうえで、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。看護学部では、所定の卒業要件単位(125単位)を取得したうえで、看護学部教授会で審議し、全学部教授会の議を経て学長が卒業を認定する。令和元(2020)年度における卒業判定は、各学科の学位授与方針に基づき、当該年度成績が決定した後、教務委員会で卒業要件を確認し、3月の教授会において最終決定する。

大学院経営管理研究科・修士課程では、32単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格することを修了要件としている。特定課題の提出者については、34単位以上を修得し、かつ特定課題を提出し、審査及び最終試験に合格することを修了要件としている。

大学院看護学研究科・修士課程では、30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格することを修了要件としている。

以上のように、本学では単位認定については、出席時間・成績評価基準共に明確に定められており、学生への周知も図られている。成績評価の公平性のためには、評価方法及び評価基準をシラバスへ明記すること、オリエンテーションで説明すること、授業担当者からの具体的な説明をすることにより周知されており、公平性は保たれている。さらに看護学部では、(1)2年次から3年次への進級の必要要件と卒業に必要な要件を厳密に定め、学生の質を検証・確保する方策を予定している。(2)学位授与については、学位授与の基準及び学位審査手続きが明確に定められている。

このように、本学においては単位認定、進級及び卒業・修了認定の基準が明確に設定され、それが厳正に適用されていると評価することができる。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

成績評価の基準について本学では、平成27(2015)年4月1日よりGPA(Grade Point Average)制度を導入したが、より厳格かつ明確な成績評価基準としてGPA制度を積極的に活用していく。さらに、成績不振者に対する個別指導の実施、卒業判定、授業科目間の成績評価の平準化等にGPAを活用することも検討している。

【GPA計算表】

標 語	成 績	G P (グレードポイント)	合格・不合格
S	90点以上	4	合格
A	80～89点	3	合格
B	70～79点	2	合格
C	60～69点	1	合格
D	59点以下	0	不合格
G P Aの計算方法			
G P A = (G P × 当該科目の単位数)の総和 / 履修総単位数			

(平成(2015)年4月1日施行)

看護学部では、教育活動計画に即して、公平で適切な単位認定・卒業・修了認定に引き続き

務める。

大学院では、ディプロマ・ポリシー、修了認定基準等に関し、教育の改革、実施状況等を勘考し、絶えずその適切性に関する検証を行っていく。単位認定基準、修了認定基準等の適正な適用につき、絶えずその適切性に関する検証を行っていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では平成 12(2000)年の大学設置以来、大学院修士課程及び 4 学部 10 学科にまで発展成長を遂げてきた。

各学部・学科における教育・研究活動も、それぞれ独自の目的のもとに営まれている。従って各学部・学科のカリキュラムは当然、各々独自性を有しているが、それらはいずれも大学の掲げる「知行合一」と「ホスピタリティ」に基づいている。以上の点については、各学部が定めたカリキュラム・ポリシーによって明確に示されている。

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラム・ポリシーは、大学全体および学部・学科、大学院で策定されている。また、これらのカリキュラム・ポリシーは、学生に配付する学生便覧、履修要項に記載し、周知させると共に、大学ホームページにて公開している。

【松蔭大学カリキュラム・ポリシー】

本学では、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に掲げる学士力を身につけることを目指して、「知行合一」の精神をもち、ホスピタリティ（他者を思いやる心）を身につけて、それぞれの学問を継承・研究・創造・発信する、総合的な学力を育成するためのカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 専門分野における基幹科目を学び、学究の基礎となる知識と理解力を身につける。
2. 専門ゼミ等の少人数科目で、コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力を身につける。また、興味・関心に基づき研究のリテラシーを身につけます。
3. 専門科目では、課題について調査・分析し、解決に導く探究心を持ち続ける態度を身につける。

4 学部と大学院のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである。

① 経営文化学部

本学部では、経営文化を学ぶことによって、人間性を磨き、ホスピタリティ（他者を思いやる心）を育て、経営に関する知識を実践に生かすことのできる、総合的な学力を育成するためのカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 経営学の基本にある考え方を学び、それを実践に活かすための専門的な知識・スキルを身につけます。
2. 企業経営の環境変化に対応するために必要な法的知識や金融の専門的な知識を身につけます。
3. 専門科目では、課題について調査・分析し、解決に導く探究心を持ち続ける態度を身につけます。

② コミュニケーション文化学部

本学部では、多様な文化を学び、教養を深めて、コミュニケーション力を発揮するための基礎的な能力を身につけ、さらに、専門知識を修得し、総合的な学力を育成するためのカリキュラムを編成し、実施しています。

1. コミュニケーション文化に関する基幹科目を学び、学究の基礎となる知識を身につける。演習と実習を通して、方法・技能を身につけます。
2. 専門ゼミや専門科目でコミュニケーション文化研究の基本的リテラシーを身につけ、思考力・判断力を養い問題解決能力を育成する。少人数専門科目で、相互に伝達・理解・尊重し合うためのコミュニケーション能力を身につけます。
3. コミュニケーション文化に関する専門科目で、課題を発見し考え、調査・分析を通して解決に導く探求心を養う。さらに、多様性を受け入れ、ホスピタリティ（他者を思いやる心）の精神で協働する態度を身につけます。

③ 観光メディア文化学部

本学部では、観光・メディア・情報を学ぶことによって、これらの価値を理解した上で、国際的な経営センスを体得し、事業の発展に寄与できる、総合的な学力を育成するためのカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 基礎科目は各分野の共通事項を配当、専門科目の体系的学習の基礎を身につけます。
2. フィールドワークや地域貢献活動などへの参加により実践力を身につけ「知行合一」の態度化を図ります。
3. ホスピタリティ（他者を思いやる心）の精神を身につけ、その実践力を身につけます。

④ 看護学部

看護学部は、令和4（2022）年度の厚生労働省保健師助産師看護師養成所第5次カリキュラム改正に伴い、以下の通り定めた。

本学部では、自己の課題を明確にし、自己を成長させるために主体的に取り組み成果

を得られる、総合的な学力を育成するためのカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 基本的な人間理解と社会について理解でき、この理論をもとに看護専門職としての自己の課題を明確にし、自己の成長に向けてとともに人間理解について、人間・社会科学領域に配当した。
2. 健康科学・病態学・先進医療の分野で、心身の障害の成り立ち、心身の健康破綻時の病態およびその回復過程を理解し、患者を擁護し、社会の多様性やグローバル化などに対応する看護活動にかかわることができるように、健康科学領域を配当し、看護の基礎、リプロダクティブ・ヘルス看護、**小児期の看護、成人期の看護、老年期の看護**、精神の看護、地域・在宅の看護の7つの看護分野を配置した。
3. 看護の対象や生活環境をどうとらえるか、看護をどのようにとらえるかを様々な視点からアプローチでき、自己の看護実践活動力の向上につなげる学びができます。併せて、看護過程の実践力の個人指導強化し、看護研究の基本と看護の統合を配当した。

⑤ 大学院経営管理研究科経営管理専攻

本研究科では、以下の方針に基づき研究科の教育課程を編成し、実施し、基盤的能力及び専門的能力を備えた高度な専門職業人を育成する。

1. 社会に貢献できる高度な専門的知識・技能を身につけた人材を養成する。
2. 深い見識と専門分野に立脚した見方・考え方ができる人材を養成する。
3. 広い教養と大会倫理観に基づく社会的責任感を身につけた人材を育成する。

⑥ 大学院看護学研究科看護マネジメント専攻

本研究科は、地域包括ケアシステムの構築に基づいて、人間に対する深い洞察力和高い倫理観をもち、科学的根拠に基づき、個々のニーズや生活および社会の変化から生じた施設内看護、地域・精神保健における看護ケア課題を解決できる指導力、教育力、研究力を有し、それらの能力を活かして、社会に貢献できる人材の育成を目的とするための科目として設定した。

1. 学際的な豊かな知識を身につける科目と高い倫理観を身につけている科目を設定。
2. それぞれの専門分野（施設内看護、地域・精神保健）における最新知見を得て、教育・指導力を身につける人材育成を図れるように科目を設定。
3. それぞれの専門分野（施設内看護、地域・精神保健）における課題解決ができるように研究倫理を遵守し、論文の作成が行えるように科目を設定。

以上のように、大学院及び各学部において、教育課程編成方針が明確化され、それがカリキュラム・ポリシーにおいて明示されていると評価することができる。

（大学院）

カリキュラム・ポリシーは社会に貢献できる高度な専門知識・技能を身につけた、総合的な学力を育成するためのカリキュラムを編成し、基盤的能力及び専門的能力を備えた高度な専門職業人を育成することを謳う。ディプロマ・ポリシーは、わが国の多様な文化と

技術の創造と伝承を基盤とし、経営管理について深く学び地域に根ざし世界へ発信する研究機関として、学術、文化の向上と豊かで健全な社会の発展に貢献する人を高度な専門職業人として社会に送り出すことを理念・目標に掲げ、以下の基盤的能力及びさらに高度な専門能力と卓越した実践を備えている人に修士の学位を授与することを謳う。そして、具体的に、①社会に貢献できる経営についての高度な専門的知識・技能を身につけている人。

(知識・技能の修得)、②より深い専門分野について、論理的に思考し、判断し、豊かに表現できる人。(思考・判断力・表現力の育成)、③より高い倫理観に基づいた社会的責任を身につけている人。(学びに向かう力・人間性の涵養)を修了の要件とする。

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の中核は経営・経済系、会計系、企業法務系の3つの柱を基軸とし、教養的・理論的・実践的視点の融合・融和を図る。大学院における基礎教養・基礎専門的知識・理論を基礎に置き、さらに高度な研究を意欲する。そして、研究者としての道を歩むこと、そして、その中に包摂されるより高い教養と倫理観を有し、社会的責任を身に着けた研究者及び企業専門家の能力向上に貢献することを志向する。①経営・経済の専攻者は企業会計や企業法務を融合・融和させた、より高い教養と倫理観を有する研究者及び企業経営の専門家を、②会計の専攻者は経営・経済に関する専門知識と企業法務に関する会計処理の適正・適法性確保する、より高い教養と倫理観を有する研究者及び企業専門家を、③企業法務の専攻者は経営・経済に関する専門知識と会計に関する専門知識を融合・融和させた法務処理を適正に行う、より高い教養と倫理観を有する研究者及び企業専門家をそれぞれ育成することを志向する。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に基づいて、各学部・研究科ごとにカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を策定している。各ポリシーにおいては、「知行合一」の理念および「ホスピタリティ（他者を思いやる心）」を教育の根幹に据え、専門的知識・実践的能力・倫理観を育成するという一貫した教育方針が明確に打ち出されている。

たとえば、経営文化学部では、経営と法の知識を実務に活かせるよう体系的に学ぶことで、社会的責任を果たせる人材を育成しており、これはDPに掲げる「ホスピタリティを基盤とした行動力のある人物像」と整合している。看護学部においても、専門知識・技術とともに、倫理観と国際的な視野を身につける教育内容がCPに示されており、DPと緊密に結びついている。

大学院においても、DPで示された「社会的責任感・高度専門職業人の育成」という目的に沿い、CPでは「経営・経済・法・会計」を横断的に学ぶことで、高度な理論と実践の融合を重視している。看護学研究科においても、DPが掲げる倫理観と判断力に基づき、CPでは学際的視野・課題解決能力・研究遂行能力を養う科目構成となっている。

このように、本学においては、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーが明確に対応し、一貫した教育課程の編成と運用が図られていると評価できる。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

各学部・大学院では、カリキュラム・ポリシーに沿って、入学から卒業（修了）までの

学修ステップが段階的かつ体系的に構成されている。基礎的知識・思考力の養成から専門的知識・実践力の育成に至るまで、各年次ごとの到達目標が明確に設定されており、ゼミナール・演習・実習等の少人数科目を通じて、教育成果の定着と深化を図っている。文系3学部では、1・2年次に基礎教育とキャリア教育、3・4年次に専門性を深める体系が整備され、学問的知識と汎用的能力の両方を養成している。看護学部では、カリキュラム上に7つの看護専門分野を明確に配当し、段階的に技術・倫理観・連携力を習得させる設計となっている。

大学院では、専門分野ごとに設置された講義・演習・研究科目が、DP・CPに対応しつつ、個々の修士論文・研究課題の達成に有機的に連動している。特に、経営管理研究科では「経営・会計・法務」の三領域を軸に基礎・応用・実践のバランスを図り、また、看護学研究科では対象別専門性と研究力を両立させる体系が構築されている。

このように、本学の教育課程は、各ポリシーに基づいた体系的かつ段階的な構成となっており、教育目的の実現に資する内容であると評価される。

4 学部と大学院のカリキュラム編成の概要

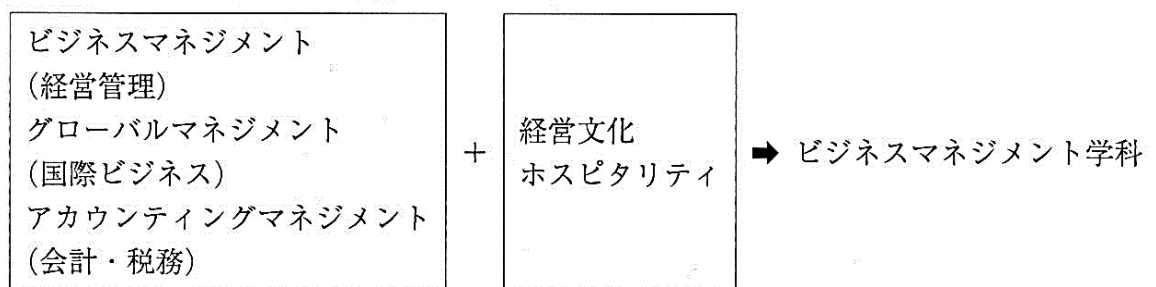
(1) 経営文化学部のカリキュラム構成

経営文化学部は教育理念として、「経営文化」の理解、経営に関する知識と実践力を持った人材育成、ホスピタリティの理解と実践を掲げている。

経営文化とは、集団や組織に特有のものの考え方や行動の仕方を指す。企業経営を行うには、経営文化を十分に理解した上で行うことが重要である。これからの時代は、経営文化を理解した上でなければ仕事ができない社会へと転換していく。本学部は、こうした経営文化についての深い理解を、本学で個人の行動の基本に据えられている「ホスピタリティ」の理念と共に教育の重要な柱としている。なんとなれば、グローバル化の進展に伴い世界に通用するものの見方や考え方が求められている折、その根底に欠くことのできない必須条件としてホスピタリティが求められるからである。

経営文化学部は、以下のようにビジネスマネジメント学科、経営法学科から構成されている。

① ビジネスマネジメント学科

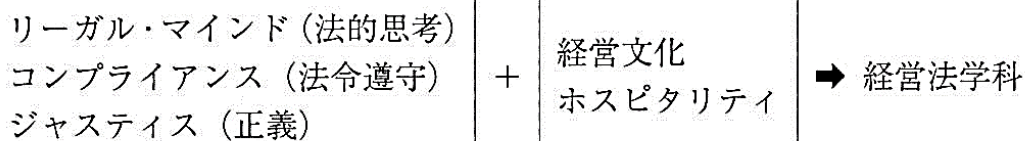


ビジネスマネジメント学科は、「21 世紀の経営学」を学ぶことによって〈ビジネスマネジメント（経営管理）〉、〈グローバルマネジメント（国際ビジネス）〉、〈アカウンティングマネジメント（会計・税務）〉という3つの能力を開発し、これらの能力を持った「経営文化人間」＝ビジネスマネジメントのスペシャリストの育成を目指す。

「21 世紀の経営学」とは、これからの時代に即した経営学を意味する。本学科では、他

大学における経営関連学科では学ぶことのできない「経営文化論」や「企業文化論」等の特色ある科目をとりそろえている。利益や効率を優先してきた従来の経営学に基づく企業経営では、企業は発展できず生き残りさえ困難な時代になる。実際、経営文化を理解せず利益を優先したために起こる様々な問題として、「海外進出企業が現地の宗教・考え方を無視した行動をとる、合併したけれどうまくいかない、他部門の仕事の仕方に理解がない、働く人々の生活を無視する」等の事例が挙げられている。かかる問題に対処すべく本学科は、経営文化についての深い理解に基づいて、ビジネスマネジメントの知識と技能を学ぶうるカリキュラムを編成している。

② 経営法学科



経営法学科では、公法科目（行政職系）、民事法科目（資格取得系）、企業法科目（ビジネス法系）と法領域を三つに区分して学び、その結果、リーガル・マインドを備えたビジネスパーソンとして活躍する人材や、社会正義の実現のため法的知識を活かして専門分野で活躍する人材などの育成を目指している。

経営法学科では、法律についての深い理解と共に法的な見方と考え方を培えるように伝統的な公法（憲法、行政法など）や民事法（私法学Ⅰ・Ⅱ、契約法Ⅰ・Ⅱ 等）科目のみならず、経営、金融、財務、マーケティング等経営学関連科目を幅広く履修することによって、法律を経済や社会の実態に合わせて実践的な知識を身につけることができる。

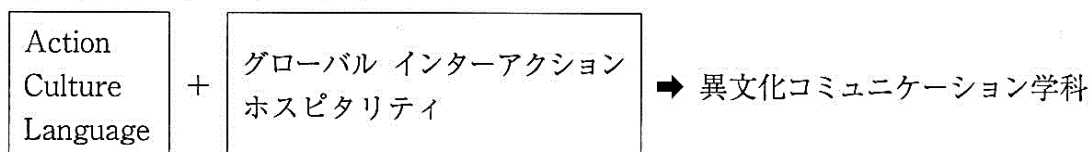
企業への就職を希望する学生には、法律に通じたビジネスパーソンにとって必要な知識を身につける科目のみならず、物権法、人的担保法、物的担保法、ファイナンス法等の実践的な講義科目も用意している。また将来、行政書士、宅地建物取引士等の資格を取得して法律の専門家を目指す学生のために、試験に関連する科目（公法系、民事法系、企業法系等）の指導をカリキュラム内外で行っている。

(2) コミュニケーション文化学部のカリキュラム構成

コミュニケーション文化学部は、文化の伝達や交流がコミュニケーションを通して図られてきたという歴史的事実が重要だと考えている。この考えに基づいて、コミュニケーションを人間の精神活動や社会的行為の基盤ととらえ学部カリキュラムを構成している。

コミュニケーション文化学部には、異文化コミュニケーション学科、生活心理学科及び日本文化コミュニケーション学科、子ども学科が設置されている。

① 異文化コミュニケーション学科

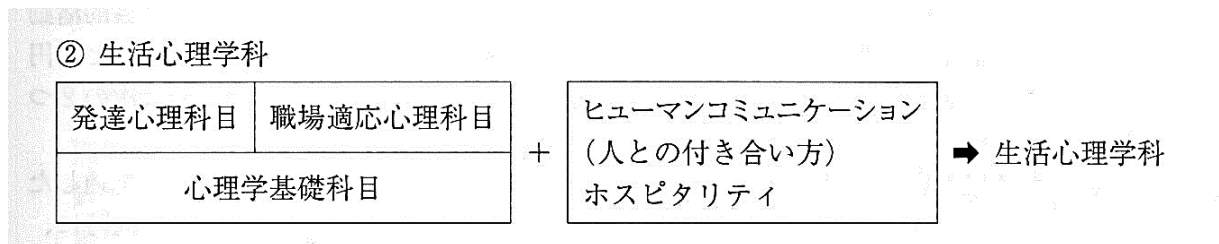


異文化コミュニケーション学科は、〈Action〉 〈Culture〉 〈Language〉 という 3つの領

域におけるコミュニケーション能力の育成を目指している。

21 世紀を迎え、政治や経済、社会、文化など様々な分野で世界のグローバル化が加速している。こうした時代に求められるのは、異文化に対する正確な知識と、異文化に柔軟に対応する能力である。しかし、国際社会に存在する多様な異文化への理解や対応力の欠如が、異なる国や民族が接触する機会が増えるに伴い、対立や紛争を招く事態を引き起こしている。また、将来多方面で活躍するためには、異文化に対する理解と共に異文化間のコミュニケーションを図る能力が必要不可欠といえる。本学科では、異文化理解とコミュニケーション能力を養うためのカリキュラム構成がなされている。異文化研究科目では、アメリカ・ヨーロッパ・アジア・中国、アフリカ・韓国等多様な文化を地域毎に研究すると同時に、異文化理解の根底となる自国の文化である日本文化について学ぶ。

言語コミュニケーションの領域は、コミュニケーション基礎科目とコミュニケーション実践科目に分れる。コミュニケーション実践科目では、世界の共通語である英語を2年次の終わりまでに使えるようになることを目標とし、「英語プレゼンテーション」等の科目を1年次から履修できるカリキュラムを採用している。また中国語、フランス語、ドイツ語、韓国語のコミュニケーション科目を開講し、異なる地域のコミュニケーション能力の向上を目指している。コミュニケーション基礎科目では、「異文化コミュニケーション論」、「異文化共生論」、「文化交流史」等、多様な文化を比較・分析するための理論や歴史を学ぶ科目が設置されている。



生活心理学科では、日常生活に役立つ心理学、すなわち「人との付き合い方」を学習する。

私達は、社会という大きな組織の中で生きている。社会は働いて生きるという仕組みでもある。一人ひとりそれぞれに役割を持っており、その役割を果たすこと、これが社会生活である。自分一人だけで生きることはいできない。かならず他の人たちとの関わりがある。もちろん、モノとの関わりも含んでいることは言うまでもない。

人との付き合いは生まれたときからはじまる。ただし、その付き合いの場面は子どもから大人にかけて変わってくる。子どもの時代は保護された形で経過するが、就職、社会人となると、今度は「自立」が求められる。

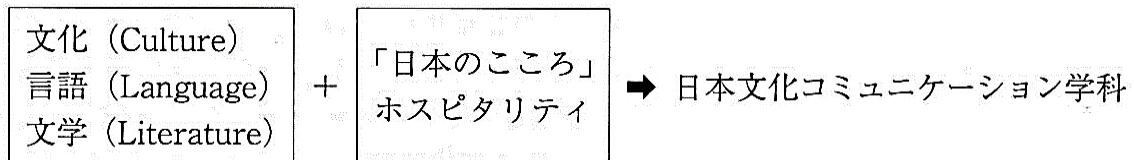
職場は、職務を遂行する場である。それぞれの仕事をしっかりやること、これが一緒に働いている人たちの信頼関係を得る根本である。

生活心理学科のカリキュラムの内容は、5 つの科目群からなっている。①心理学基礎科目：「心理学基礎 A・B」「認知心理学」「性格心理学」「臨床心理学」など、心理学学習の基礎となる専門的な知識を得る。②心理学方法論科目：「心理学研究法」「心理統計法」

「社会調査入門」など、実験や調査、観察などを用いて新たな知見を生み出す方法および先行研究の読み解き方を学ぶ科目群である。③応用心理学科目：「応用心理学概論」「発

達心理学概論」「産業心理学概論」など、上記①および②で得た心理学の基礎力を生かして心理学を発展的に探究していく科目群である。④心理・保育基礎科目：生活心理学科には保育士養成コースを設置している。「保育の心理学Ⅰ・Ⅱ」「保育原理」「子ども教育原理」など、当科目群では保育の基礎を学ぶ。⑤心理・保育専門科目：「子どもの食と栄養」「社会的用語内容」「子育て支援」など、より専門的に保育について学ぶ科目群である。

③ 日本文化コミュニケーション学科



日本文化コミュニケーション学科は、日本の文化・言語・文学を研究することを通して、その成果を国内外に継承・発信すると共に新しい文化の担い手となる人材の養成を目指している。同時に、主要なコミュニケーションの手段として、あらゆる社会的活動を行う際の基盤である日本語の運用能力に磨きをかけ、異なる世代や地域の人々とも円滑なコミュニケーションをとるための能力を養う。本学科の研究教育の目的は次の2つに集約される。①日本文化の専門的理解と発信・伝承能力の養成。日本の伝統文化の特質を深く理解し、同時に、現代日本に生まれつつある新しい文化の醸成に積極的に関わり、これらを国際社会に発信すると共に次世代に継承していく人材を養成する。②日本語運用能力の向上を通じたコミュニケーション能力の養成。口頭及び文章の両面で優れたコミュニケーション能力を持った人材、さらに、その高い能力を活かして教育や出版などの分野で活躍する人材を養成する。

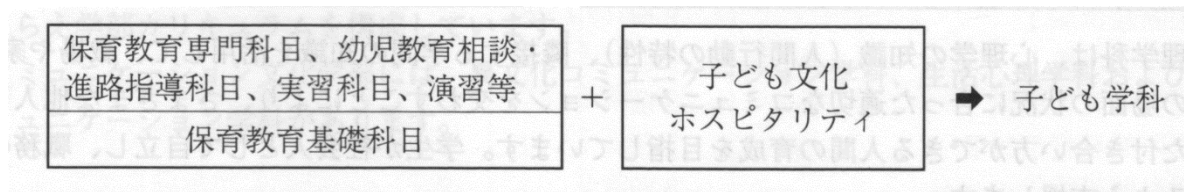
この2つの目的を達成するために、カリキュラムは、「日本文化科目」「日本語科目」「日本文学科目」の3つの学群を設置している。

「日本文化科目」では、「日本文化研究」「民俗学」「沖縄文化研究」「マンガ研究」などの科目で、古代から現代に至るまでの日本文化の諸相を地域的・社会位相的な多様性も踏まえて紹介しつつ、それらに通底する日本文化の特質について考察する。これによって、研究教育の目的①の「日本文化の専門的理解と発信・伝承能力」を養成する。

「日本語科目」では、「日本語研究」「日本語史」などの科目で言語学の見地から日本語の特徴を客観的に観察・分析して日本文化に対する理解を深めると共に、「日本語表現論」「日本語プレゼンテーション」などの科目で、研究教育の目的②の「コミュニケーション能力」を磨くためのトレーニングを行う。

「日本文学科目」では、「古典文学研究」「近代文学研究」「現代文学研究」などの科目で各時代の文学作品の鑑賞・分析を通して日本文化についての理解を深めつつ、「文芸創作」「日本芸能論」などの科目における表現活動の実践からコミュニケーション能力を養成する。

④こども学科



子ども学科は、絶えず向上心をもって自らを高めながら、地域社会に貢献できる保育者を養成する。未来の予測がつきにくい現代であるが、幼稚園教諭、保育士、認定こども園・保育教諭のいずれになるとしても、地域の文化、わが国、他国の文化を学び、保育や教育の何たるかを深く学習することにより、人間性を基盤にして、社会に広く貢献しうる能力を身につけることが求められている。本学科のカリキュラムは、こうした人材、具体的には、①幼児期の子どもの発達について、多面的かつ総合的な理解力を有する人材、②確固たる使命感と熱意を持って教育や保育を行うことができる人材、③家庭や地域社会の子育て。教育力の向上に貢献できる資質と専門性を有する人材、④次世代育成支援等において地域コミュニティづくりに指導的役割が發揮できる人材、⑤子どもの人権に配慮し、人権教育を実践できる人材を養成する。

子ども学科のカリキュラムは、無理なく、幼稚園教諭免許・保育士資格が取得できる編成となっている。子ども学科で専門に学ぶ科目は、「保育教育基礎科目」、「保育教育専門科目」、「幼児教育相談、進路指導科目」、「実習科目」、「演習等」の5つの科目群に区分される。

このように、本学科のカリキュラムは、基礎的・専門的な知識、理論の理解を図ることと、学生自身の問題意識への対応能力の育成を図り、実際の教育職場での実習経験を積むことによって、未来の社会の状況に柔軟に対応できる教育力・保育力を有する人材を育成する編成になっている。

(3) 観光メディア文化学部のカリキュラム構成

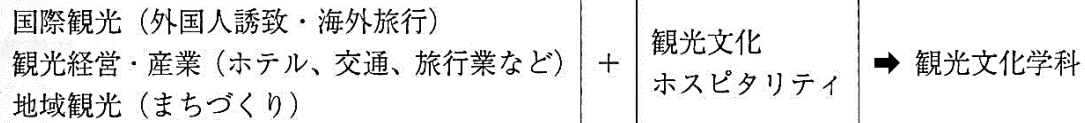
観光は「21世紀のリーディング産業」あるいは、「夢を創造する」産業であるともいわれ、観光産業はその経済的効果をはじめ、文化や地域振興など様々な分野で期待されている。

一方、第4次産業革命ともいわれる情報技術の大変革の時代の中、企業や自治体もデジタル化を推し進め、文系においても情報・メディア配信技術、AIやデータサイエンスの知識を十分に持つ人材が求められている。

観光メディア文化学部は、観光文化学科とメディア情報文化学科から構成されているが、両学科とも知行合一とホスピタリティの心を重視し、観光文化学科においては「グローバルに考え、ローカルに根ざした活動をする」ことにより、誇りを持てる地域社会を築くことに重点を置く一方、メディア情報文化学科においては、デジタル社会への諸側面を学びながら、ビジネスや社会の各分野で上記の技術や知識とそれを活用する知見を修得することを目指している。

本学部は、以下のように観光文化学科とメディア情報文化学科から構成されている。

① 観光文化学科



観光文化学科は、「観光文化」を中心に、観光経営、観光産業、地域観光、国際観光という3つの側面から「もてなし」を学習させることによって、観光産業に役立つ人材の育成を目指す。

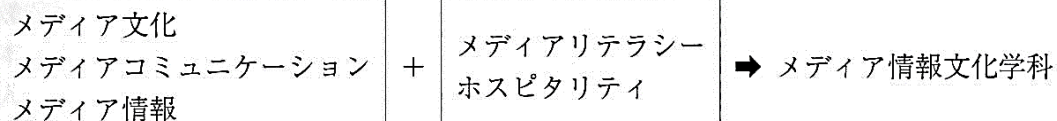
わが国政府は「観光立国ニッポン」を宣言して、外国人旅行者の誘致に取り組んでいる。

一方、地方分権化が叫ばれており、「21世紀は地方の時代」とであると注目をあつめているが、そこに求められているものは、地方振興・活性化のための観光振興である。さらに観光には、宿泊、交通、食事のサービスが不可欠である。

本学科は、時代や地域の要請に応じ、国際競争力のある観光関連産業の経営を担い、地域の観光振興政策・企画立案能力を有し、「もてなし」や「他者を思いやる心」のある人材を育成できるような科目を開講している

学生の就職希望先を想定した上で履修科目を選択させ、併せてインターンシップ（就業体験）や資格取得を奨励した科目構成となっている。

② メディア情報文化学科



メディア情報文化学科は、文系の学科として国内でも数少ない、デジタル技術とそれをビジネスや社会で活用するための知識の両者を習得できるようカリキュラム編成をしている（令和5年度より改編）。様々なデジタル技術を理解・活用するための科目に加え、現れつつあるデジタル社会の姿をビジネス等での諸側面、人口、グローバル経済、産業政策等、また人間の関係の変化にも着目し、多面的にまた深く理解できるようカリキュラムが構成されている。

専門科目は、「情報メディア科目」、「AIリテラシー科目」、「データサイエンス科目」、「デジタル社会科目」の4つに類型される。

「情報メディア科目」は、情報理論、情報システム、情報セキュリティ等情報技術を学ぶと同時に、メディアの科目として、従来のマスメディアの知識のみならず、メディアの現代の在り方（SNS、メディア・アート等）を幅広く学べる構成を取る。

「AIリテラシー科目」は、AIの仕組みを入門から学習できるよう構成され、その歴史やプログラミング、また、その応用としてデジタル認証や、身近なスマホのアプリの仕組みの学習を通じ、学生の目線で理解の幅を広げるよう科目が設定されている。

「データサイエンス科目」は、文系の学生向けにもデータサイエンスが学べるよう、段階を分けた構成とし、ビジネスにおけるデータの重要性、データの掘り起こし方を学習し、データサイエンスに進むカリキュラムである。また、研究方法も含めた科目も設定されている。

「デジタル社会科目」はデジタル社会の様々な姿を学ぶと同時に、情報技術をいかに実際のビジネスや社会で活用していくかを学ぶ構成になっている。企業でのデジタル技術の応用の姿、ゲーム産業の歴史や現状、デジタル社会での人間の在り方、人口の変化、グローバル経済や経営、産業政策との関係等、社会学、人文科学、人口学、国際政治経済学、公共政策の各分野からアプローチする手法を採用し、多角的な視点をもった人材を育成するようにカリキュラムが構成されている。

(4) 看護学部のカリキュラム構成

看護学部では、建学の精神である「知行合一」に則り、「ホスピタリティ」を具現化することを教育基盤として看護職者の養成を目指し、令和 2(2020)年度にカリキュラム改正を行い、文部科学省の承認を得ている。

上記教育目標を達成するための教育課程の編成の特徴は以下の通りである。

看護学部では、まず基礎分野の科目を、学生が人間形成を図る土台となると共に、学士力の基礎を築くための領域（人間・社会科学領域）として位置づけている。次に専門基礎分野は、保健医療福祉分野において看護学を実践展開するために必要な専門的基礎（健康科学関連領域）として位置づけ、看護学の理論と実践を系統的に学ぶ場として専門分野（看護科学領域と統合領域）を配している。専門分野では、それぞれの専門的知識、技術、さらには看護職者としての倫理的態度を修得し、看護実践の場における個々の体験を意味づけ、看護を応用、展開できる能力の基礎を身につける教育を目指している。

(5) 大学院のカリキュラム構成

大学院では、カリキュラム・ポリシーに沿い、以下のとおり、教育課程を体系的に編成する。

1) 経営管理研究科 経営管理専攻

大学院の教育課程は、演習・講義科目群と講義科目群から構成している。授業科目は、基盤的能力の育成を図る演習・講義科目群の講義科目、実際の問題を討論し応用能力、専門的能力を開発する演習・講義科目群の演習及び講義科目群からなっている。修了要件として、修士論文提出者は演習 4 単位、修士論文 4 単位、特定課題 2 単位、演習・講義科目群経営系講義 4 単位、演習・講義群会計系講義 4 単位、演習・講義群法務系講義 4 単位、講義科目群経営系講義 4 単位、講義科目群会計系講義 4 単位、講義科目群法務系講義 4 単位、合計 32 単位を修得する。特定課題提出者は、演習 4 単位、特定課題 2 単位、演習・講義科目群において指導教員の属する「系」とそれ以外の「系」から 16 単位、講義科目群経営系講義 4 単位、講義科目群会計系講義 4 単位、講義科目群法務系講義 4 単位、合計 32 単位を修得する。

カリキュラムは、演習科目群、講義・応用科目群の大区分にある。演習科目群は経営系、会計系、企業法務系に、講義・応用科目群は経営・経済系、会計系、企業法務系の中区分にある。その下で、科目配置を行う。

演習科目群科目は、講義・応用科目群における各系講義・応用科目を基礎に置く（例えば、戦略経営講義・応用と戦略経営演習）。演習科目群と講義・応用科目群との連携を図る。

講義・応用科目群は上記演習科目群との連携科目のほか、カリキュラム・ポリシーに沿

った科目の設置を行う。当該専門分野における知見、豊かな知識とより高い倫理観を身につける科目設置にある。

教育課程は科目間の融合・融和が図られるよう、その下での当該専攻専門領域（学問・科目）における課題解決を図りうるよう、そして、より研究倫理を遵守した学位論文等の作成等ができる設置にある。

2) 看護学研究科看護マネジメント専攻

大学院の教育課程は、演習・講義科目群と講義科目群から構成している。授業科目は、基礎的能力の育成を図る講義群の講義科目、実際の問題を討論し応用能力、専門的能力を開発する演習・講義科目群の演習及び講義科目群からなっている。修了要件として、基礎科目においては必修科目6単位を含め10単位、専門科目においては必修10単位、研究科目においては必修10単位、合計30単位を修得する。

3-2-④教養教育の実施

(1) 基礎分野の編成と特色

本学部における基礎分野の科目は、学生が生涯にわたって、自己の人間形成を図る土台となると共に、科学的思考、倫理性、国際性を身につけ、学士力の基礎を築くための領域として位置づける。

基礎分野の科目として①全学共通科目群、②人間の理解、③自然の理解の3分野としている。

看護学部においては、令和2(2020)年度カリキュラム改正より、人間・社会科学領域の科目群として、①ヒューマンケアリング、②情報技術、③自然言語、④社会の理解の4分野を構成した。

(2) 専門基礎分野の編成と特色

看護学部においては、令和2(2020)年度カリキュラム改正より、保健医療福祉分野において看護学を実践展開するために必要な専門的基礎の領域として健康科学関連領域を位置づけた。同領域は、①健康科学と病態学、②先進医療2分野の科目群から構成されている。先進医療の分野においては、昨今の社会情勢における看護の役割を見据え、災害・救急時医療と看護の科目の中で、日本救急医学会認定のBLSコースライセンスを4年次の全学生が取得する科目を配している。

(3) 専門分野の編成と特色

看護学部においては、令和2(2020)年度カリキュラム改正より、看護の理論と実践を系統的に学び、知識、技術、さらには看護職者としての倫理的態度を修得し、看護実践の場における個々の体験を意味づけ、看護を応用、展開できる能力の基礎を身につける教育を目指し、新たに看護科学領域と統合領域をカリキュラムの内に位置づけた。看護科学領域の科目群については、これを①看護の基礎、②リプロダクティブ・ヘルスの看護、③発達と看護（小児期の看護、成人期の看護、老年期の看護）、④地域社会と看護（精神の看護、在宅の看護）で構成し、統合領域については、医療・看護の科目群からこれを構成した。専門科目には、それぞれ専門の教員を配し、連携と協働による学生への教育の質保証を目

指している。

(大学院)

本研究科は専門分野における課題解決ができるよう、科目間の融合・融和が図られるよう、そして、より研究倫理を遵守した、学位論文等の作成が行えるよう教育課程の体系的編成を行っている。教育・研究において、その教育・研究における科目間の融合性・融和性は各自において実現していく事柄となるが、これは学際的教育・研究、科目間の融合性・融和性ある教育研究においても必須の事柄となる。教育・研究における学際性、科目間の融合性・融和性は他の学問領域への理解（少なくとも、教養的理解）を必然とする。そこでは、幅広い教養を自ずと求められることとなり、幅広い教養と知見等の下での、当該専門分野における問題解決の実現となる。指導教員を中心に副指導教員及び科目担当教員の協働に基づき、より研究倫理を遵守した教育・研究の実施を行う。

3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、講義形式の授業に加え、演習、ゼミナール、実験・実習、PBL（課題解決型学習）など、多様な教授方法を積極的に導入している。教員はシラバスに授業目標と方法を明記し、学修到達目標に応じたアクティブ・ラーニングやグループディスカッション、プレゼンテーション等を適宜実施している。

文系学部では、基礎ゼミや演習科目において少人数制を活かし、双方向型授業や学生の発表・討論機会を数多く設定しており、主体的・対話的で深い学びの実践が行われている。キャリア教育においても、外部講師を招いた実務的講義やインターンシップ前後の振り返り指導が取り入れられている。

看護学部では、各専門領域における実習を通じて、理論と実践の統合が図られている。模擬患者やロールプレイ等の導入により、状況判断力やコミュニケーション能力の育成に資する教授方法が開発されている。演習・実技科目では ICT 機器や教材を活用し、客観的指標をもとに学生の成長を評価している。

FD (Faculty Development) 活動としては、授業評価アンケートの実施、相互授業参観、FD 研修会の開催等を通じて、教員の教育力向上に努めている。大学院では、少人数の特性を活かした個別指導、プレゼンテーション、討議形式を多用しており、教育効果の高い環境が構築されている。

このように、本学では学生の理解と到達目標に即した教授法が工夫され、質の高い授業実施と教育成果の向上につながっていると評価できる。

本学の建学の精神である「知行合一」からは、実践力の養成が求められており、「よき社会人の育成」という教育目的からは、学生の人格を陶冶する必要が導き出される。そのため、本学では、こうした教育目的を達成するために、全学を挙げて、授業担当者同士がミーティングを重ね、より充実した研究や論文作成が出来るように心がけ、図書の購入や学生のプレゼンテーションの PC 環境の整備を行っている。

また具体的には、以下のような教育方法をとっている。

(1) 少人数授業

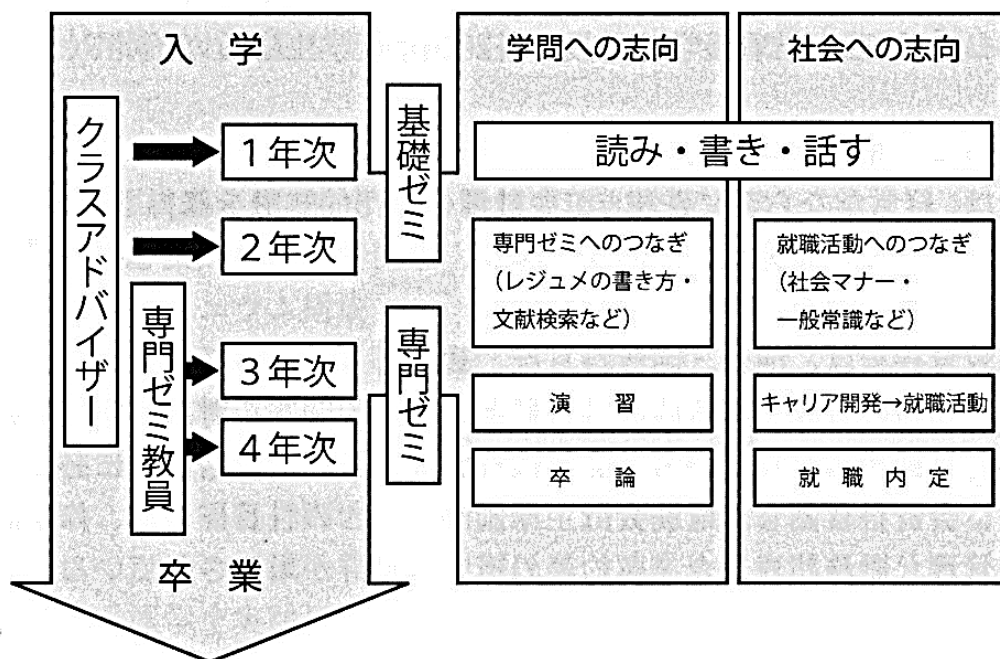
学生に対して、教員の手の届く教育を実践するための少人数授業を目指している。特にスキル向上に関わる語学教育や情報教育、さらに教員と学生との人間的触れ合いを重視する基礎ゼミ、専門ゼミ（演習）では少人数での授業を確実に実施している。

(2) 基礎ゼミによる導入教育

本学では、共学とした平成 16(2004)年度より、1 年次「基礎ゼミⅠ」、2 年次「基礎ゼミⅡ」として、新たな必修、通年 2 単位科目を設定し、初年度導入教育を強化したカリキュラムに改革した。基礎ゼミは、本学が最重要視した科目であり、共学化を機に本学の教育をこれまで以上に充実させることを目指した科目である。この「基礎ゼミ」を設置するにあたっては、「クラスアドバイザーによる一体型教育」図式と名づけた全体的指導見取り図を作成し、各段階における教育方針を明確化した。本学ではこれを特色ある「教育サポート・モデル」として高校生に提示している。（図 2 参照）

【図 2 教育サポート・モデル】

～入学から卒業までの一体型～



この教育方法は、平成 16(2004)年度の文部科学省「特色ある教育支援プログラム」（教育課程の工夫改善に関するテーマ）に申請したもので、「クラスアドバイザー制が4年間一体型であるという点に一定の特色が認められる」という評価と「この取り組みは始まったばかりであり、FD活動の具体的プランを構築し、本取り組みのさらなる充実が期待される」という付帯意見を受けた。以降、教務委員会を中心に「基礎ゼミ」における指導方法等についてさらなる検討が重ねられ、当初の内容からの見直しが行われて、最終的な具体案が作成された。

「基礎ゼミ」の主たる目的は、大学で学ぶための基礎能力の育成、展開力・就職力の基礎形成、アイデンティティの形成の3点に置かれる。これらの目的は、経営文化学部、コミュニケーション文化学部、観光メディア文化学部、看護学部が掲げる「各分野におけるスペシャリストの養成」という本学の教育目的の基層部分を成すものである。専門教育の

前に確固とした基礎教育を施す必要性と重要性を認識した結果を踏まえて導入されたものであることから、「基礎ゼミ」の意義についてはこれを単に「読み、書き、話す」といった基礎能力の養成に留まらず、3年次において始まる専門ゼミ（演習）と就職活動へ架橋する機能を持たせた内容と位置づけになっている。

「基礎ゼミ」での教育は、クラスアドバイザーに任命された担当教員が20名前後で編成されたクラスを担当し、各学生へのきめ細かな個人別指導を行うことを特色としている。

また2年間の「基礎ゼミ」教育の仕上げとして、全クラスが参加するプレゼンテーション大会が毎年に行われる。

（3）専門ゼミ教育

専門ゼミ教育は、本学においては「演習Ⅰ」・「演習Ⅱ」という科目名で実施されている。基礎ゼミ終了後の2年間の専門ゼミ教育については、平成19(2007)年度より原則として専任教員全員が専門ゼミを担当することとしたため、平成21(2009)年からはじまった演習の開講数は30にのぼり、学生の多様な要望にこたえる体制をとっている。専門ゼミの規模は原則10名以内に制限し、ゼミ教員と学生との間で基礎ゼミ以上に緊密になされる触れ合いを通して、理論と実践の融合を図ることにしている。専門ゼミでは学生に対して、各指導教員の研究領域における専門性を学術的に学ばせると共に、社会人としての生き方の姿勢を鍛錬し、卒業後の就職に関する事項も含めたアドバイスを与えている。また、卒論指導を行い、2年間の専門ゼミの教育成果として、学生たちに卒論を書き上げる経験をさせている。4年次の後期には、全ての専門ゼミが参加するゼミ発表会を開催しており、各ゼミの代表学生は自分の卒論研究の成果を「基礎ゼミⅡ」の2年生の前でプレゼンテーションすることになっている。2年生にとってはこのプレゼンテーションを3年次からのゼミ選択の際の参考に充てることが出来る等、ゼミ選択に際しての教員と学生とのミスマッチを防ぐ工夫も施されている。

（4）習熟度別の英語教育と語学教育検討会

本学の語学教育では、「知行合一」という建学の精神を、文字通り「知識を実践で活かすことのできる人材育成の要」と考えている。そのため、学生の必修科目としている英語については、年度初めに統一テストを実施することによって学生の英語能力を客観的に分析し、習熟度別にクラス分け編成をして英語教育を行っている。上級・中級・初級と3レベルに分けられたクラスにおいて各々の到達目標が提示される。これらの基準については、専任・非常勤を問わず、全ての担当教員に周知されている。

また、英語以外の語学についても、その教育は当該語学科履修学生のレベルの現状を基礎に積み上げられるべきものであるため、平成19(2007)年春、コミュニケーション文化学部では、現場の専任の語学教員の間で本学の語学教育についての議論が必要と判断し、教務委員会の臨時の下部組織として語学教育検討会を立ち上げた。同検討会において、本学における語学教育は「コミュニケーション能力に必要な語学の基礎学力の育成」を目標とする、との提案がなされた。同提案にあって、「基礎学力」とは「主に文法・語彙の基礎的学力の習得」と定められ、かくて英語、第二外国語のうちの中国語、日本語（留学生）では各言語能力について目標とすべき基準を明確化する運びとなった。また看護学

部においては、初年次リメディアル教育の一環として国語力（日本語表現）の習熟度別補講を行い、基礎分野の学修強化に努めている。加えて、生物の基礎、化学の基礎の習熟度別補講を計画し、専門基礎分野の学修強化を図っている。

（5）コンピュータリテラシーの習得を目指した情報教育

現在の社会において、コンピュータ操作能力は、必須のものになっている。本学のカリキュラムでも4年制大学への改組転換を行った平成12(2000)年度入学生から「コンピュータリテラシー」を必修としてきた。また、共学化かつ2学部体制となった平成16(2004)年度入学生からは、情報関連科目を全て半期2単位の科目に変更すると共に、両学部共に共通の必修科目として「コンピュータリテラシー」（1年次履修）・「情報入門」（2年次履修）を設置した。

圧倒的多数の学生がパソコン・携帯電話を所有し利用している現在の状況下にあって、「コンピュータリテラシー」では、インターネットの利用方法を中心としてEメールの使い方や検索方法・マナーなどの基本的な事柄やウィルス対策について講義を行い、さらに、「情報入門」では、コンピュータのハードウェアの構成に関する知識を習得することを中心に講義を行った。

平成18(2006)年度入学生以降は、高等学校における情報教育内容の変更により、高等学校で情報教育の基礎的な部分を修得してきている。これに伴い当該入学年度の学生について、「コンピュータリテラシー」を必修科目から選択科目に変更し、「情報入門」の内容を一部変更（情報処理基礎数学・インターネットとメールの利用法・情報検索能力入門など）して1年次開講の必修科目とした。さらに平成28(2016)年度入学生は、1年次に「情報基礎」と「コンピュータプレゼンテーション」の2科目を選択科目として履修する。

以上のように、情報科目に関しては、実践科目として重視すると共に、状況変化に対する対応を速やかに実施している。

（6）看護学部独自の実習指導体制

看護学部では、1年次より臨地での看護学のケア実践教育が行われている。1・2年次は基礎看護ケア実践Ⅰ・Ⅱ、3年次には生殖・周産期看護ケア実践をはじめとする5つの専門看護領域のケア実践を、4年次には地域・在宅看護ケア実践、**老年期の看護ケア実践Ⅱ及び看護を統合する看護マネジメントケア実践**が計画され、それぞれの看護ケア実践は、学生4～5名前後に1名の専門領域の教員が指導を担当し、実習施設の臨地指導者との連携と協働により、看護学のケア実践教育の質を担保している。

（7）海外留学制度

本学では、海外留学を協定校交換留学、協定校留学、認定校留学と3つの枠組みから運用し、知行合一という建学の精神を具現化する重要な教育のひとつと考え、大学発足以来積極的に推進してきた。海外留学は、半年の留学については15単位を上限、1年の留学については30単位を上限として、卒業単位として科目ごとに認定している。交換留学が可能な海外協定校は現在8校あり、また一部の協定校からは本学に編入可能な仕組みを取り、密接な関係を構築している。

認定校留学としては、主に英語圏への留学が対象となるが、協定校のみでなく留学希望の学生との面談を通じ、適切な留学先を見つける体制を取っている。適切であると認定されると協定大学と同様な対応がとられ、留学先での勉学は卒業単位として認定される。

留学を希望する学生については、国際交流委員会により年に2回学内説明会を開かれ広報周知する一方、交換留学については同委員会で成績、出席状況等を審査し、留学の成果が得られる可能性の高い学生を選抜している。留学の前後を含め、学生の留学期間中には本学の教員による指導が継続的に行われ、学生の就学意欲の状況、また生活面での安全について確認できる体制を取っている。

(大学院)

履修指導は学位論文等指導教員との連携を密にし、履修科目の整合性のとれた科目履修ができるよう配慮する(履修規則第6条1項、第7条2号、第9条1項、2項)。学位論文等は、指導教員と副指導教員による協働指導を受けることができる(履修規則第9条3項)。具体的指導は、「大学院要覧」における「履修登録について」、「大学院科目ナンバリングについて」、「学位論文等について」及び「シラバス」、「成績評価基準等の明示等」(大学院設置基準第14条の2)等に基づき行う。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

現在のところ適切なカリキュラム編成となっているが、社会のニーズの変化に応じたカリキュラム編成とすべく随時、見直し行う。

看護学部では、令和元(2019)年に完成年度を迎え、令和2(2020)年度(文部科学省)

及び令和4(2022)年度(厚生労働省)の看護学系学部での教育課程の法的変更に伴いカリキュラムを改定した。そのため、2019年度カリキュラムの3つのカリキュラムが並行する次第となったが、学生への不利益が生じないようにシラバスの見直しと充実に努め、併せて学生の学修状況を常に把握し、教材の工夫や習熟度別の指導体制を強化している。また教授方法については、多様な学習形態を取り入れることで、特に看護の専門科目では具体的・実地的な学習ができるように工夫されているが、公開授業による授業参観等教員による授業(講義)相互評価等を通じて各専門領域間の教育目的・目標及び教授方法(内容)等の相互理解を深めることで、さらに教育活動の質の向上に努めている。臨地実習教育については、新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの医療機関等実習施設から実習受け入れ困難な状況が生じた。そのため、学内での代替実習を計画し、学生への不利益が生じないように教授方法を工夫して実施した。

大学院経営管理研究科では、大学院生が概ね修了直後から会計事務所等の現場で職務に従事している事実を鑑み、在学中に即戦力としての力量を身につけることが求められている。また特に「租税法」に関連する科目群の履修を通じて税理士業務に必要とされる基本的知識を身につけた上で、「財務諸表」・「会計監査」等に関連する科目群の履修を通じて実地的な技量に磨きをかけることが求められている。そのためにも「演習」科目の充実に図り、大学院生の問題対応能力向上を一層進展させる。

看護学研究科は、大学院生が医療の現場で仕事を行っており、指導的立場での力量を在学中に身につけることが求められている。

大学院においては、研究科委員会において改善・向上方策をさらに検討し、実施可能な

ものからその実施を行っていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

看護学部においては、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえ、学生の学修成果を明示し、各学年での成績判定を基礎に、前期・後期のそれぞれにおいて個別指導を実施している。成績や資格取得状況をふまえ、学生一人ひとりの弱点に対して改善指導・学習支援を行っている。

また、各授業ではリアクションペーパーを活用し、講義内容に対して「理解できた点」「理解しづらい点」などを記述させ、教員がその内容を分析しながら学生の理解状況を把握し、教育内容の即時的な点検・対応を行っている。

学修成果の点検とそれに基づく授業改善に関しては、①授業評価アンケートの実施、②教員による評価結果の考察と学生へのフィードバック（コメントなど）を基本とし、「看護学部 FD・自己評価点検委員会」が調査結果等を取りまとめ、報告書として作成・公表している。併せて、同委員会が主導し、前期・後期に教員相互による授業参観と評価を実施し、その結果を全教員間で共有している。

これらの取り組みによって、三つのポリシーに準拠した学修成果の可視化と評価体制の構築が図られており、教育の質保証サイクルが着実に機能していると評価できる。

大学院においても、通常の授業においては、研究報告、筆記・口述試験等を通じて学修成果の把握を行っている。さらに、修士論文中間報告会を年 2 回、共同研究会を年 2 度実施し、学修成果の中間点検および協働的指導を行っている。

その成果として、報告書冊子を編纂・配布しており、院生・教員間でのフィードバックを促進している。

これらを通じて行われた学修成果の点検と協働的な研究支援の取り組みは、最終的に修士論文および最終試験の完成度・質的充実へと確実に反映されている。

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

1. 本学における学修成果の点検・評価

本学では、アドミッション・ポリシー（AP）、カリキュラム・ポリシー（CP）、ディプロマ・ポリシー（DP）の三つのポリシーを踏まえ、学生の学修成果を多面的に点検・評価する体制を整備している。具体的には、以下の要素を評価指標とし、それぞれ担当部署により体系的な運用が行われている。

・AP に関する評価項目

入学試験、クラス分け英語テスト、1 年次の成績（GPA）、出席状況、授業評価アンケート等（担当：入試センター、教務部、FDSD 委員会ほか）

・ CP に関する評価項目

各科目の成績・修得単位数、外部検定試験合格率、退学率・休学率、授業出席率、授業評価等（担当：教務部、各学科、FDSD 委員会）

・ DP に関する評価項目

学位授与率、就職率・就職先調査、4 年次の授業評価、各年次の成績・資格取得状況等（担当：キャリアセンター、教務部、FDSD 委員会）

アドミッ ション・ポ リシー	担当部署	カリキュ ラム・ポリ シー	担当部署	ディプロ マ・ポリシ ー	担当部署
- 入学試験 - クラス分け英語テスト - 各科目の 1 年次成績 (GPA) 1 年次の授業出席状況（調査を実施） 1 年次の授業に対する学生の評価（アンケート調査を実施）	- 入試センター - 英語担当教員 - 教務部 - 教務部 - FDSD 委員会 - 教務部	- 各科目の成績 (GPA) - 修得単位 - 外部検定試験合格率 - 退学率・休学率 - 授業出席状況（調査を実施） - 授業に対する学生の評価（アンケート調査を実施）	- 教務部 - 各学科 - 教務部 - 教務部 - FDSD 委員会 - 教務部	- 学位授与率 - 就職率・就職先（就職状況調査を実施） - 各科目の成績 (GPA) - 外部検定試験合格率 - 退学率・休学率 - 授業出席状況（調査を実施） 4 年次の授業に対する学生の評価（アンケート調査を実施）	- 教務部 - キャリアセンター - 教務部 - 各学科 - 教務部 - 教務部 - FDSD 委員会 - 教務部

また、学科ごとにカリキュラムマップおよび履修モデルを作成・提示し、学生の主体的な学修計画形成を支援している。教育開発センターにおいては、1 年次から 4 年次まで「学びのポートフォリオ」の作成を指導し、学生自らが PDCA サイクルを意識しながら大学生活を送るよう支援している。さらに、学生生活全般にわたる学生意識実態調査を実施し（学生委員会・学生センター担当）、得られた知見を基に学修環境と学生支援の改善に反

映させている。心身の問題への支援としては、学生相談室を常設し、専門の教員が相談に応じる体制を整えている。

2. ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果の明示

三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーに基づく学修成果の可視化については、以下の方法により点検・評価を行っている。

① **授業出席状況調査**：全学生を対象に、学期ごとに科目別の出席状況を調査している。各教員はこのデータにより、自身の授業への出席傾向を客観的に把握し、履修放棄等の兆候を早期に察知することが可能である。学生自身も、ポータルサイト「Active Academy」にて自分の出席状況を随時確認できる環境が整っている。

② **授業評価アンケート調査**：各学期末に実施される授業評価アンケートにより、学生による授業への評価や学修状況が把握されている。現状では、各授業科目とディプロマ・ポリシーの直接的な関連性は学生には提示されていないが、シラバスにおいてカリキュラム・ポリシーとの対応関係は明示されている。今後は、CPとDPとの整合性を整理したうえで、各授業とDPの関連付けを明確化し、評価結果の学生への提示方法についても検討していく予定である。

③ **就職状況調査**：2年次にキャリアセンターへの就職登録カードを提出させ、3～4年次には内定状況の把握と進路指導への活用が行われている。登録カードの情報は演習担当教員に引き継がれ、ゼミナールでの個別指導に活かされている。また、内定者情報はキャリアセンターを通じて教授会に報告される体制が整っている。企業へのフィードバック調査は体系的に実施されていないが、求人活動の際に学生への評価を聞き取るなど、次年度以降の支援活動へつなげる努力がなされている。就職内定率や主な就職先等の情報は、大学ホームページにて公開されており、対外的な透明性も確保されている。

3. 大学院における学修成果の点検・評価

大学院においては、通常の授業における学修成果の評価は、担当教員による研究報告、筆記・口述試験等を通じて実施されている（大学院学則第25条）。学位論文等の審査および最終試験は、学位審査委員会および研究科委員会により行われ（同第30条、学位規則第3～6条）、その結果をもって、学位の授与が学長によって行われる（同第9条）。また、日常的な学修の点検と支援のために、年2回の学位論文中間報告会および共同研究会を開催しており、学生・教員間での質疑応答を通して学修の進捗確認と学際的視点の醸成を図っている。特に中間報告会では、論点の整理、問題意識の明確化、方法論の共有等、実質的な成果向上に直結する内容が扱われている。共同研究会では、教員による研究報告を中心としながら学生も参加し、学際的な視野の育成と研究倫理の涵養に資する場となっている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学においては、学位授与率、就職率・就職先、外部検定試験合格率、退学者・休学者数等の主要な学修成果指標について、教授会で定期的に報告されるとともに、各学科会議において教員間で共有されている。これらの情報をもとに、各学科が学修指導の改善やカリキュラム運営の見直しに取り組んでおり、フィードバック体制は機能している。また、全学的に授業評価アンケートを実施し、教員がその結果に対して省察を行い、改善点に関するコメントを教務部に提出している。この取り組みは、次年度以降の授業内容・方法の改善を図るうえで一定の成果を挙げており、教育の質的向上に資している。なお、アンケートの集計結果は大学全体として学生に提示されていないが、担当教員が各授業内において、学生への口頭フィードバックや補足資料の提示を行っており、双方向的な授業運営が図られている。

【大学院】学位論文等の中間報告会では、修士論文の進捗と内容について学生・教員間での活発な質疑・応答が行われており、その成果は『令和4年度 第1回・第2回学位論文等報告会』として冊子にまとめられている。これらは大学院事務局に備置され、自由に閲覧可能となっている。とりわけ、報告会において展開される教員・学生間の意見交換は、学際性（融合・融和性）を伴う協働指導の場として機能しており、研究テーマの深化や論述の構造化に資する助言が数多くなされている。共同研究会でも教員による報告と、それに対する質疑・討議を通じて、研究成果の点検と指導内容の見直しが行われており、それらは修士論文および最終試験において明確に成果として反映されている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

1. 令和5（2023）年度より、学生の履修支援とカリキュラム構造の理解促進を目的として、今後、科目ナンバリング今以上に活用していく予定である。
2. 三つのポリシーの実質的達成状況を体系的に検証するため、大学全体・学部・学科・大学院ごとのアセスメント・ポリシー策定を検討している。
3. カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの整合性の明確化を進め、各授業科目シラバスにおいてディプロマ・ポリシーとの関連性を明示できるよう、設計と運用の再整備を行う予定である。
4. 授業評価アンケートについては、調査結果を授業改善へ確実に結びつけるため、実施時期の最適化とフィードバック体制の整備を今後の課題として検討する。
5. 外部資格取得の指導については、キャリア支援との連携を強化し、就職活動にも有利となるよう、より多くの学生が資格取得に意欲的に取り組める指導体制を構築する。

〔基準3の自己評価〕

本学はⅡ.1 本学の沿革で説明したように、過去10年間にわたり、2学部7学科の新増設を実施し、現在も拡大発展途上にある。これらの拡充に際しては、文部科学省への設置

認可申請内容を的確に履行すべく尽力するとともに、設置後も社会的要請や時代的变化に対応しながら、カリキュラムの不断の見直しと最適化を行ってきた。教育目的は、各学部・学科の教育課程・教育方法に明確に反映されており、教学の基本方針として堅持されている。特に、初年次教育における基礎ゼミ、語学教育、情報リテラシー教育の充実を図ることで、学修基盤の構築に注力してきた。

また、単位認定に必要な授業時間数・期間の確保、成績評価基準の明文化と厳正な適用体制の確立など、教育の公正性・透明性の担保にも組織的に取り組んでいる。これに加えて、教育目的の達成状況については、多様な定量・定性指標により継続的な点検・評価を実施している。

一方で、入学後 1～2 年次において学修への意欲低下により退学する学生も若干ながら存在している。そのため、初年次における学修支援体制および授業内容のさらなる充実、ならびに指導方法の工夫が引き続き求められており、今後の優先的課題として認識している。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学では、学則第 45 条に基づき、「学長は、校務を掌り、所属職員を統轄する」と定め、学長の権限と責任の明確化を図っている。また、学長の権限・責任を補佐するために、副学長を配置している。学長の校務決定に際し、学則第 50 条において、学長に意見を述べる組織として教授会の役割を規定している。教授会は、学生の入学、卒業、課程修了、学位授与、その他教育研究に関する重要事項について審議し、学長に意見を述べる。学長のリーダーシップ発揮を支援する体制として、副学長、学部長、研究科長、大学事務局長からなる学長室会議を設け、重要案件の協議確認を行う仕組みを構築している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長を補佐する副学長には、学修支援、学生支援、入試・広報、学術研究支援、地域産官学連携、国際化推進、IR (Institutional Research)、点検・評価、人事に関する分野を分担する体制を確立している。また、学長の意思決定を補佐する組織として FD・SD 委員

会、IR 室を設置し、教学に関する情報提供を通じて学長の意思決定を支援している。加えて、教務委員会、学生委員会、入学試験委員会、キャリア委員会、広報・学生募集委員会、生涯学習委員会等を設置し、各部署の業務に関する意見が学長に直接反映される仕組みを整備している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

学長室会議には、副学長、学部長、研究科長、大学事務局長が出席し、教職協働が機能する体制を確立している。また、各種委員会には教員に加え、各部門の職員を配置し、教学マネジメントが円滑に機能するよう努めている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

制度上、学長のリーダーシップを適切に発揮するための補佐・運営体制が整備され、教職員の適切な配置がなされている。今後は、教職員間の情報共有と意思疎通を強化し、補佐・運営体制の有効性を継続的にチェック・改善しながら教職協働のさらなる実現を目指す。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学では、「教育職員選考規則」に基づき、厳格な採用・昇任のプロセスを確立している。教員の採用に際しては、学長が教員推薦をもとに候補者を決定し、人事に関する教授会を組織し、資格審査を実施する。その後、評議会において選考基準に基づく審査が行われ、学長が理事長に提出し、理事長が採用の可否を決定する。昇任についても同様の手続きが適用され、適格性を慎重に評価したうえで決定される。

大学院教員については、専門性・能力・実績等を考慮し、研究科委員会で候補者を選定し、理事会の審議を経て理事長が最終決定する。また、任用条件に準じた推薦手続きを行い、適格者の採用・昇任を厳格に運営している。

加えて、教員の評価として、各教員は年度初めに年間目標を設定し、自己評価表を総合研究センターに提出する。年度末には教育・研究活動に関する自己評価を報告し、所属長の評価を受ける。これにより、教育研究の質向上を図る体制を確立している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

授業アンケートを平成 12（2000）年度より実施し、教員の授業改善に寄与している。アンケート項目を適切に設定することで、学生の学修動向を把握し、フィードバックを実施している。授業形態の違いを考慮し、FD・SD 委員会においてアンケート形式の検討を進めている。

教員相互の授業評価は平成 27（2015）年度後期より「相互授業参観」として実施している。これにより、授業の質向上と教員の指導能力の強化を図る仕組みを構築している。さらに、授業評価の改善を目的として、FD・SD 委員会の検討に基づくアンケート集計結果のデータ開示を行い、適切な教育改善策の立案を支援している。

看護学部では、開設時より授業評価・臨地実習評価・教員相互評価を継続的に実施し、報告書を作成し公開することで、教育の質的向上に資する取組を推進している。

自己点検・評価委員会は、平成 12（2000）年の設置以来、全学的な評価・改善活動を統括する組織として機能している。平成 20（2008）年度には FD 活動の義務化を受け、FD・SD 委員会を新設し、全教職員が構成員となり、FD・SD 活動の主導組織として機能している。

（3）4－2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、FD・SD 委員会、文化教育研究所及び総合研究センターが連携し、教育研究活動の活性化を図る体制を確立している。今後、授業アンケートの内容精選、学生へのより効果的なフィードバック、教員による自主的な授業改善、アクティブラーニングの浸透等を推進し、教育の質向上に努める。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

（1）4－3 の自己判定

「基準項目 4－3 を満たしている。」

（2）4－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①FD・SD 委員会の活動

FD・SD 委員会では、教育研究活動改善の方策、初任者および現任者の研修計画の立案・実施、学生による授業評価の実施と分析、FD・SD に関する職員へのコンサルティングなどを審議している。平成 21（2009）年には他大学の FD 活動状況を検証し、知識向上を目的として外部講師を招いた研究会を企画・実施した。現在は、教授方法のルール、授業アンケート、入学前教育、科目別到達目標の設定、SD のあり方をテーマに審議を進めている。平成 25（2013）年度には教員の資質・能力向上を目的とした FD 活動の一環として、アクティブラーニングの事例研究会の実施、授業アンケートの分析、授業アンケート結果の公表を検討した。翌年度には、アクティブラーニング型の事例研究会、授業アンケート結果の公表方法の検討、SD のガイドラインの策定を行った。令和元（2019）年度には教員の授業相互評価を実施し、担当者と参観者によるアンケート結果を学内で公開した。看護学部

では、平成 27（2015）年度の開設以来、年 2 回の FD 研修（前期 1 回 9 月、後期 1 回 3 月）を実施し、学生の理解度に合う授業方法の工夫改善及び学生の学問を行うことに対応する能力の分析とそれに合う指導方法の開発について令和 2 年（2020）看護学部の教員 FD 研修の題材として研修活動を継続している。

③ 附属文化教育研究所の活動

FD・SD 委員会と連携し、附属文化教育研究所は定期的な研究会を開催し、教員の研究活動の推進を支援している。研究成果は学会活動や論文執筆に活用されるだけでなく、FD 活動を通じて授業へもフィードバックされている。

④ 総合研究センターの活動

平成 25（2013）年 11 月に義務化を受けて設置された総合研究センターは、本学の教育理念・目的に則り、学術の進展や社会の要請に対応する教育・研究の充実、改善と開発を目的としている。自己点検評価の前提となる大学の理念や改善方針の審議、認証評価の対応、大学情報（エビデンス）の調査・集計、総合研究センターはこれらを担い、大学改革の推進を図っている。

令和 5（2023）年の三回目の第三者評価受審に際して指導事項と参考意見を整理し、未着手・検討中の課題について改善を進めた。加えて、三つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）の策定、カリキュラムチャートの作成、大学ポートレートの作成、教員紹介の更新などを行った。

（3）4-3 の改善・向上方策（将来計画）

総合研究センターは、第三者評価受審のための整備を進め、平成 25（2013）～28（2016）年度の自己点検評価報告書の作成、大学ポートレートの作成、大学改革中期目標・中期計画の策定を実施した。

平成 29（2017）年に策定した「大学改革中期目標・中期計画」では、以下の 5 つの目的を掲げている。 1) 法人を含め、全学一致でモチベーションを高め、大学全体の活性化を図る。 2) 社会的評価の獲得－教育改革の実現を約束し、広報を強化する。 3) 大学政策の焦点化と質の向上。 4) 現世代から次世代スタッフへの円滑な接続。 5) 中期ビジョンから長期ビジョンへの発展。今後は、研修活動の充実、職員資質向上のための取り組みの強化を図り、大学運営のさらなる発展に寄与する。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

（1）4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

（2）4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、総合研究センターが組織・規則の改正に主体的に関わり、「第三者評価室」と「企画調査室」を設置し、企画調査室のもとに「教育課程委員会」を設けていた。平成28（2016）年度には「企画調査室」を廃止し、戦略的な重要事項の企画・推進のために「学長室」を設置した。

研究環境の整備として、総合研究センター（旧称：総合学術センター）を設置し、学内の研究活動の管理・運営を統括している。個別研究支援の管理、学外研究者による講演会や特別講義の企画・統括・実施などを担っている。

学内紀要については、総合研究センターの下に文化教育研究所と紀要委員会を設置し、紀要委員会が刊行を担当している。毎年活発な投稿論文の応募があり、文系学部向けの「松蔭大学研究紀要」、看護学部向けの「松蔭大学看護学部研究紀要」、大学院向けの「松蔭論叢」が刊行されている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究倫理委員会を学部横断型の委員構成で設置し、学内教員や学生対象の研究を倫理審査の対象として実施している。倫理審査手続きを明確化し、該当研究に対して倫理審査申請を求めている。

全教員を対象に研究倫理研修を定期的の実施し、独立行政法人・日本学術振興会の「研究倫理eラーニング」コースの受講を専任教員に義務付けることで、研究倫理の確立を図っている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、専任教員への学内研究費を充実させ、毎年度の配分を継続している。加えて、学内教員による共同研究を対象とした研究支援を提供し、学部は100万円、大学院は200万円までの助成を行っている。

学外研究費への支援強化の一環として、日本学術振興会の科学技術支援事業（科研費）への応募支援を行い、学内説明会や採択経験者による個別応募支援を実施している。

研究費に関する倫理遵守を徹底するため、公的研究費の不正防止ガイドライン、公的研究費内部監査規程、公的研究費の不正使用に関する内部通報処理規程を設け、学術研究における倫理基準の厳格な適用を行っている。

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

研究倫理審査に関しては、手続きの精緻化と審査区分の明確化を進め、申請者が容易に利用できる体制を整えながら、研究倫理の周知を徹底する。

共同研究への支援をさらに強化し、学内の研究資源を最大限活用できる仕組みを構築することで、研究活動の促進を図る。

〔基準4の自己評価〕

研究倫理審査も年々制度的に充実し、また学内研究費の削減を行う大学が少なくない中、本学では研究費も引き続き十分に提供されており、研究支援に関し求められる基準を十分に満たしているものと考えられる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人松蔭学園は、理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関として、「学校法人松蔭学園寄附行為」および各種規程（「学校法人松蔭学園内部統制システムの基本方針」「学校法人松蔭学園危機管理規程」「松蔭学園事務分掌規程」「学校法人松蔭学園組織規程」「稟議規程」「公印取扱規程」「文書取扱規程」等）に基づき、規律と誠実性をもって経営・運営を行っている。理事会および評議員会は定期的に開催され、監事は両会に出席し適宜意見を述べている。監事による監査、独立監査人による会計監査、および内部監査室による監査は適切に実施されている。以上により、経営の規律と誠実性は維持されていると自己評価する。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人松蔭学園は、吉田松陰の実学精神に基づく「知行合一」を校是とし、「ホスピタリティ」を教育理念に掲げている。この「知行合一」は、学んだ知識を行動に生かし、行動を通じてその知識を深めていく姿勢であり、「心の教育を通して人間形成をはかる」という建学の精神を体現するものである。この基本理念は、理事会においても正式に定められており、その実現に向けて継続的に取り組んでいる。具体的には、評議員会に諮問したうえで、年度活動方針および年度予算を定めている。以上により、使命・目的の実現に向けた継続的な努力がなされていると自己評価する。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

「学校法人松蔭学園コンプライアンス方針（行動規範）」に基づき、環境保全、人権および安全への配慮について明記されており、建学の精神や基本理念、中期改革・改善計画方針等と併せて教職員研修を計画している。環境保全の観点では、「施設利用規程」に基づき、光熱水道費削減や環境負荷低減に努めている。人権尊重については、「ハラスメント防止ガイドライン」を設け、各学校においてハラスメント防止に関する規則整備、防止委員会の設置、通報制度、個人情報保護に関する規程整備等を実施している。安全配慮については、「防災管理規程」の整備、耐震工事、防災備蓄品の確保、什器の転倒・落下防止措置、防災・防犯訓練の実施等を行っている。加えて、毎年度、ハラスメント対策委員会主催による教職員向け講習会（新型コロナ感染拡大時を除く）も開催している。以上の通り、環境保全、人権、安全に対する配慮は十分に行われていると自己評価する。

教育情報・財務情報の公開

教育情報は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、法人および大学のホームページにおいて公開している。

財務情報は、①私立学校法第 106 条に基づく書類の備付・閲覧と、②予算・決算情報のウェブ掲載という二つの手段で公開している。①については、「財務情報の公開に関する規程」に従い、決算終了後に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事監査報告書、役員名簿、役員報酬基準表等を総務課にて閲覧に供している。②については、法人および大学のホームページ上の「情報公開」欄にて、教育情報と併せて公表している。以上より、教育情報・財務情報は適切に公開されていると自己評価する。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 6 年度においては、少子化の進行に対応するため、学生数の安定的確保を図る施策として、教育の活性化および質的向上、ならびに受け入れ体制の整備強化に取り組んだ。学部・学科の増設により教育環境を充実させるとともに、多様化する学生ニーズに対応し、志願者の選択肢拡大を可能とした。また、平成 27 年に設置された看護学部においては、継続的な教育研究の成果を踏まえ、超高齢社会の進展に伴う介護予防や慢性期医療のニーズ増加に対応する施策が求められている。医療機関からの要請を受け、より高度な看護実践専門職の養成を目的とする大学院看護学研究科修士課程の設置が、令和 4 年 10 月に認可され、令和 5 年 4 月に開設した。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校法人松蔭学園は、私立学校法に基づき、寄附行為において理事会を法人の最高意思決定機関として明確に位置づけている。理事会の定員は 5 名以上 7 名以内と定められ、設置校の長および学識経験者等により構成されている。理事会は、法人の予算・決算、寄附行為その他の重要規程の改廃、ならびに学部・学科の構成等を含む重要事項について、審議・決定を行っている。

令和 6（2024）年度には、5 月、6 月、9 月、10 月、11 月、1 月に各 1 回、3 月に 2 回、計 8 回開催し、前述の重要事項についての意思決定を実施した。理事会は、理事全員が責任を持って法人運営に参画し、迅速かつ適切な意思決定を行えるよう、定例開催に加えて必要に応じて臨時理事会を開催している。

学園経営を含む重要事項は、すべて理事会に付議され、慎重に審議・決定されている。その他の意思決定事項は、稟議規程および関連規程に基づき決裁され、重要な実施事項については理事会にて報告されている。これらの体制により、理事会は法人の使命・目的の達成に向けた機能的意思決定を果たしていると自己評価する。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

環境変化に的確かつ迅速に対応するためには、柔軟で実効性のある意思決定が求められる。同時に、コンプライアンスおよびガバナンスの視点から、理事会をはじめとする意思決定機関における適切な付議や稟議制度を整備し、内部管理体制のさらなる強化が必要である。

本学園においては、こうした要請に応えるべく、バランスの取れた法人運営を実践しており、今後も引き続き、理事会における重要事項の意思決定の質的向上と、それに基づく業務執行体制の充実に努めていく所存である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

教育研究に関わる学内意思決定機関の組織は適切に整備されている。

本学の教育研究にかかわる学内意思決定機関の組織は、評議会、教授会、学部会議、学科会議、各種委員会である。各会議の検討については、学長に都度報告がなされている。

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学校法人松蔭学園においては、教育研究に関する学内意思決定機関の組織体制が適切に整備されており、各会議体における検討内容は随時学長に報告されている。

i 評議会

評議会は、「松蔭大学評議会規則」に基づき、学長の指示により、内部質保証の機能を果たすため、本学の教育・研究全般に関する重要事項をはじめとする以下の 10 の事項を審議している。

1. 本学の教育・研究全般に関する重要事項
2. 入学者選考の基本方針に関する事項
3. 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項
4. 学内諸機関相互間の連絡調整に関する事項
5. 理事会より諮問された事項
6. FD・SD に関する事項
7. 安全衛生に関する事項
8. ハラスメント対策に関する事項
9. 個人情報保護に関する事項
10. その他本学全般の学事に関する重要事項

評議会は、原則として毎月 1 回、教授会開催前に、教授会審議事項を中心にした議題で開催されている。各学部の学部長、学科長、大学院研究科長がその構成員であるため、全学

的な重要事項は、すべてこの機関において審議される。

ii 教授会

教授会は、「松蔭大学教授会規則」に基づき、「学長、副学長及び教授」で組織されている。原則として毎月1回、定例開催され、「教育課程の編成に関する事項」をはじめ、以下の7つの事項を審議している。

1. 教育課程の編成、実施及びその改善に関する事項
2. 学生の入学、及び課程の修了に関する事項
3. 学位の授与に関する事項
4. 学則の改廃に関する事項
5. 学生の除籍、復学に関する事項
6. 聴講生、科目等履修生及び委託生に関する事項
7. 学生の賞罰に関する事項

本学の教授会は、学長が招集し、その議長となるという構成のため、学部ごとの開催ではなく、文系3部合同（看護学部を除く。看護学部長出席）で開催されている。

看護学部は、カリキュラムの特徴から独自の教授会を原則月1回定例開催し、教育及び研究計画に関する事項を始め、以下の各号について審議している。

1. 教育及び研究計画に関する事項
2. 教育課程に関する事項
3. 入学・退学・休学・転学・除籍に関する事項
4. 学生の試験及び卒業に関する事項
5. 学生の更生補導及び賞罰に関する事項
6. 看護学部将来構想に関する事項
7. その他、教育及び研究に関連する重要事項

看護学部の教授会は、学部長が招集し、その議長となっている。なお、文系学部教授会情報は、看護学部長報告および書面で公開されて、周知している。

iii 学部会議

学部会議は、教授会終了後の同日に開催され、平成28(2016)年度より特任教授を含めた全教員（教授・准教授・専任講師）が参加している。この会議は、文系3学部合同の教授会での審議内容を各学部におろし、学部長が主宰し、全学的決定事項を徹底すると共に、更なる検討を加えるためのものである。また、学部独自の検討課題についてもそれぞれの所属教員が教育と研究を課題として議論検討を重ね成果をあげている。

看護学部においては、学部全教員（教授・准教授・講師・助教）が参加する全体会として年4回開催され、学部全体の運営に関する審議事項を事前に定めて検討し、成果を上げている。

iv 学科会議

学科会議は、学科において検討すべき教育方針、教育内容、カリキュラムの検討、学生確保の手段・方法などを検討すべく学科長が招集して不定期に開催される。学科会議の結果

は、学科長から学部長に報告される。

v 各種委員会

本学に設置される各種委員会は、【松蔭大学 事務組織図（令和6(2024)年4月1日）】にあるとおりであるが、それらは定期的に、また緊急の問題があるときには臨時に適宜に開催される。各委員会には各学部から選出された教員が委員として所属し、委員会ごとに分掌された業務にしたがい、政策策定について審議を行っている。

以上の通り、法人および大学の管理運営機関における意思決定体制は円滑に整備され、機能していると自己評価する。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

教育研究に関する事項については、学長の権限に基づき評議会に諮問され、その審議結果に基づいて教授会で再審議のうえ、学長によって決定される。意思決定機関として教授会が中心的役割を果たしており、その統括は学長が担っている。また、各種委員会における議論は、教授会で審議・決定され、学内における意思決定の正統性を支えている。

学長の職務は「職員組織規則」第4条において「学長は公務を掌り、所属職員を統轄する」と明記されており、現学長は理事長を兼務していることから、学園経営の最高責任者であると同時に、大学運営全般も掌っている。大学運営に係る基本方針は学長主宰の評議会にて策定され、理事会の審議・決定事項は評議会にて報告されている。さらに、理事会からの諮問事項については評議会にて検討した後、理事会に結果を報告している。

大学での意思決定事項は、教学関係については4学部長・研究科長へ、管理運営に関しては事務局長へ適切に指示され、業務執行に反映されている。これにより、相互牽制と協働によるガバナンスが適切に機能していると評価する。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

意思決定機関の制度設計自体に大きな問題は見られないが、より効果的かつ有機的に機能させるための取組が必要である。これを推進するため、平成28年度より、学長・副学長・4学部長・事務局長によって構成される「学長室会議」を設置し、学長を中心とする基本戦略の策定と戦術の実行を行っている。

また、各種委員会においては毎年目標を設定し、その進捗状況を確認しながらPDCAサイクルに基づく自己点検・評価を行っている。委員会活動の実効性を高めるため、継続的な検証と改善が求められている。

総合研究センターでは、大学の建学の精神に照らした新たな教育開発の方針が検討され、各学部・学科の教育研究活動および社会的ニーズとの整合性を図りつつ、将来展望の策定に向けた改革が進められている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

適切な財務運営を確立するためには、一定以上の入学学生数を確保し、学納金等の安定収入を図ることが必要である。ここ数年、新設学部・学科の学生数の増加により収入が増加し、支出面では新学部開設等に伴う施設設備の整備及び教員採用による人件費の増加等もなくなったことから、収支差額は改善し、令和 2 年度よりプラスとなった。

中長期の計画遂行するにあたっては、学生の安定的確保が優先課題であることから、これまで学生数の確保施策として学部増設、資格取得のための講座、施設設置を計画してきた。また、広報や各教職員の学生募集活動を強化し、学生数の増加を図り「学生生徒納付金」「補助金」の増収に努めている。

一方、支出面においても、人件費伸び率を 3%以内に抑え、教育研究経費、管理経費共に見直し等を行いながら、必要不可欠な支出に止めると共に効果的な支出を行い経費削減に努めている。その結果、収入と支出のバランスを保った収支差額を達成することができた。

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

安定した財務運営を実現するためには、一定以上の入学者数の確保を通じた学納金等の安定収入が不可欠である。近年、新設学部・学科の学生数増加により収入が増加し、支出面では新設学部に伴う初期投資や教員人件費等の一時的支出が収束したことから、令和 2 年度以降は収支差額が黒字化し、着実な改善が見られた。

中長期的計画の遂行に際しては、学生の安定的確保が最重要課題とされており、学部増設、資格取得講座の開講、施設整備などを推進してきた。また、広報活動および教職員による学生募集活動を強化することで、学生生徒納付金および補助金等の収入増加に努めている。

支出面においては、人件費の伸び率を 3%以内に抑制し、教育研究経費および管理経費の見直しを行うことで、必要最小限かつ効果的な支出にとどめ、経費削減を継続的に推進している。これらの取り組みにより、収入と支出のバランスが確保された収支構造が実現している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

中期計画においては、学生数の微増を前提とし、学納金を中心とした増収が見込まれている。支出面では中高校舎建替工事に加え、東京都都市計画道路補助 26 号線整備に伴う敷地減少への対応として、下北沢キャンパス隣接地および近隣地の購入を計画している。これにより、一時的には収支差額がマイナスとなる見込みであるが、学生数の増加および支出削減によって収支均衡が見込まれている。

本事業に係る資金は、手許現金預金および特定資産で充当し、借入によらず内部留保により実施可能な見通しである。資金面では第 2 号基本金を十分に確保し、有価証券・預貯金等の流動資産にも余裕があり、資金繰りに問題はない。

過去においては、新設学科開設や中高校舎建替に伴う初期費用等により、令和元年度までは基本金組入前の収支差額が赤字であったが、令和2年度以降は学生数の増加により学納金収入が拡大し、収支差額も黒字となった。このことから、収支バランスの確保と安定した財務基盤の確立が進展していると自己評価する。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後も安定した収支差額を維持するため、「学納金」関連収入を中心とする事業活動収入の拡大に取り組むとともに、その他収入の増加についても方策を講じていく方針である。支出面においては、教育環境の整備、施設の拡充、安全対策等に係る支出を優先しつつ、人件費の適正な管理を行い、不要不急の支出を排除し、計画的かつ効率的な支出を実践していく。

これらの取り組みにより、将来的にも収支均衡のとれた財務構造を維持し、安定した財務基盤の確立が可能であると考えている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人松蔭学園における会計処理は、学校法人会計基準および法人「経理規程」に則り、適正に実施されている。会計処理上の判断が困難な事案については、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、公認会計士、顧問税理士等に適宜相談を行い、専門的指導を受けながら、適切な処理を遂行している。

その結果、作成された計算書類については、監事より業務および財産の状況が適正である旨の監査報告を得ており、加えて独立監査人（公認会計士）からも、学校法人会計基準に基づく監査により適正との監査報告を毎年受けている。これにより、会計処理が組織的かつ適正に実施されている体制が確立されていると自己評価する。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査体制については、公認会計士2名を委嘱し、年間を通じて監査が実施されている。監査対象は、日常の会計処理に加え、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、重要な会計方針および注記に及び、決算終了後には「独立監査人の監査報告書」が法人に提出されており、毎年、適正な会計処理が確認されている。

また、監事による監査は、2名の監事が理事会・評議員会へ出席し業務報告の受領と処理方針の確認を行い、会計帳簿や関係書類の閲覧・調査・質疑等を通じて、業務・財産・理事の執行状況について監査を実施している。監事は必要に応じて公認会計士による監査にも同席し、相互に意見交換を行うなど、連携した監査体制を構築している。

毎年度、監査結果については監事から理事会・評議員会に報告され、「監査報告書」として提出されており、業務及び財産が正確かつ適正に処理されていることが確認されている。以上のことから、厳正な会計監査体制が整備され、適切に機能していると評価する。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、引き続き学校法人会計基準および本法人「経理規程」に基づき、組織的かつ適正な処理を継続していく方針である。公認会計士による会計監査、監事による内部監査も引き続き厳正に実施されている。今後は、会計基準や関係法令の改正動向に注視しつつ、引き続き公認会計士および監事との緊密な連携を図り、より高度な財務ガバナンスの確立に努めていく。

【基準 5 の自己評価】

本学の教育・研究目的を達成するためのガバナンスおよびマネジメント体制は、全体として適切に整備され、機能している。大学を取り巻く環境は日々変化しつつあり、学生の修学意識やキャリア観、さらには社会的ニーズも多様化している。

こうした状況下において、本学の 4 学部 9 学科における学生募集は、大学進学率の上昇、教員の努力、広報活動の強化などの成果により、近年良好な結果を示している。これにより、大学の財政状況は改善され、令和 2 年度から令和 5 年度まで、収入が支出を上回る収支構造となった。

本学園は、大学・大学院に共通する課題を総合的に解決すべく、平成 27（2015）年度に「大学改革中期目標・中期行動計画」（2015～2017 年度）を策定した。この計画に基づき、各部門は年度ごとの重点目標を定め、PDCA サイクルの手法を用いて実行している。特に定員未充足問題については喫緊の課題と位置づけ、最優先で取り組んでいる。大学運営については、教員の FD 活動とあわせて職員の SD 活動の推進にも今後一層力を注ぐ方針である。さらに、令和 3（2021）年度には、学園創立 80 周年を迎えた。四年制大学としては経営文化学部単独で開学したが、現在では 4 学部 9 学科を有する教育研究組織に発展している。平成 29（2017）年度には、コミュニケーション文化学部に子ども学科が設置認可され、大学全体としてのガバナンスの重要性は一層高まっている。

平成 27（2015）年 4 月の学校教育法改正を契機として、大学のガバナンスの在り方を再認識し、学長を中心とした全学方針の明確化に努めている。「三つのポリシー」により学部・学科の位置づけを明示し、大学評議員会の機能強化により実効性のある意思決定を図っている。また、学長の諮問機関として「学長室会議」が平成 28（2016）年 4 月に設置され、学園全体の戦略的運営体制が整備されつつある。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、教育水準の向上と社会的使命の達成を目的として、教育研究活動の点検・評価を自ら実施し、その結果を公表のうえ、第三者評価機関による評価を定期的に受審する旨を学則第 2 条に明記している。また、大学院学則においても同様の方針を掲げている。これに加え、法人としても「学校法人松蔭学園行動規範」により、職員が法令遵守と倫理に基づいた行動をとり、社会的信頼を獲得するための自律的行動規範を示している。

内部質保証体制の中核を担う「自己点検・評価委員会」は、学長を長とし、副学長、各学部長・学科長、研究科長、IR 室長、FD・SD 委員会委員長、教育開発センター長、事務局長等で構成される全学的審議機関であり、大学運営の基本方針を策定・運用している。同委員会の決定事項は、大学運営委員会の方針と整合し、教授会等に報告されることで、全学的な共有と実行に結びついている。

自己点検・評価委員会は、「自己点検・評価委員会規則」に基づき、①自己点検・評価の実施計画の策定、②評価項目の設定、③評価の実施、④結果に基づく改善提言、⑤理事会への報告、⑥第三者評価に関する事項を担っている。

委員会の下位組織としては、以下のような体制が整備されている：

- **FD・SD 委員会**：授業アンケートや公開授業、業務改善書などを通じて教育・学生支援の改善テーマを抽出し、質保証を担う。
- **IR 室**：評議会直属組織として、各種調査を通じた情報収集と分析を実施し、教育研究改善委員会へフィードバックを行っている。
- **総合研究センター**：全学の『自己点検評価書』をとりまとめ、記録・整備を担う。
- **第三者評価室**：総合研究センターの指示のもと、「大学機関別認証評価 実施大綱」に準拠し、自己点検評価書の作成および外部評価受審の準備を行っている。
- **各学部・大学院**：教授会、学部会、研究科委員会、各種委員会、FD・SD 活動を通じた自己点検・評価を推進している。

以上より、本学の内部質保証体制は、学長を長とする自己点検・評価委員会を中心に、教育組織・事務組織・学生の意見も取り入れながら、全教職員が協働して取り組む機能的かつ実効的な体制として確立していると自己評価する。

1) 内部質保証の全学的方針

本学では、大学全体の質保証を実現するために、学則第2 条第1 項において、「本学は教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う」とし、同条第2 項で「本学は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表し、自らの改善、向上に結びつけるため第三者機関による評価を定期的に実施する」としている。

大学院学則第2条も同様の方針を定めている。

また、法人は、「学校法人 松蔭学園 行動規範」を定めて、「学校法人松蔭学園は教育・研究機関として、法規範を遵守し、倫理に基づき適宜適切な行動をすることを旨とする。職員は、ここに定める”行動規範”に従い、全学園一致協力のもと地域・社会から信頼を得られるよう自律的に行動する。」

（第1条）とし、法人に所属する職員に対して、自律的な内部質保証のための行動規範を示している。

2) 内部質保証の組織体制と責任体制

自己点検・評価の中核組織として松蔭大学(以下「本学」)における全学的な内部質保証は、3つの方針「ディプロマポリシー(卒業の認定に関する方針)」「カリキュラムポリシー(教育課程の編成及び実施に関する方針)」「アドミッションポリシー(入学者の受入れに関する方針)」(以下「3つの方針」)を起点として、中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証として実施している。

この内部質保証を機能させていく体制として、「自己点検・評価委員会」が中心となり、全学的な自己点検評価活動を行っている。これは、学校教育法第109条や学校教育法施行規則第166条の定めにもとって実施しているもので、「学則」第2条第2項の定めるところにより、「自己点検・評価委員会規則」が規定されている。自己点検・評価委員会規則では、本学の教育・研究及び運営等の評価を行うために設置する自己点検・評価委員会に関する基本的事項を定めており、自己点検評価体制について規定されている。自己点検・評価委員会規則の第3条では、①自己点検・評価の実施計画の策定、②自己点検・評価の項目の設定、③自己点検・評価の実施、④自己点検・評価の結果に基づく活用方法の策定並びに改善措置の提言、⑤自己点検・評価の理事会への報告、⑥第三者評価に関する事項が定められている。

自己点検・評価委員会は、学長を長として、副学長、各学部長・学科長、研究科長、IR室長、FD・SD委員会委員長、総合研究センター長、事務局長等からなっている。大学全体の教育研究面の自己点検・評価・改善の基本方針の策定と運営は、同委員会によって行われている。同委員会は、大学の全学審議機関である。そのため、自己点検・評価委員会の決定はそのまま大学運営委員会の方針や決定に沿うものとなっている。自己点検・評価委員会での議論や方針は、各学部・大学院の教授会に随時報告され、全学的に情報共有が図られている。

第一に、自己点検評価体制は、委員長を中心に自己点検・評価委員会が運営され、調査・点検及び評価を実施している。これらの一連の結果は、学長のリーダーシップの下、教育の質保証が推進されている。

第二に、同委員会の方針の下にFD・SD委員会が主に教育や研究面における自己点検・評価・改善を行っている。FD・SD委員会は、授業アンケート、公開授業、事務スタッフの毎年度の計画と改善書等を通じて明らかになった教育改善に関するテーマについて、隔月で会議を開催し、教学・学生支援の面から、質保証のための機能を担っている。

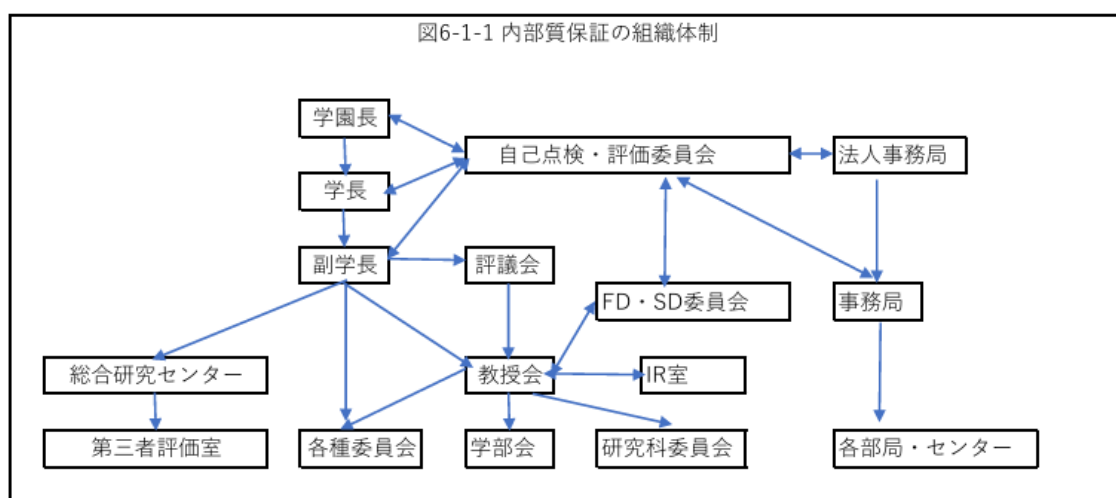
第三に、同委員会の方針の下に、IR室が設置され、大学全体の自己点検・改善活動を行っている。IR室は、FD・SD委員会と同様、評議会直属の組織として、各種調査を通して自己点検・評価に必要な情報収集と分析を行っている。詳細は「6-2-②」で示すが、毎年、各種の調査を実施している。それらの集計・分析結果を教育研究改善委員会に逐次報告している。

第四に、自己点検・評価委員会の方針の下に、総合研究センターが、毎年度の『自己点検評価書』のとりまとめを行っている。

第五に、第三者評価室は、総合研究センターの指示のもと、日本高等教育評価機構が定める「大学機関別認証評価 実施大綱」に準拠して『自己点検評価書』を隔年で作成しつつ、7 年ごとの外部評価受審の準備を行っている。

第六に、各学部、大学院は、上記に述べた全学的な内部質保証の組織体制の下で、教授会、学部会、研究科委員会、各委員会活動、FD・SD活動等を通して、自己点検・評価を進めている。

以上のように、本学の内部質保証の体制は、学長を長とする自己点検・評価委員会の下に、教育組織や事務組織、学生からの意見も聴きつつ、全教職員が取り組む体制となっている。



(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、学長を長とする自己点検・評価委員会の主導の下、IR室、FD・SD委員会を中心に、教務委員会、学生委員会、入試委員会、キャリア委員会、広報・学生募集委員会、国際交流委員会、生涯学習委員会、ハラスメント対策委員会、防災・衛生環境委員会、総合研究センター、図書館・資料館といった教学・管理組織の協働体制を強化していく。

また、活動の客観性と整合性を確保するため、引き続き日本高等教育評価機構が定める第三者評価の「実施大綱」に準拠して、実施項目・方法等を整備・運用していく。今後とも、本学は主体的かつ客観的な自己点検・評価を継続的に推進し、内部質保証の高度化を図っていく方針である。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、学則第2条において、自己点検・評価の結果を公表し、第三者評価を定期的に受審する旨を明記し、教育研究活動等に係る自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

その中核的機関として「自己点検・評価委員会」が設置され、各基準項目に関係する学内各部署が主体的に執筆する『自己点検評価書』を毎年作成している。また、学生生活意識・実態調査を通じ、学生からのフィードバックを学生委員会で検討し、必要に応じて全教職員に共有している。

あわせて、IR室、学生相談室、教務部、教職・保育支援室、キャリアセンターなど各部署による調査結果やデータに基づいた自己点検・評価が実施されている。授業アンケート結果や就職状況、教職課程点検評価書などを通じた取組がFD・SD活動と連動しており、教育の質保証に資している。

自己点検・評価の客観性と透明性は、日本高等教育評価機構の「実施大綱」に準拠したエビデンス重視の評価に基づいて確保されており、点検・評価結果は教授会・学部会等を通して学内に共有されるとともに、『自己点検評価書』を大学HP上に公表し、社会に対しても透明性を担保している。加えて、IR室・広報部などによる各種分析結果は、委員会や全教職員にも共有されており、全学的改善の基盤となっている。

以上より、本学は自律的かつ客観性を備えた自己点検・評価を実施し、その結果を学内外に適切に共有していると自己評価する。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、自己点検・評価を実施するため、以下の調査を実施し、情報の収集・蓄積・公表を行うとともに、IR室が中心となり、各調査から得られた情報を統合し分析する事で得られた知見を、教育、研究、その他の校務の改善に役立てている。

1. 所属教員の業績情報：教育開発センターにより、著書、論文、学会発表等の項目別に収集され、ホームページ等を通じて公表されている。IR室ではそれらのデータを、職位、学位、年齢別に集計し、各教員がキャリアステージや役割に応じて、適切な業績を上げられるよう、研究活動の支援に役立てている。また、授業履修者のデータと組み合わせ、各教員の授業や校務負担の増加が、研究活動を阻害していないかの確認や昇進等の人事評価にも活用されている。
2. 退学者・退学処分者の情報：教務課により収集され、集計、公表されている。IR室は、退学率の長期的な動向を監視するとともに、退学率をさらに減少させるため、退学者の属性分析や、履修状況・学生満足度のデータと照合し、初年次教育の改善やカリキュラム全体の設計、人員配置に役立てている。
3. 入試情報：広報課によって収集され、集計、公表されている。主に広報・学生募集戦略において利用される。また、学籍番号を通して、退学者・退学処分者の情報や教務データとも照合され、出身校や入試区分の学業成績・退学状況への影響の分析も行っている。

4. 就職状況・進路：キャリアセンターが集計し、公表している。IR 室は、キャリアセンターからの「就職ガイダンスの非出席者の方が、出席者よりも就職率が高いように思われる」と言う報告を検証し、就職希望者の少ない学部においては、就職ガイダンスが就職率に対して有意な正の影響がある事を実証した。
5. 授業評価アンケート：教務課により収集、集計、公表されている。アンケートの集計結果は、各担当教員に配布される事で授業の改善に役立てて貰っている。IR 室はそのデータを分析し、特に評価の高い教員を数量的・質的データの両方を検討した上で定期的に表彰している。また、極端にスコアの低い授業は、学生とのトラブルが起きている可能性が高いことから、授業における学生とのトラブルの早期発見やカリキュラムにおける人員配置にも役立てている。各教員の教育能力評価には現在使われていない。
6. 履修者数、成績、修得単位数等の情報：教務課により収集、集計、公表される。IR 室は、授業評価アンケートと照合し、成績評価の厳しさと授業評価の関係の分析やクラスサイズと授業評価の分析などを行っている。少人数の授業（受講生 $\leq$ 20 人）で学生満足度が高く、大人数の授業（受講生 $>$ 40 人）で満足度が低い事から、一授業あたりの受講生の規模を保つよう定期的なモニタリングをしている。また、成績評価が各教員間で公平に行われるよう成績評価の分布に関しても分析を行っている。また、特定の属性に基づく差別の疑いに関する申し出があった場合には、当該教員の授業でシステムティックな成績差別が存在しないかを検証した。
7. 学生生活意識調査：2 年に一度、学生課が担当し、学生の生活環境の改善に役立てている。匿名のため、他のデータとの接続が難しく、現在、匿名性を保ったまま、他のデータと接続し、そこで得られた知見を活かす方法を議論している。
8. 特定授業の効果の測定：松蔭大学では、2015 年以降、導入教育として、一年生を主なターゲットに SDGs の 17 目標 169 のターゲットを包括的にカバーする授業、「持続可能な開発目標と国際社会」（現「SDGs と人口」、「SDGs の政治経済学」）を一般教養科目として提供している。開講 5 年目に、その科目の受講者のその後の履修選択や海外留学にどのような影響を与えているのかを検証した。

以上により、本学では IR の枠組みに基づき、多角的なデータ収集と横断的な分析を通じた質保証体制を構築しており、教育研究の実質的改善に結びつけていると自己評価する。

（3）6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、自己点検・評価委員会規則に則り、エビデンスに基づく自己点検・評価のサイクルを着実に実施している。特に、「概要の公表」の義務を明記することで、透明性と実行力を高めている。今後は、IR 機能のより実効的な活用を目指し、学長室会議において各組織体との連携強化とデータの集約体制の見直しを進め、さらなる質保証体制の高度化を図っていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、自己点検・評価が確実に実施されており、その執行状況についても適切であると確認されている。今後は、翌年度への課題処理や更なる改善点の洗い出しを念頭に、着実な業務推進が求められるとの認識のもと、継続的改善に取り組んでいる。

本学では、「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」のいわゆる「3つの方針」を起点としたPDCAサイクルに基づく内部質保証活動を継続的に展開しており、教育内容の改善・向上に資している。このPDCAサイクルの意義と運用の実効性を明文化すべく、学長室会議において「松蔭大学における校是【知行合一】と内部質保証の機能性」を策定し、教授会にて正式に承認されている。これにより、大学全体の質保証活動における共通認識と行動指針が明確化されている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、すでに内部質保証体制としてPDCAサイクルに基づいた仕組みを確立しているが、今後はこの体制に外部の視点をさらに加えることを検討している。具体的には、学外関係者による書面による意見照会や確認といった参画機会を設け、自主的・自律的な点検・評価に第三者的視座を組み込むことで、質保証体制の透明性と信頼性の一層の向上を図る所存である。

〔基準 6 の自己評価〕

本学の全学的な内部質保証体制は、「自己点検・評価委員会」を中心に構築されており、教育・研究・運営の各分野における質保証を一体的に担っている。また、建学の理念・ビジョンを実現するための方向性を示した「中長期計画」およびそれに基づいた「事業計画」が策定・運用されており、進捗管理のもとで大学全体の質保証が着実に実践されている。自己点検・評価は、PDCAサイクルに基づく自主的かつ自律的な取組として定着しており、各種委員会による年間を通じた点検・評価活動とともに、エビデンスに基づく『自己点検・評価報告書』の作成および概要の社会的公表が継続的に実施されている。

大学全体の改善につながる仕組みとしては、外部からの第三者評価結果と内部の自己点検・評価結果の両者を踏まえた実効性のある改善活動が展開されており、本学の質保証体制は、組織的かつ実質的に機能していると評価できる。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1. 留学・国際交流

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-1. 本学の学生のための海外留学制度

本学では、学生が多様な価値観や国際社会を理解し、その経験を将来に生かすことができるよう、交換留学、協定校留学、認定校留学の3種の制度を設け、柔軟な選択を可能にしている。交換留学は学費相互免除の形式で、中国・韓国・台湾・フィリピン・モロッコ・セネガルの7大学と締結しており、毎年数名の学生を派遣している。

また、交換留学以外にアメリカ・中国・ニュージーランドの協定校への留学を支援しており、認定校留学制度では学生の希望先への語学留学をサポートしている。留学による単位取得も制度化されており、半年で15単位、1年で30単位を上限に認定が可能で、在学4年間での卒業も支障なく行える体制である。国際交流委員会によって、説明会や個別相談を年に複数回実施し、学生の留学支援体制を整えている。

A-1-2. 留学生の本学への受け入れ

本学では、①外国人留学生特別入試による正規入学、②大学間協定に基づく編入（ジョイント・ディグリー・プログラム）、③協定校からの交換留学の三つの形態で外国人留学生を受け入れている。特に、大連工業大学や上海交通大学とのジョイント・ディグリー・プログラムは、2～3年次への編入を可能とし、双方の学位取得が可能である。

交換留学生については、韓国・中国・台湾の協定校から毎年2～11名の受入実績がある。留学生の受入にあたっては、国際交流委員会や学生課が入国・生活支援を行い、学生委員会傘下の留学生支援室が日常生活や学修のサポートを実施している。また、学生サークルによる生活支援活動や教職員参加による交流行事（歓迎会、料理体験、博物館訪問等）も開催され、少人数教育の強みを生かした親密な交流が進められている。

A-1-3. 国際協力：持続可能な開発目標（SDGs）への貢献

本学では、平成17（2005）年度より JICA 横浜との連携による「JICA 横浜－松蔭大学連携講座」を開講し、国際協力人材の育成と SDGs に関する理解促進を目指してきた。講座は夏期集中から通年化され、海外ネットワークを活用した授業とともに、国際機関への提案活動や学生参加による相互ヒアリングへの出席など、積極的な社会連携活動を展開している。加えて、国連アカデミック・インパクト（UNAI）、UNWTO、UNHabitat、SDSN 等と連携し、学生・地域住民を巻き込んだ地域ベースの SDGs 推進活動にも力を入れている。

A-1-4. 留学生宿舍

平成28（2016）年度には、通学圏内に140名収容可能な愛名松蔭会館を新設し、留学生の生活拠点として整備している。個室対応、食事提供、性別別区分、安全管理など、快適かつ安全な学修生活が可能な住環境を構築している。

東北沢の留学生宿舎に変わり、平成 28(2016)年度に森の里キャンパスから徒歩で通学可能な 140 名収容の愛名松蔭会館が設置された。この寮において留学生の受け入れを行っている。個室が整備され、長期休暇期間を除き朝食と夕食が提供される。またオートロックで入館が管理され、男女別に分けられた居住スペースに合わせ個々にエレベーターが設置され、安全な環境で就学できる体制が整えられている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後の展望として、第一に、アジア圏及び英語圏の協定校拡充を進める。アジアの近隣国との学生交流は、国際理解と地域平和の基盤として重要であり、引き続き力を入れていく。また、質の高い英語教育を提供する英語圏大学との連携を強化していく。

第二に、協定校との学術交流の推進を図る。これまでの学生交流に加え、教員・研究者の相互訪問や共同研究を通じた関係深化を目指している。特に、大連工業大学および黒河学院とは具体的な協力計画を有している。また、「訪問学生」および「訪問研究員」制度を充実させ、大学ホームページの多言語展開を通じた国際発信力の向上に取り組む。

〔基準 A の自己評価〕

る。大学が保有する物的・人的資源を、国内外を問わず社会に提供し、地域や国際社会に貢献する体制が構築されていることは、評価に値する取り組みであると認識している。

基準 B. 社会貢献

B-1-① 大学施設の開放、公開講座等の実施、リカレント教育の実施

B-1-② 地域社会連携事業の実施、教員、学生の参画

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、「社会・地域に開かれた大学」として、大学から社会、地域へとその資源を還元するだけでなく、社会、地域との協働を生み出し、よりよい社会づくり、地域づくりに貢献するための以下の活動を進めてきた。

B-1-① 大学施設の開放、公開講座等の実施、リカレント教育の実施

本学は「社会・地域に開かれた大学」としての理念に基づき、大学の物的・人的資源を地域社会に還元し、また地域と連携・協働しながら諸活動を展開している。

森の里キャンパスおよびステーションキャンパスは、情報処理技術者試験、実用英語検定、サービス接遇検定などの会場として活用されており、また厚木市民による利用も受け入れている。

公開講座としては、厚木市および市内 5 大学による包括協定に基づく「あつぎ協働大学」において、本学教員が専門性を活かした講義を複数担当し、市民の学びとまちづくりの意識向上に貢献している。学生を含めた双方向的な学びが展開されており、アンケートでも

高評価を得ている。また、学園祭の機会には SDGs 関連特別講演も実施し、学内外の参加者に向けた社会啓発活動を行っている。

リカレント教育については、社会人特別入試、科目等履修生、聴講生制度を整備するとともに、平成 24 年度からは 50 歳以上の県内在住者を対象とした「シニア学生制度」を導入し、生涯学習の機会を提供している。入学したシニア学生は学生との交流を通じて教育的相乗効果も生み出しており、その学修成果が特別表彰されるなど、制度の意義と実効性が認められている。

B-1-② 地域社会連携事業の実施、教員、学生の参画

本学教員は、厚木市および周辺市町村の諸委員会・審議会等に参加し、専門的知見を地域政策に活かしている。また、愛川町の「愛川ブランド認定制度」では、制度設計から実務運用まで深く関与し、地域資源の可視化とブランド化に寄与している。

観光メディア文化学部は、学生とともに地域観光振興の支援に取り組んでおり、若者の視点を活かしたまちづくり提案、地域イベントへの参画、地元グループとの連携など、教育効果と地域貢献が相互に作用する実践型学習を展開している。NPO や自治体と協働した防犯活動などのユニークな取組も実績として挙げられる。

看護学部においては、地域連携委員会を中心に出前講座、健康教育、防災訓練等に積極的に関わり、地域福祉・健康支援に貢献している。

神奈川県内の大学・自治体・企業と連携した取組として、「かながわ観光大学推進協議会」や「神奈川産学チャレンジプログラム」への継続的な参画が挙げられる。特に観光・地域づくり分野での産学官連携や、課題解決型教育プログラムへの参加は、学生の成長支援と社会的ネットワークの拡充につながっている。

学園祭（松蔭祭）でも、文化財である人形芝居の招致や看護学部による健康プログラム提供等を通して地域住民との交流を図っている。また、地元行政からの要請を受けた施設の貸出や共同調査などを通じて、地域との協力関係を着実に深めている。

1) 地元厚木市はじめ県央地区の連携

上記で挙げた厚木市と市内 5 つの大学との包括協定の他、本学教員が、厚木における各種委員会や審議会に加わり、その知識、経験を活かし、地域の発展のために尽力してきた。平成 27(2015)年度は、13 の委員会等に関わり、継続しての参加だけでなく、政府が新たに進めるまち・ひと・しごと創生本部の施策を地域で進める会議に関わるなど、まちづくりにさまざまな分野で助言等を行っている。

また、厚木市周辺市町村の事業等においても、厚木市と同様に、専門家としてまちづくりに参画している。厚木市の北側、愛川町においては、町の知名度アップや観光振興、地域産業の活性化などを目的とする「愛川ブランド認定制度」の制度づくりからブランド品の認定まで、観光メディア文化学部教員が関わり、「愛川ブランド」として 28 品を決定した。今後は、「愛川ブランド」の広報等にも関わっていく予定である。

厚木市の西側清川村においては、清川村でのまち・ひと・しごと創生推進会議のメンバーとして、観光メディア文化学部教員が村の将来像に、観光振興の視点で多くの助言を行った。

看護学部においては、地域連携委員会が中心となって、厚木市森の里地区を中心にそれぞれの専門性を生かした健康教育にかかわる出前講義の公開やあつぎ協働大学、厚木市災

害避難訓練等に参加し、厚木市周辺住民の評価を得ている。

2) まちづくりへの参加

各地で、観光を核としてまちづくりが進められている中、本学の観光メディア文化学部がその専門性を活かし、厚木市をはじめ、厚木市周辺市町村との連携のもと、観光振興の支援を行っている。この活動においても、学生の参加を促し、また、学生がまちづくりの当事者として、意見を述べたり、提案を行ったりという機会を設けるようにしていることが特徴である。若者目線の意見を求める地域からの要望もあり、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、企画力等の向上といった学生の学習の場として相乗効果を生み、本学の建学の精神である「知行合一」を具現化したものである。

本学教員が平成 29(2017)年度に関わったまちづくり等の活動は、15 件ある。その連携先も、厚木市観光協会や厚木市青年会議所といった地域の公的団体だけでなく、本学森の里キャンパスにほど近い小野地区で小野小町の顕彰を行う地域グループなど、多種に亘っている。

その中の一つ、NP0 ブルーラインとの防犯啓発活動は、平成 27(2015)年度からの新規の取り組みである。NP0 ブルーラインは、神奈川県厚木警察署管内で夜間防犯パトロールを行う自主防犯団体で、厚木青年会議所の OB を中心に立ち上げられた。厚木市青年会議所とは、平成 23(2011)年度から連携が始まり、その縁で今回の活動となった。本学学生たちが、本厚木駅広場にて、青いサンタや魔女に変装し、青色防犯パトロールをモチーフにしたチラシでブルーラインを PR した。会場では、年末警戒パトロールが実施され、厚木警察署長や市長をはじめとする 100 名程が集まった。この様子は、地元のケーブルテレビの地元ニュースとして紹介された。

3) 神奈川県内大学、神奈川県内企業、団体との連携

本学は、神奈川県内で観光系の学部学科を持つその他 3 つの大学（東海大学、文教大学、横浜商科大学）及び神奈川県観光課と協働で、かながわ観光大学推進協議会を平成 22(2010)年に設立し（東海大学は平成 23(2011)年から）、観光分野における「学・公・産」の連携事業を展開している。具体的には、県内各地で観光分野の人材育成、観光まちづくりに寄与すべく開講する「かながわ移動観光大学」等の研修事業であり、本学は、平成 22(2010)年度厚木市、平成 23(2011)年度及び平成 24(2012)年度座間市、平成 25(2013)年度相模原市に続いて、平成 26(2014)年度は厚木市での「かながわ移動観光大学」に関わった。

また、神奈川経済同友会が主催する神奈川産学チャレンジプログラムに、本学学生たちがゼミ等で参加している。このプログラムは、神奈川県内にキャンパスを持つ大学と神奈川経済同友会の会員が所属する企業、団体とが協同し、産学連携による学生の人材育成を目的とした課題解決型研究コンペとして平成 16(2004)年度から実施され、本学は、平成 24(2012)年度から参加している。この 4 年間で合わせて、15 チーム、47 名の学生が参加した。今後も、継続しての参加が望まれる活動であり、本学事務局学生総合センターが窓口となり、参加支援を行っている。

4) 大学と地域社会との協力関係

学園祭（松蔭祭）は、本学と地域社会の交流をつくりだしている。本学日本文化コミュニケーション学科の教員の協力を得て、地元厚木市で活動し国の重要無形民俗文化財に指

定されている相模人形芝居長谷座による人形芝居が、昨年度に引き続き行われた。また看護学部学生による、身体測定やヘルシーカフェ、リメディアル教育の成果を発表するポスター展示などに、地域の方も数多く訪れた。

森の里地域、厚木市、神奈川県の「住民、行政、企業」との連携は、本学の建学の精神である「知行合一」の具現化そのものである。たとえば、地元厚木市のアンテナショップ「あつ・まる」を授業でヒアリング調査を行った際には、平成26(2014)年度卒業生である地元観光協会職員から説明を聞き、質問をするという「知行合一」を実践する場となり、ヒアリングの結果はパネルにまとめ、松蔭祭で披露した。

また、地元森の里地域自治会連絡協議会の要請で、同協議会主催の演奏会等のイベント会場として、日曜・祭日で本学の授業に差し障りのない日時に松蔭ホールの使用申込みを受けることとしている。

〔基準Bの自己評価〕

本学は、厚木市を中心とする地域社会に根差し、教職員および学生が積極的に地域貢献活動に取り組んでいる。この姿勢は今後も継続していく所存である。特に看護学部の特性を活かし、他学部との協働を通じて、厚木市が進める「セーフコミュニティ認証都市」としてのまちづくり（地域の誰もがいつまでも健康で幸せに暮らせるまち）に対しても、大学として連携・協力を推進していく。本学の社会貢献活動は、学内の教育的取り組みと直結しており、地域課題の解決と人材育成の好循環を形成していると自己評価する。

基準 C-1 教員の研究業績等

C-1 ① 教員の研究業績を社会に向けて開示する体制

C-1- ② 教員による研究の学問的・倫理的質の保証

(1) C-1 の自己判定

基準項目 C-3 を満たしている。

(2) C-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

C-1 ① 教員の研究業績を社会に向けて開示する体制

本学においては、教員の研究成果を社会に広く公表するため、複数の学術雑誌を定期的に発行している。具体的には、大学院経営管理研究科による『松蔭論叢』、文化教育研究所による『松蔭大学紀要』、看護学部による『松蔭大学看護学研究紀要』が年1回発行されている。また、オンライン上での公開が決定されており、その準備が進められている。投稿区分としては、専任および非常勤教員による研究論文、研究ノート、翻訳等が掲載されており、教員の学術活動の成果が可視化されている。

加えて、大学ウェブサイトにおいては、教員紹介ページに各教員の著書、論文、学会発表等の情報を掲載しており、対外的な情報公開体制も整備されている。これらの取り組みにより、研究成果の社会的開示と説明責任が果たされていると評価する。

C-1- ② 教員による研究の学問的・倫理的質の保証

本学では、研究成果の学問的な質を担保するため、学内で発行する学術雑誌においては

査読制度を設けている。査読は、研究実績を有する教員が担当し、論文の学術的妥当性や構成の妥当性について確認を行っている。

また、研究倫理の遵守を徹底するため、全教員に対して CITI Japan によるオンライン研究倫理プログラムの受講と合格を義務付けている。加えて、専門の教員を主とする学術研究倫理委員会を設置し、看護学や心理学など人を対象とした研究につき事前審査を行い、倫理面で課題の残る研究については不承認または条件付き承認とし、改善に向けた指示を通じその倫理的適切性を確保している。

また年に1回、専任教員に対し研究倫理の講演会を開催し、研究倫理の資質向上を図っている。

これにより、教員の研究活動は、学問的厳密性と倫理的適切性の両面から保証されており、健全な学術環境の構築が図られていると自己評価する。

(3) C-1 の改善・向上方策（将来計画）

研究業績の社会的開示体制については、査読の質の向上に向けて、総合研究センターを中心に査読体制の強化が進められている。具体的には査読者の選抜方法の変更等から進める予定である。また、査読付き学会誌への投稿促進や、競争的資金の外部獲得を更に促し、研究の質を一層向上させる必要がある。そのためには、教員一人ひとりが自覚を持って研究活動に取り組む姿勢を維持・強化していくことが求められる。

研究倫理に関しては、研究倫理審査委員会を文科系と看護系に分割し、それぞれの専門に合わせた審査が行えるように改編していく。今後は倫理的配慮の重要性を明確にし、毎年の研究倫理講演会を通じ教員への周知徹底を図っていく。

【基準 C の自己評価】

本学は、教育・研究活動の活性化を目指し、社会との多様な連携を維持・発展させている。物的・人的資源を国内外に向けて積極的に提供するとともに、教員の研究業績の開示体制を整備し、学問的・倫理的質の保証体制を構築している。これらの体制は、大学の社会的信頼性の確保に資するものであり、継続的に評価・改善を進めていく所存である。

V. 特記事項

① 特色ある教育

① . 導入教育

本学では、入学初年次における教育支援体制として、基礎ゼミおよびクラスアドバイザー制度（経営文化学部、コミュニケーション文化学部、観光メディア文化学部）を設けており、学生個々の適応と成長を支援している。看護学部においては、よりきめ細やかな指導を目的としてチューター制度を導入している。これにより、全学的に初年次教育の充実が図られている。

② . 持続可能な開発目標のための教育

本学は、JICA 横浜との連携のもと、2015 年より持続可能な開発目標（SDGs）に関する教育を国内に先駆けて開始している。2017 年には、国連関連機関である SDG Academy より、世界の教育パイロット校 10 校のうちの一つとして選定された実績を有しており、国際的に意義のある先進的な教育活動を展開している。

2. 資格取得報賞金制度

松蔭大学同窓会（松韻会）では、定められた資格を取得し、申請した学生に対して報奨金の支給をおこなっている。

Aランク 報賞金 5万円

日商簿記検定 1 級、税理士試験科目 1 科目以上合格、英検準 1 級

TOEIC 700 点以上、総合旅行業務取扱管理者 世界遺産検定マイスター等

Bランク 褒賞金 3万円

日商簿記検定 2 級、宅地建物取引士、販売士 1 級、英検 2 級、TOEIC600 点以上

日本語能力試験 N1 等

3. 奨学金・教育ローン

奨学金について

1. 松蔭大学松韻会 奨学金
2. 日本学生支援機構
3. 地方公共・民間育英団体奨学金
4. 私費外国人留学生を対象とする奨学金

教育ローンについて

1. 提携教育ローン オリコ「学費サポートプラン」
2. 国の教育ローン（日本政策金融公庫）